

医薬品流通に係る業務実態に関する調査報告書 (全体版)

一般社団法人 日本保険薬局協会
医薬品流通・OTC検討委員会
医療制度検討委員会

2025年1月

調査概要

- 目的：医薬品流通に係る薬局の業務実態を把握するため
- 内容：○医薬品の流通状況 ○一社流通品に係る現場の実態
○休日配送の実態 ○「変更調剤の取扱いについて」事務連絡の影響 ○長期収載品に係る選定療養について施行直後の対応状況
- 対象：日本保険薬局協会会員薬局 管理薬剤師
- 方法：オンラインWEB調査 1薬局1回答
- 回答期間：2024年11月1日（金）～12月4日（水）
- 回答数：4,551薬局（22.4%）*
- 実施主体：医薬品流通・OTC検討委員会／医療制度検討委員会
- 倫理審査：日本薬局学会倫理審査委員会 受付番号24014

調査結果 Summary

－医薬品の流通状況と業務実態－

医薬品流通の現状と課題について多角的な調査を実施。医療用医薬品の流通状況について、**89.3%の薬局が後発医薬品調剤割合の維持に負担を感じており、91.4%が2020年12月以前と比較して現在の流通状況が不安定だと回答した。**これらの結果は、医薬品供給の安定性に関する深刻な問題が継続していることを示している。

卸が限定されている医薬品の入手に関しては、多くの薬局で卸変更や納品時期確認を余儀なくされているだけでなく、**患者への欠品対応や継続服用の中断といった問題も発生**している。特に一社流通の医薬品については、**72.6%の薬局が取扱いがあると回答、そのうち65.5%は患者に迷惑をかけた事例があった**とし、医薬品供給の課題が顕著である。**メーカーや卸からの一社流通の理由説明は極めて限定的**であり、大多数の薬局には説明がなされていない現状が明らかになった。この状況は**薬局運営に負担をかけ、患者への持続的な医薬品供給にも支障**をきたしている。

医薬品卸の休日配送について、**90.4%の薬局が土曜日配送は業務や患者に貢献すると回答、日曜日・祝日配送も同様の傾向を示した。**特に「欠品削減」「患者の継続服用に貢献」「夜間・休日の医薬品供給」における貢献が高い回答率となった。また、休日営業の薬局とそれ以外の薬局との間で回答に差が見られ、休日営業の課題や苦勞が見受けられた。

－「変更調剤の取扱いについて」事務連絡の影響－

「変更調剤の取扱いについて」の事務連絡に関しては、**85.9%の薬局がメリットを感じていると回答、この事務連絡が恒常的に認められた場合、疑義照会に係る負担軽減や待ち時間削減、欠品削減など、業務効率化や患者サービス向上につながる多くのメリットが期待される。**

－長期収載品に係る選定療養について施行直後の対応状況－

2024年10月より長期収載品に係る選定療養制度が施行された。10月の対応状況を調査したところ、後発医薬品使用率向上の報告があることから、薬局現場における制度運用が一定の効果を上げていることが示された。

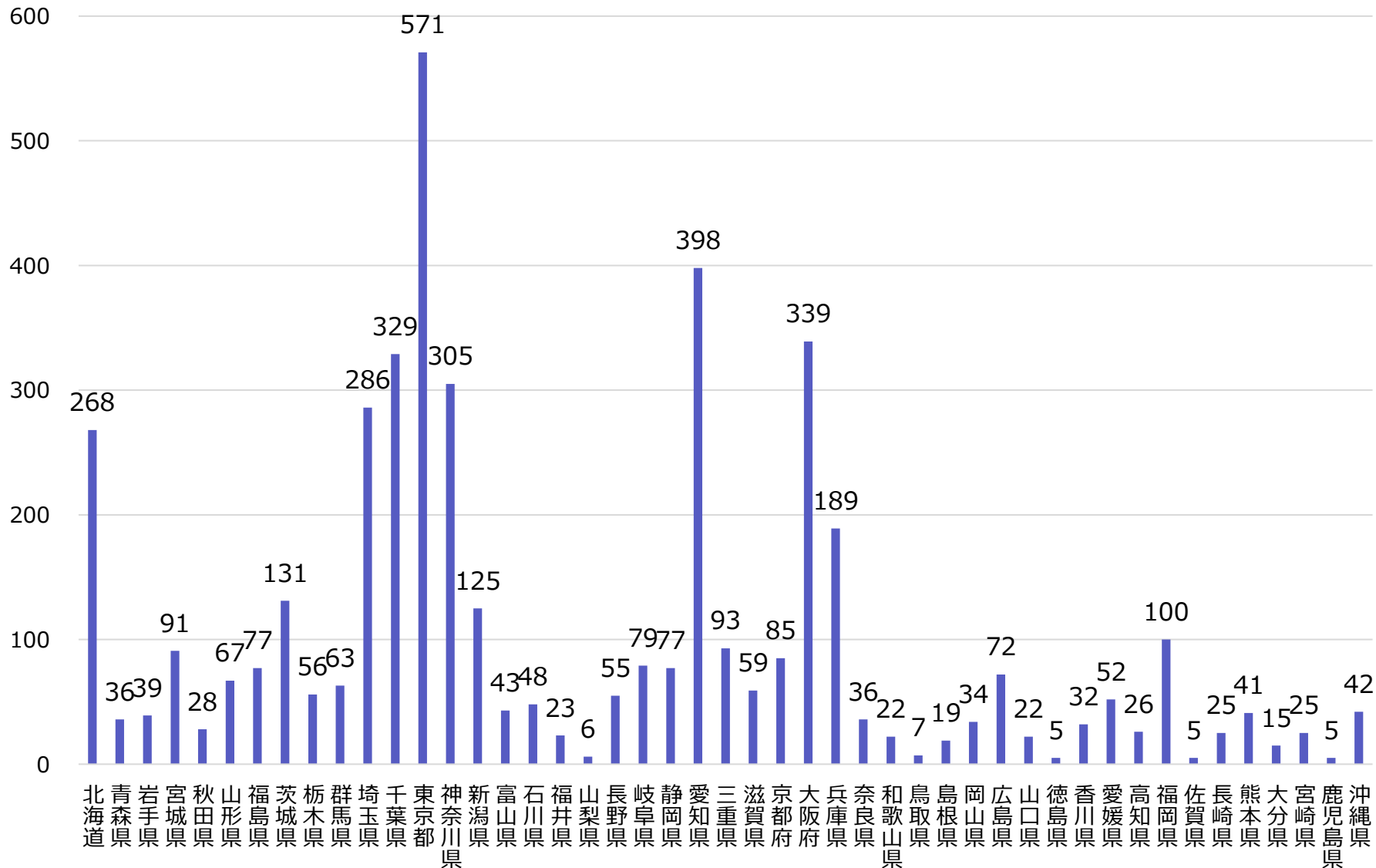
しかし、**回答薬局のうち90.1%が、患者説明や関連対応に負担を感じていた。**患者一人当たりの説明等に係る平均時間は2.89分、業務工程別の負担では「患者説明」に係る工程の回答率が91.3%と最も高く、次いで「会計」70.6%、「調達・在庫管理」62.3%、「薬学的業務」59.8%であった。**新制度導入に伴い、薬局業務の多くの面で新たな負担が生じていることが示された。**

患者の選択に関しては、説明を受けた患者のうち後発医薬品への変更を希望した割合は平均で55%であり、長期収載品を選択した患者に求める「特別の料金」の平均金額は586円であった。長期収載品を調剤した理由としては、「医療上の必要性」が19.6%、「患者希望」46.2%、「薬局の在庫状況」34.2%であり、**医薬品供給が不安定な中、患者意向に基づいて、医療機関や卸と連携し、きめ細かな医薬品調達、在庫管理がより一層求められる**ことが示された。

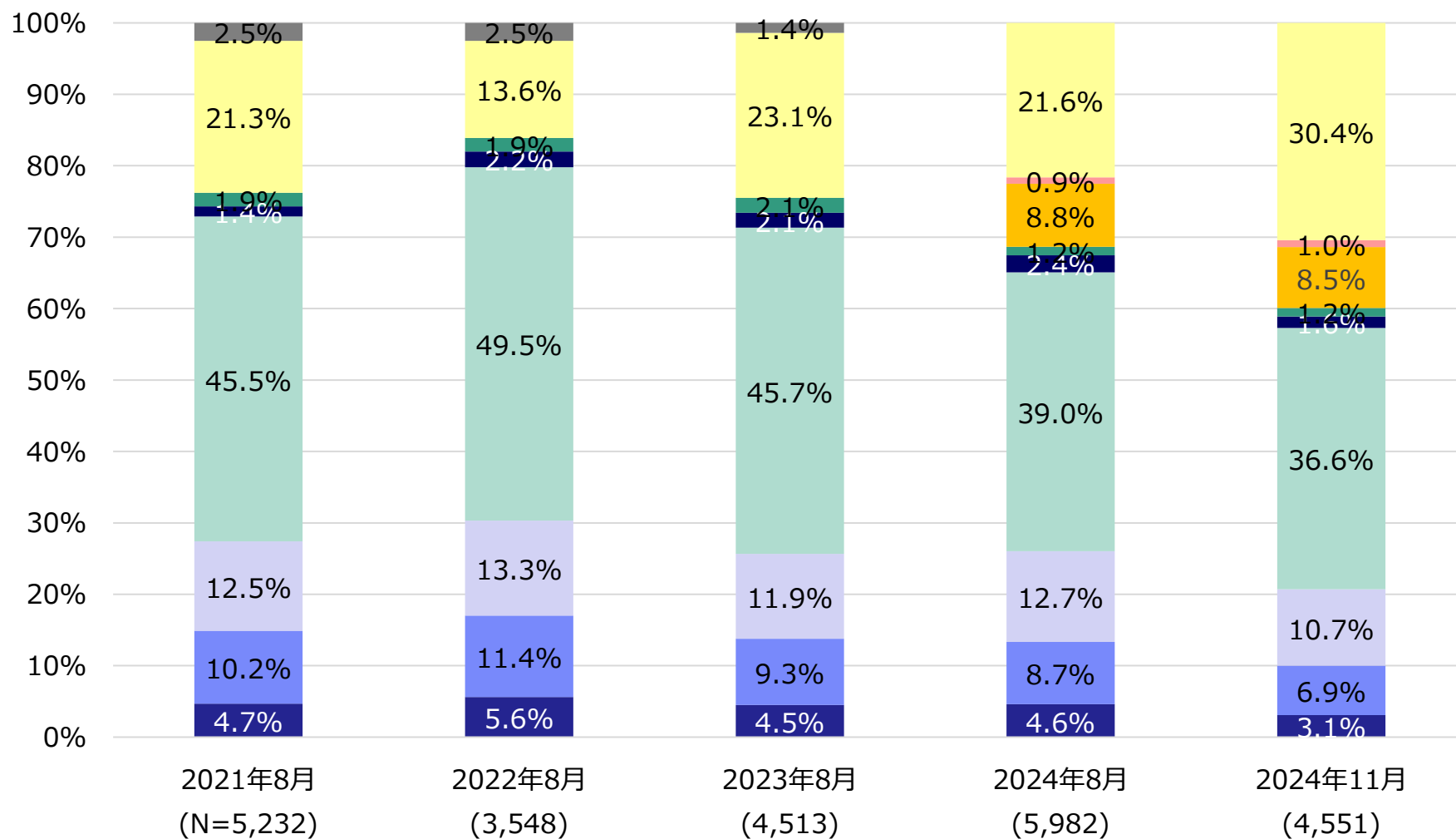
薬局機能及び体制/各種実績

回答薬局数の都道府県分布

(N=4,551薬局)



立地形態

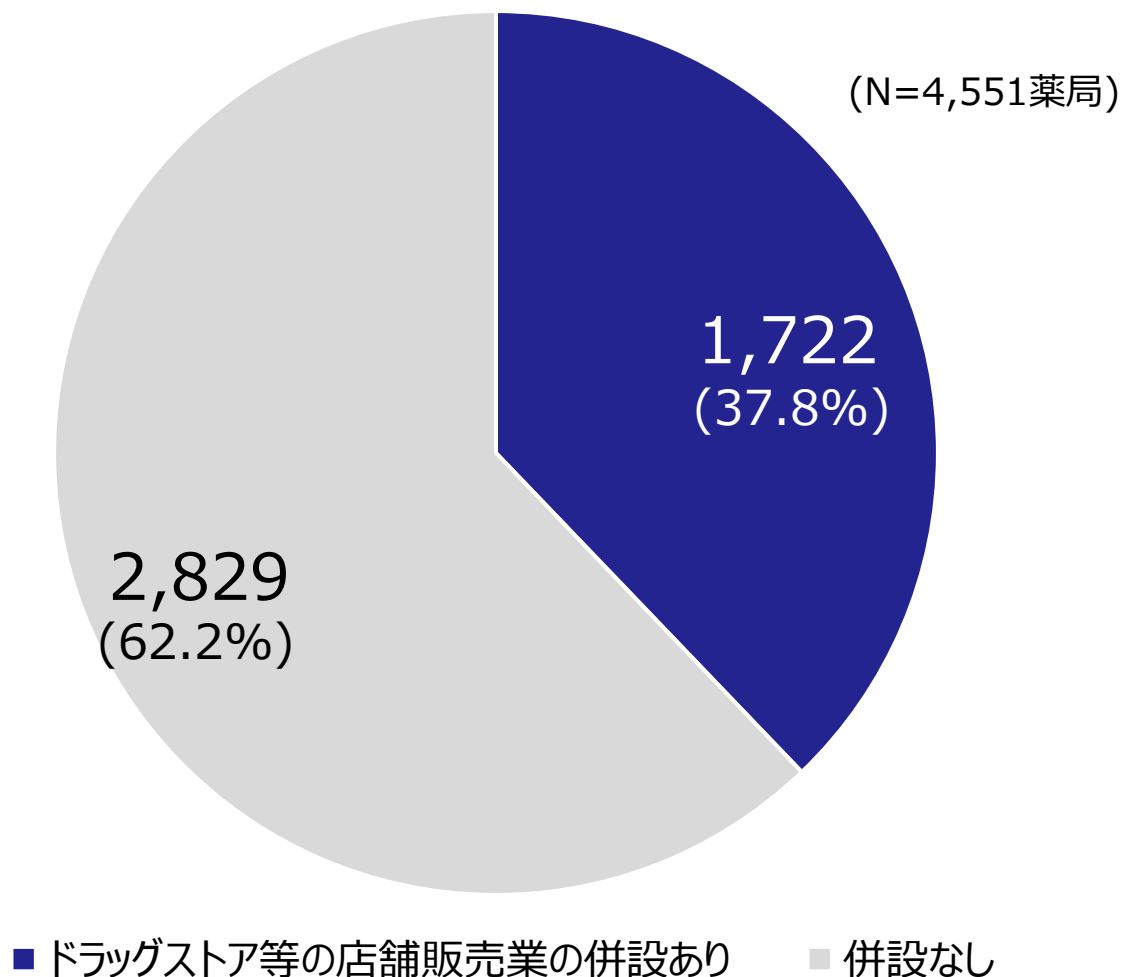


- 病院前 (500床以上)
- 病院前 (200床以上500床未満)
- 病院前 (200床未満)
- 診療所前
- 病院敷地内
- 診療所敷地内
- モール型(医療ビル含む)
- 在宅医療特化型
- 面対応
- その他

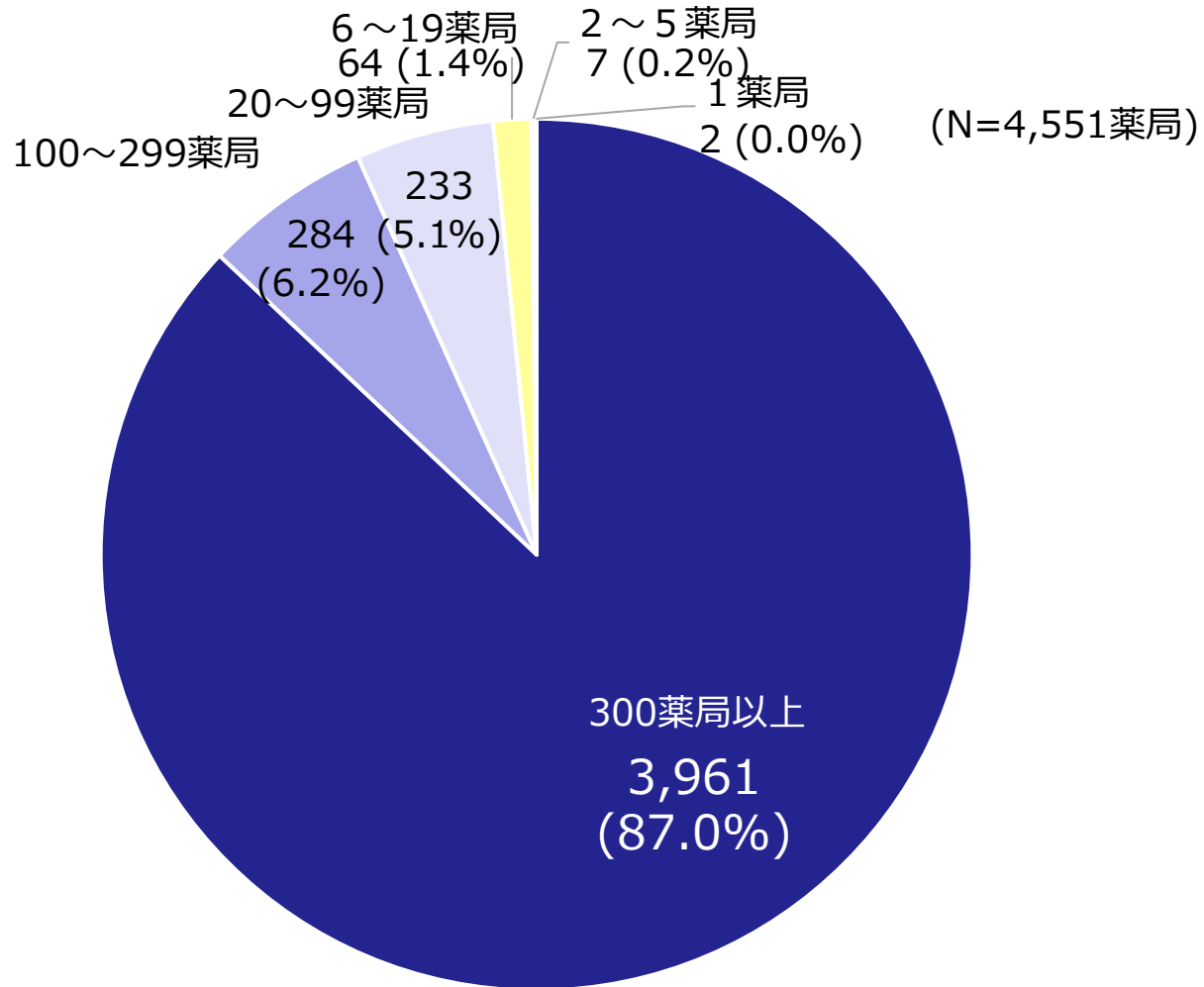
▶ 2024年8月より選択肢に「モール型」「在宅医療特化型」を追加

営業形態

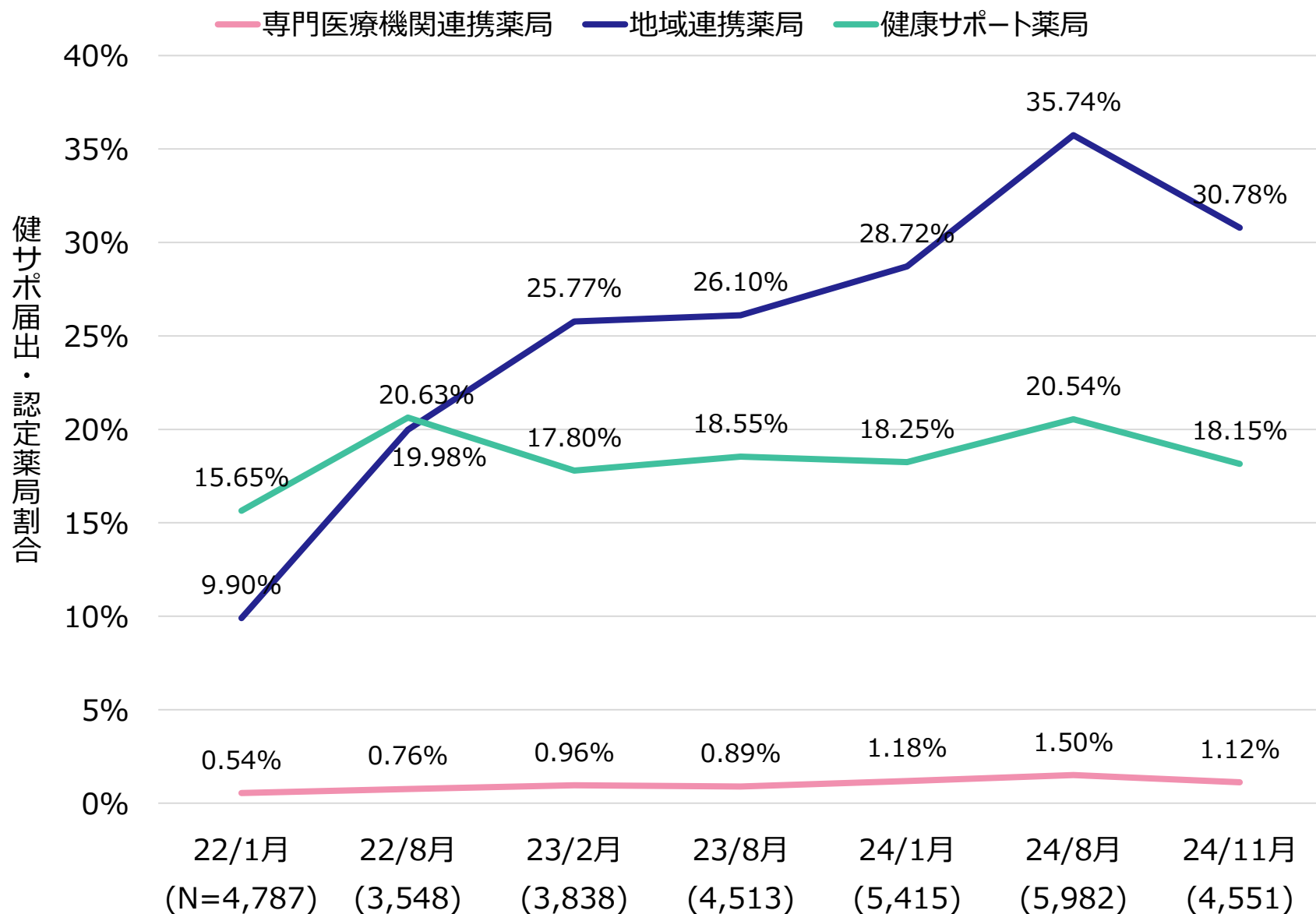
問. 保険薬局開設と同一法人もしくは同一グループによりドラッグストア等の店舗販売業を併設されていますか？



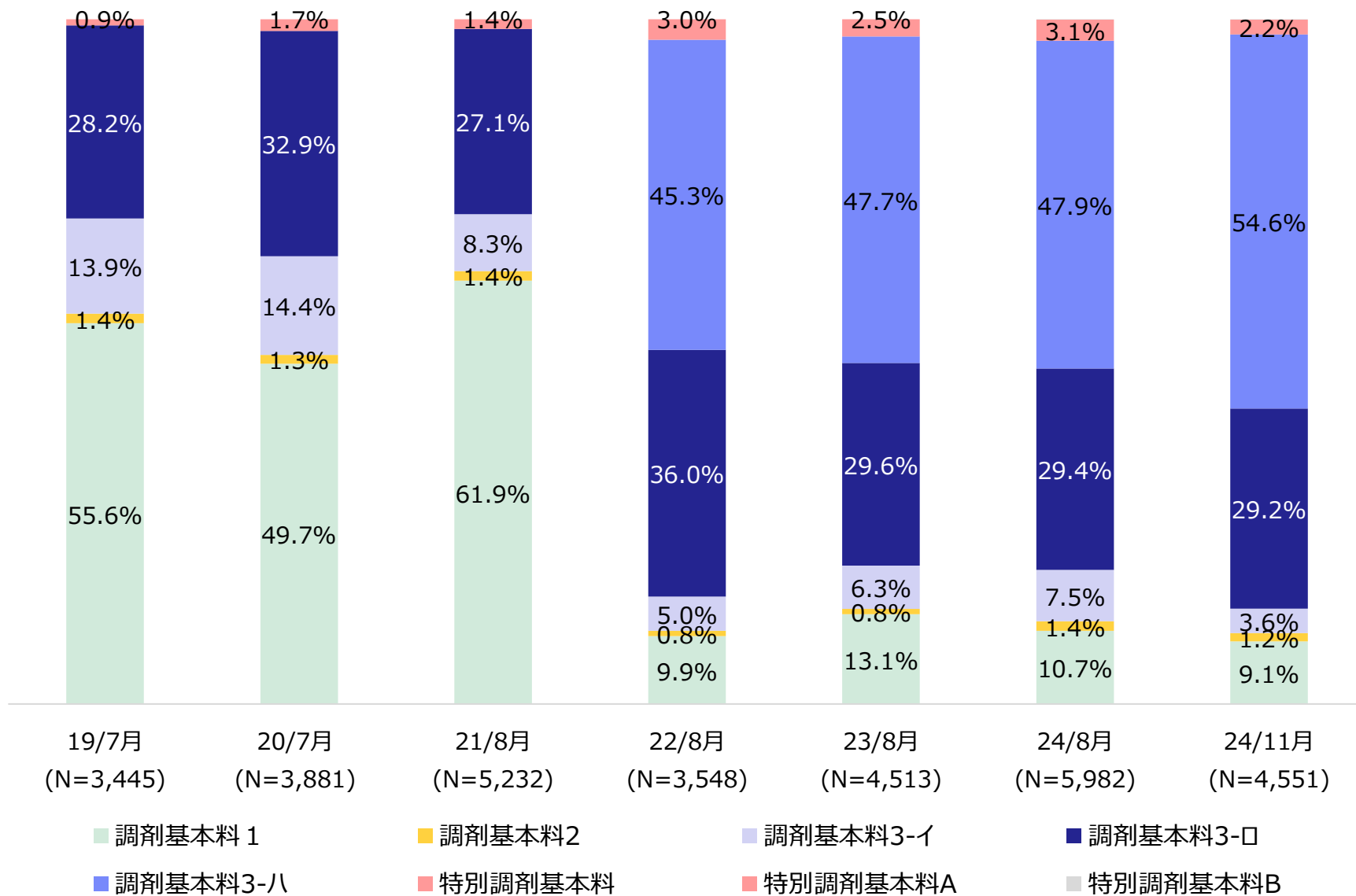
所属グループの規模



健サポ届出 / 認定薬局



調剤基本料

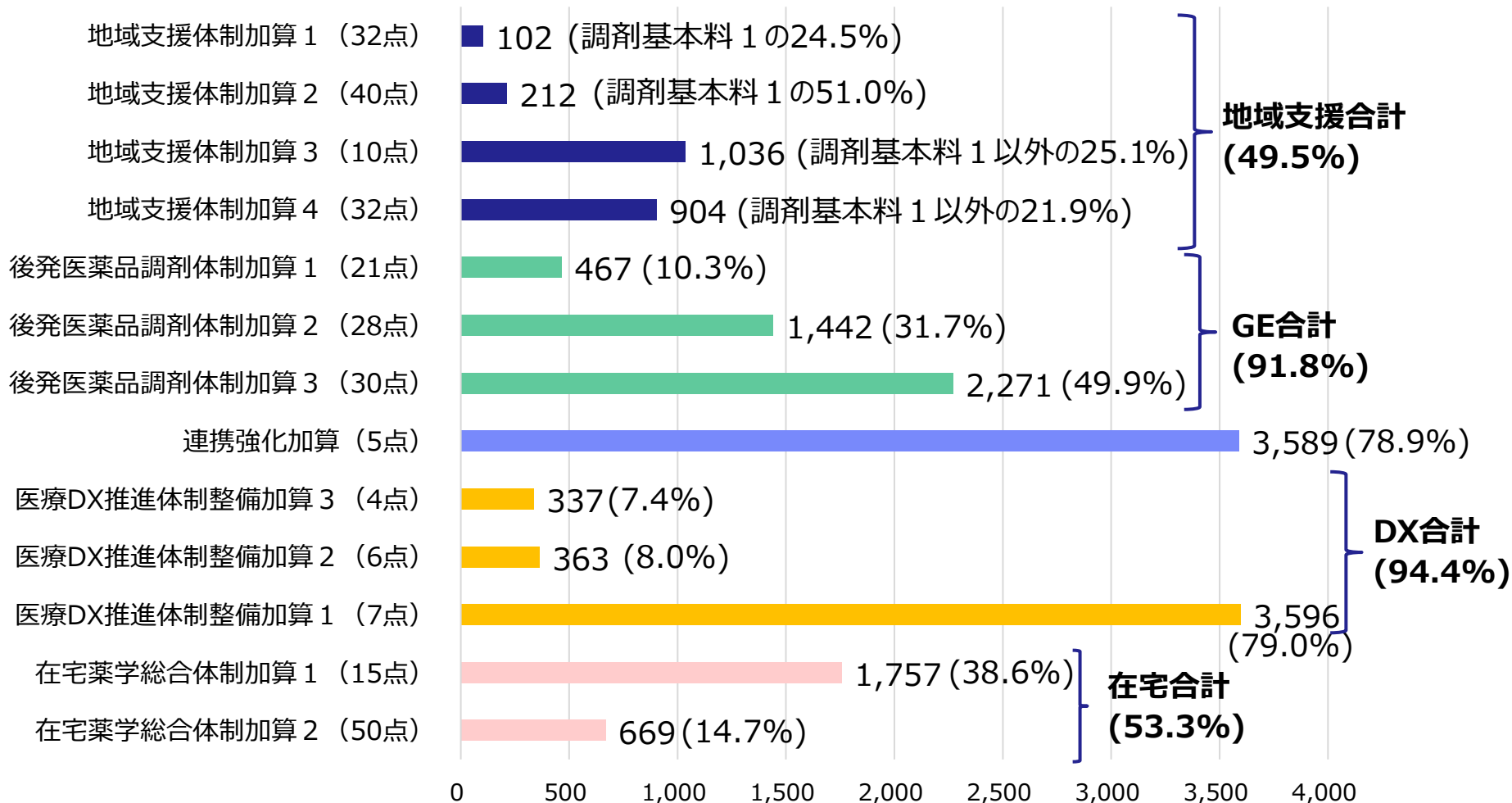


算定している加算

全4,551薬局のうち、医療DX推進体制整備加算1の届出率は79.0%、加算2は8.0%、加算3は7.4%であった。2025年1月以降、要件が変更となるため、今後の変動が注目される。

問. 算定しているものをすべて選択してください。(複数回答可)

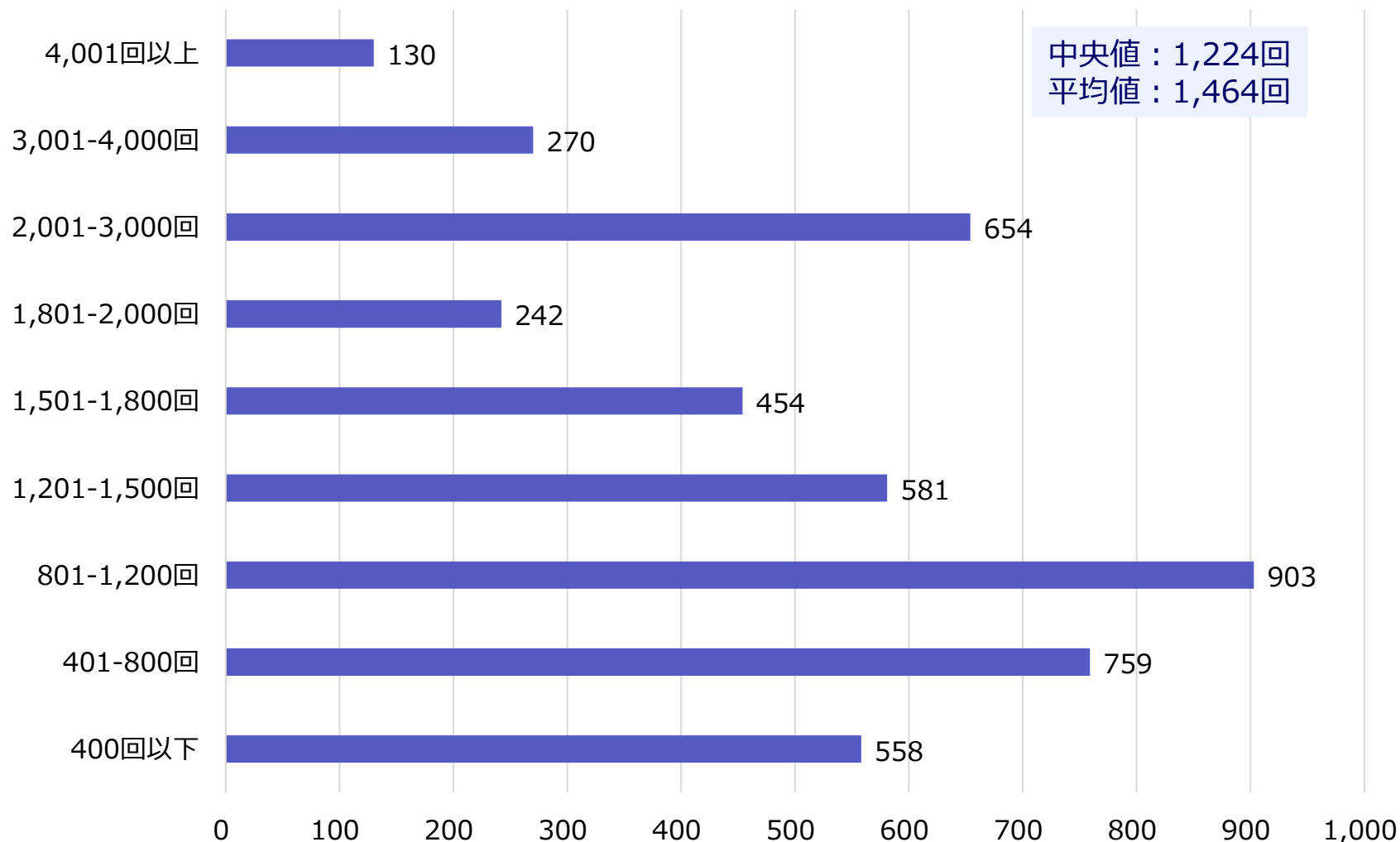
(N=4,551薬局)



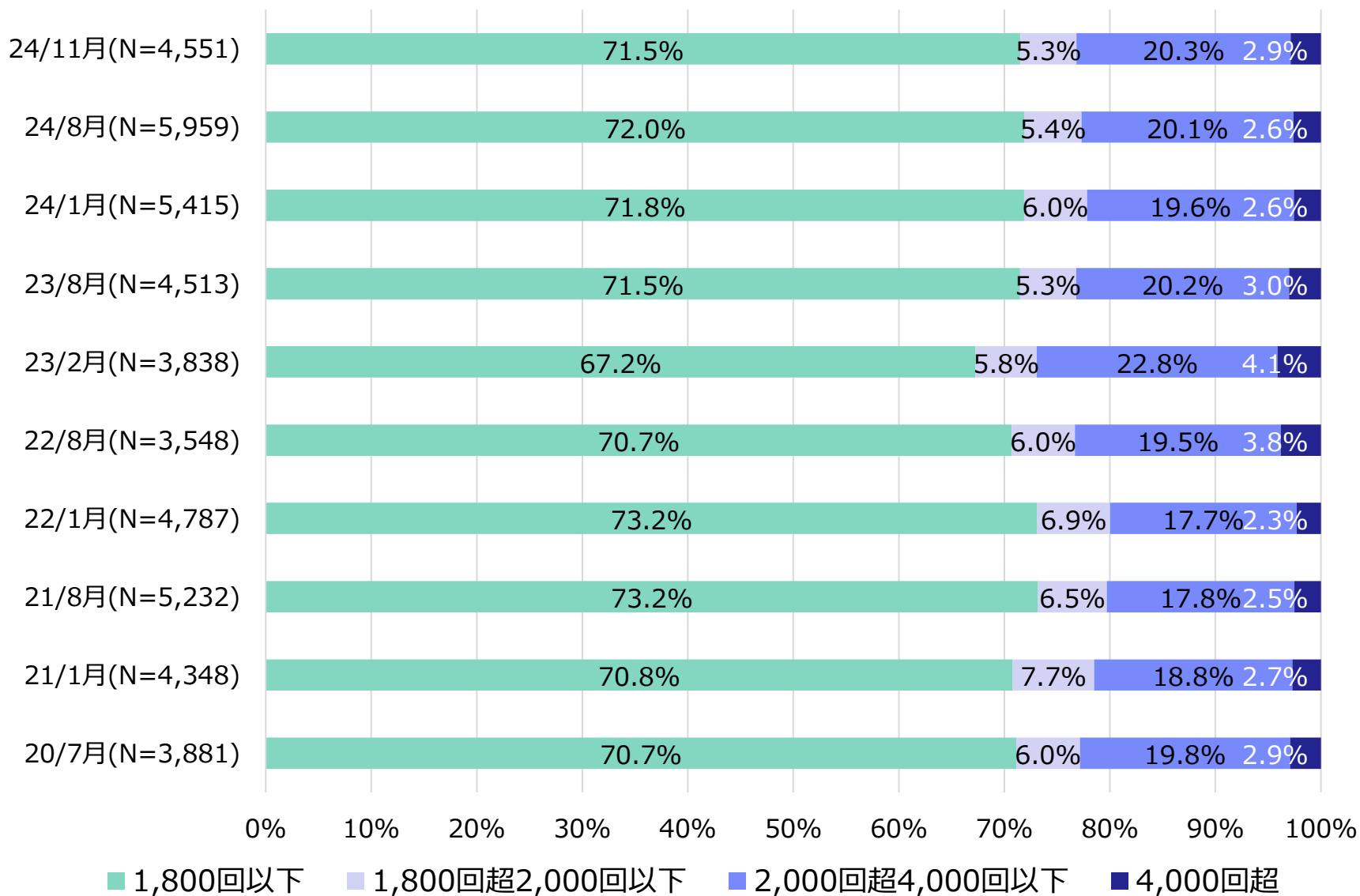
月間受付回数 24/11月実績

問. 2024年11月単月の月間処方せん受付回数を教えてください。(半角整数 単位:回)

(N=4,551薬局)

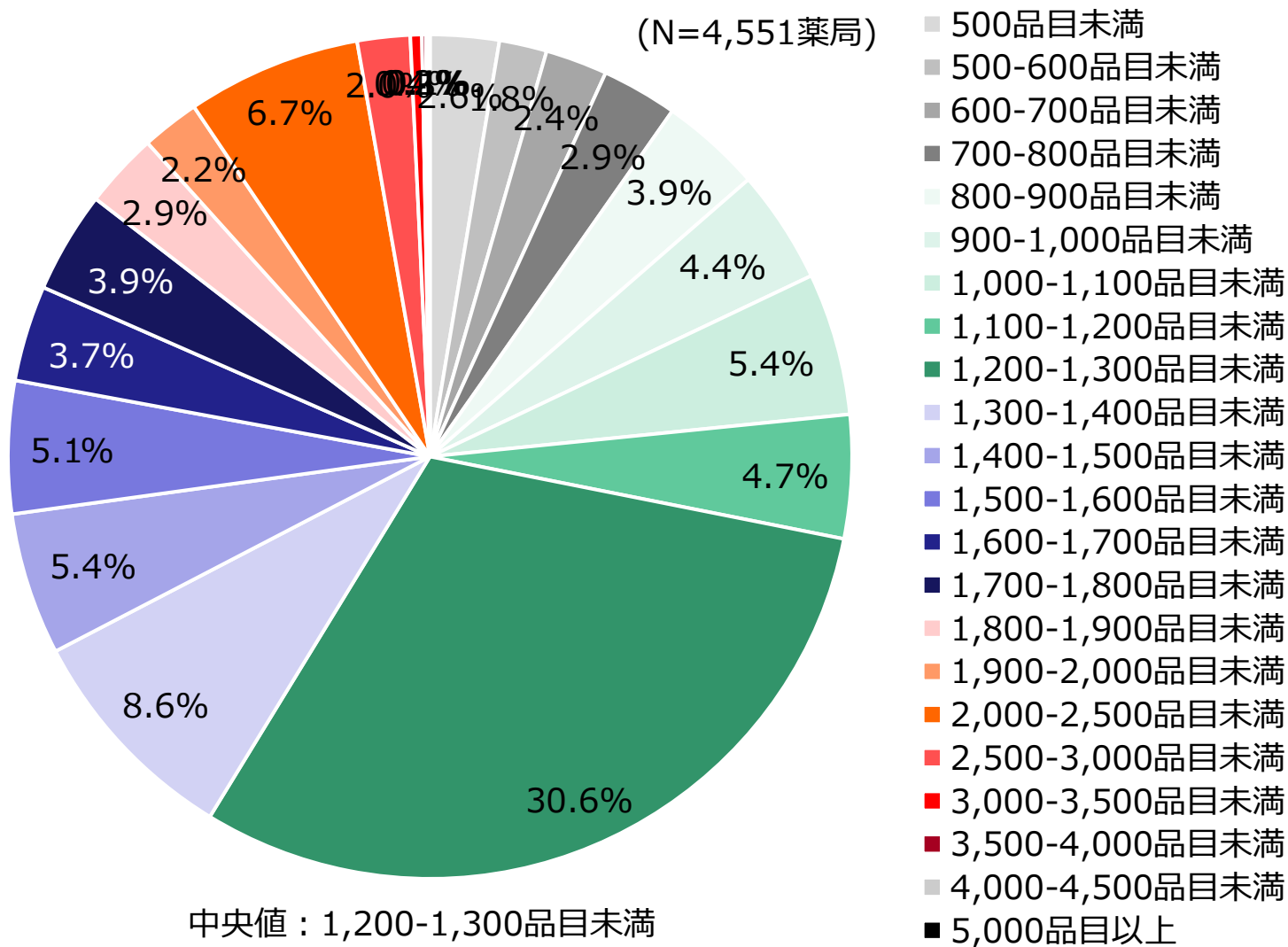


月間受付回数の推移



全医療用医薬品の在庫品目数

(N=4,551薬局)

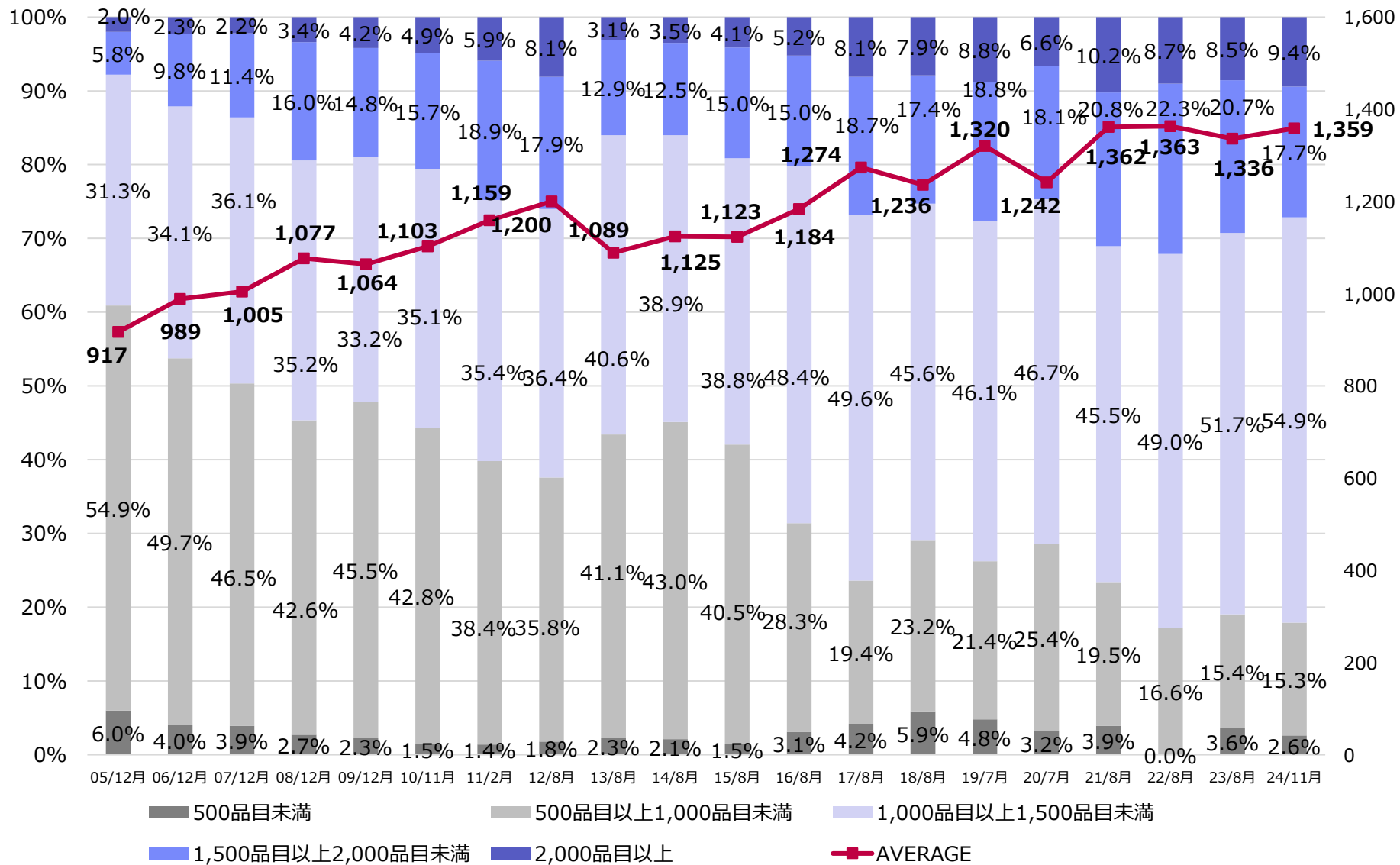


中央値 : 1,200-1,300品目未満

平均値 : 1,358.9品目

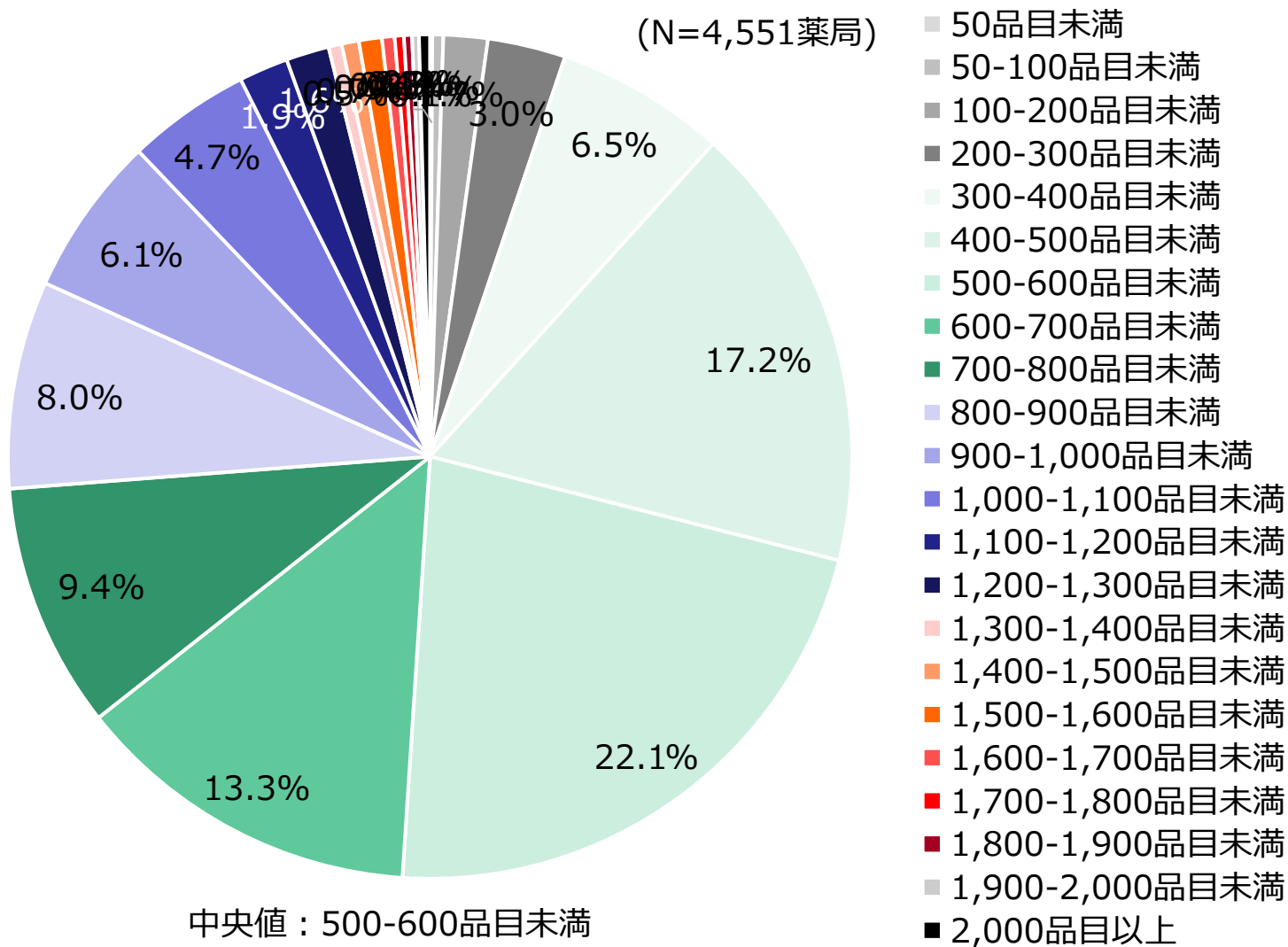
▶ 平均値は、500-600品目未満ならば550品目などとして計算。

全医療用医薬品の在庫品目数



後発医薬品の在庫品目数

(N=4,551薬局)

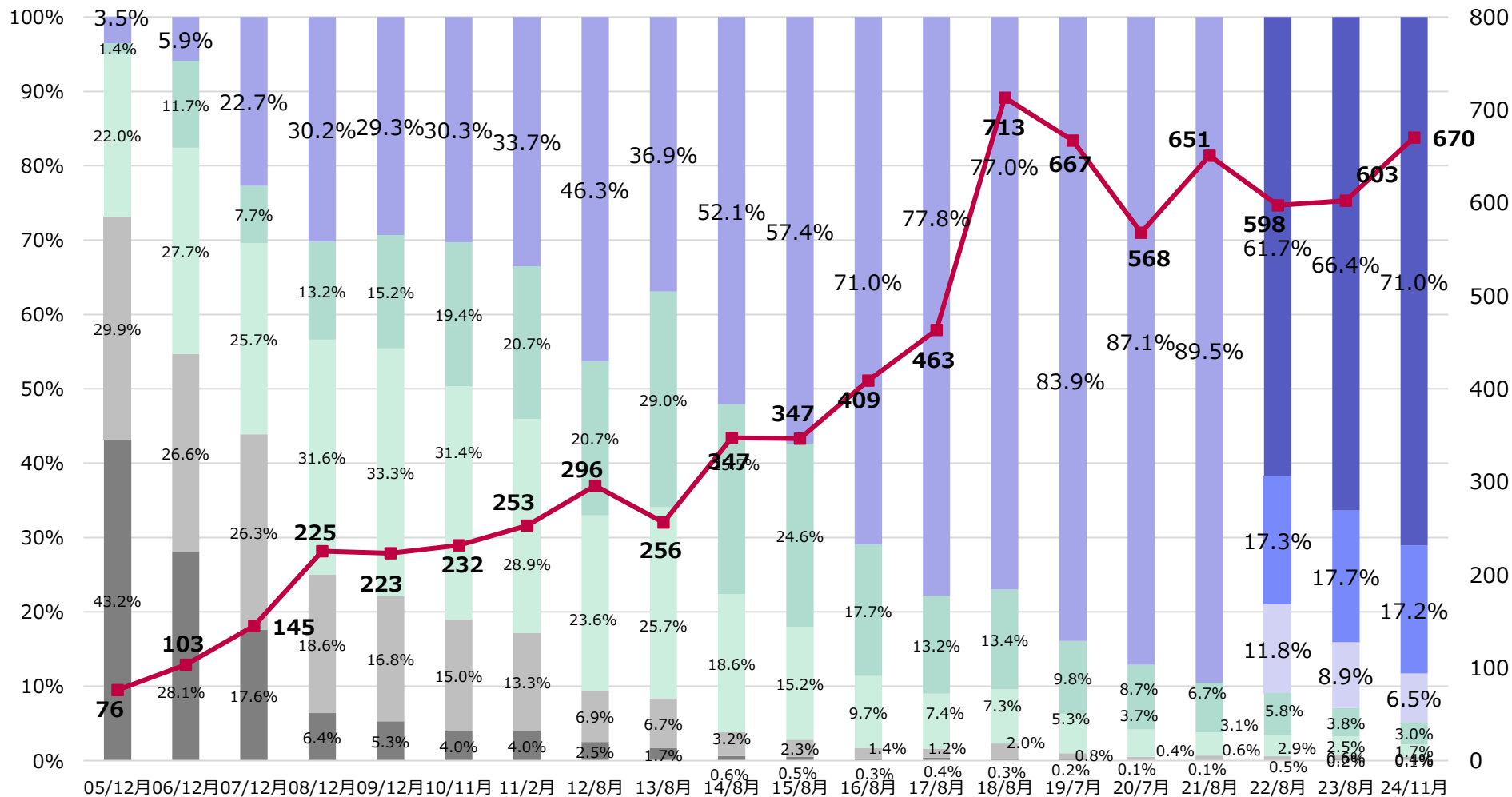


中央値：500-600品目未満

平均値：670.5品目

▶ 平均値は、50-100品目未満ならば75品目などとして計算。

後発医薬品の在庫品目数



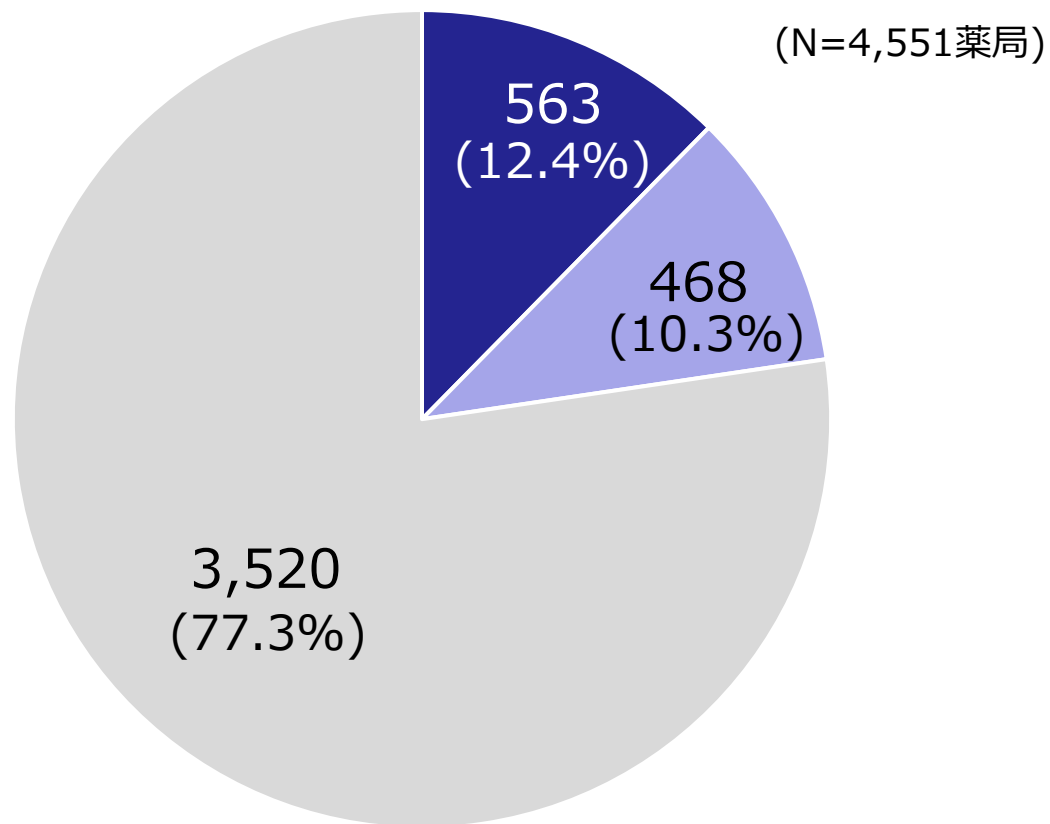
■ 50品目未満 ■ 50品目以上100品目未満 ■ 100品目以上200品目未満
 ■ 200品目以上300品目未満 ■ 300品目以上 (2021年以前調査区分)
 ● AVERAGE

■ 300品目以上400品目未満
 ■ 400品目以上500品目未満
 ■ 500品目以上

医療用医薬品の流通状況

臨時的な取扱いによる影響

後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱い（2024年9月24日事務連絡通知）
による後発医薬品調剤体制加算への影響

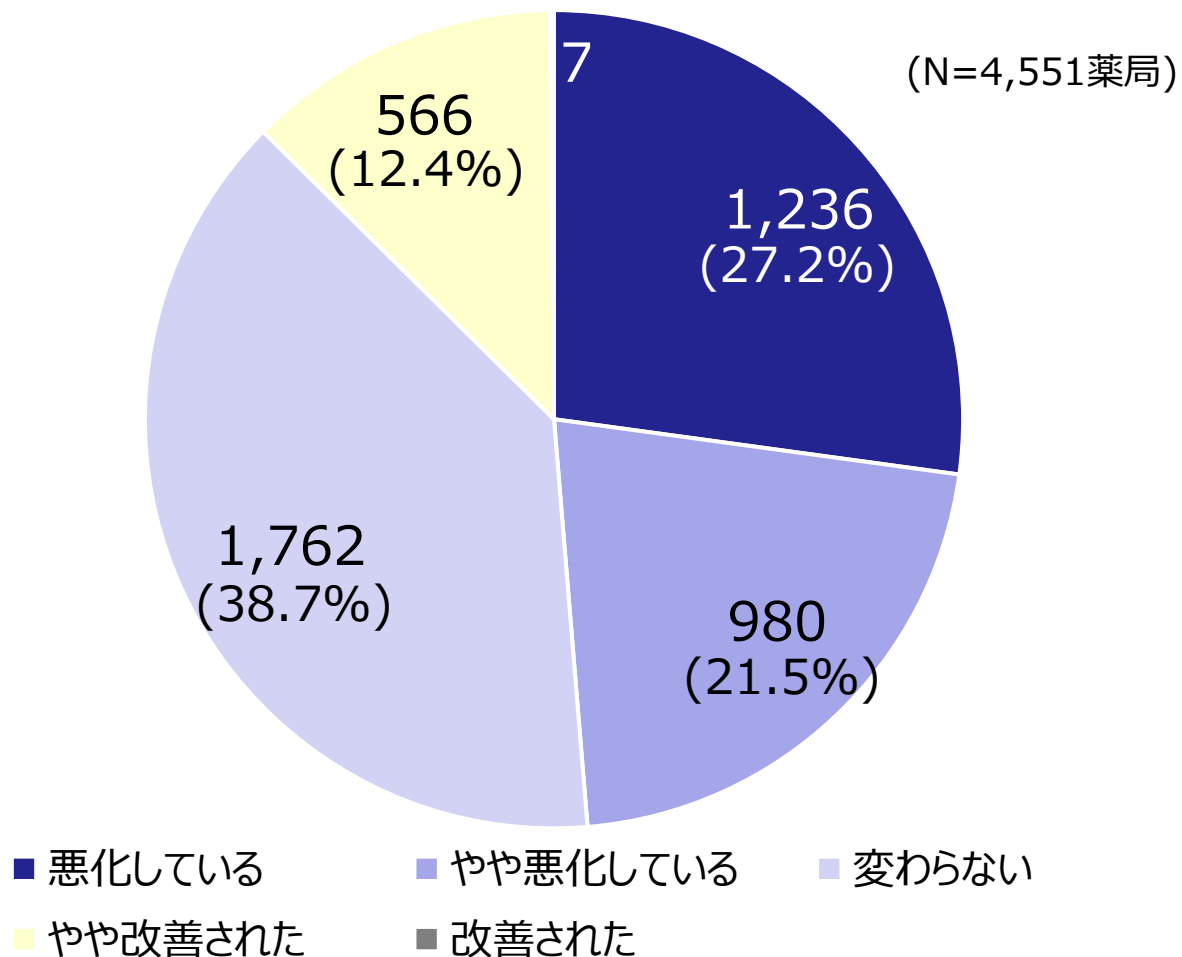


- 加算ランクがアップした
- 加算ランクのダウンが回避された
- 加算ランクへの影響はなかった

後発医薬品の流通状況

全4,551薬局のうち、前回調査時（2023年7月）と現在の流通状況を比較し「悪化している」「やや悪化している」「変わらない」の割合は、87.4%であった。

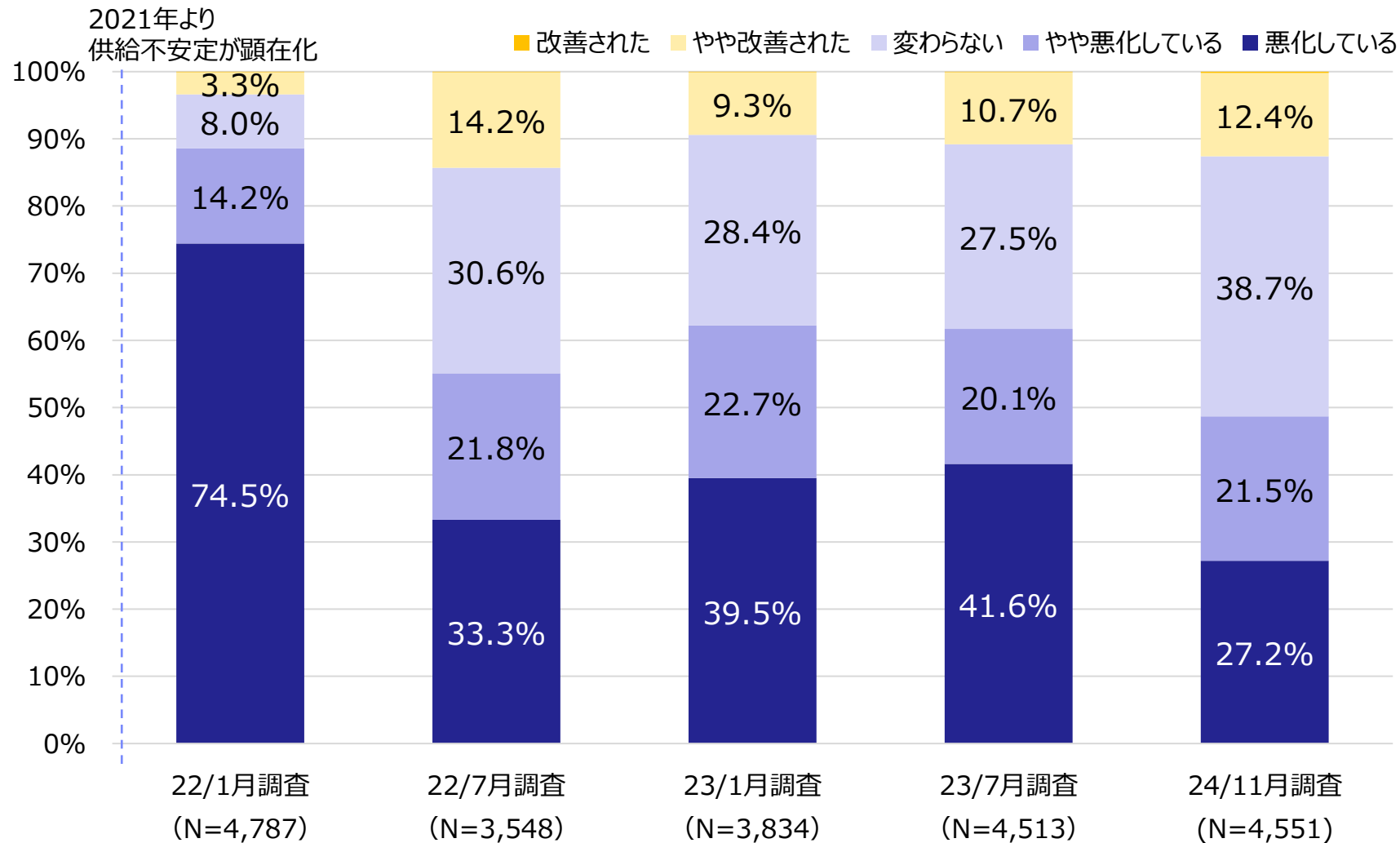
問. 前回調査時（2023年7月）と比較して現在の後発医薬品の流通状況について教えてください。



後発医薬品の流通状況 推移

以前として流通状況は改善に向かっていない状況が伺える。

問. 前回調査時と比較した現在の後発医薬品の流通状況

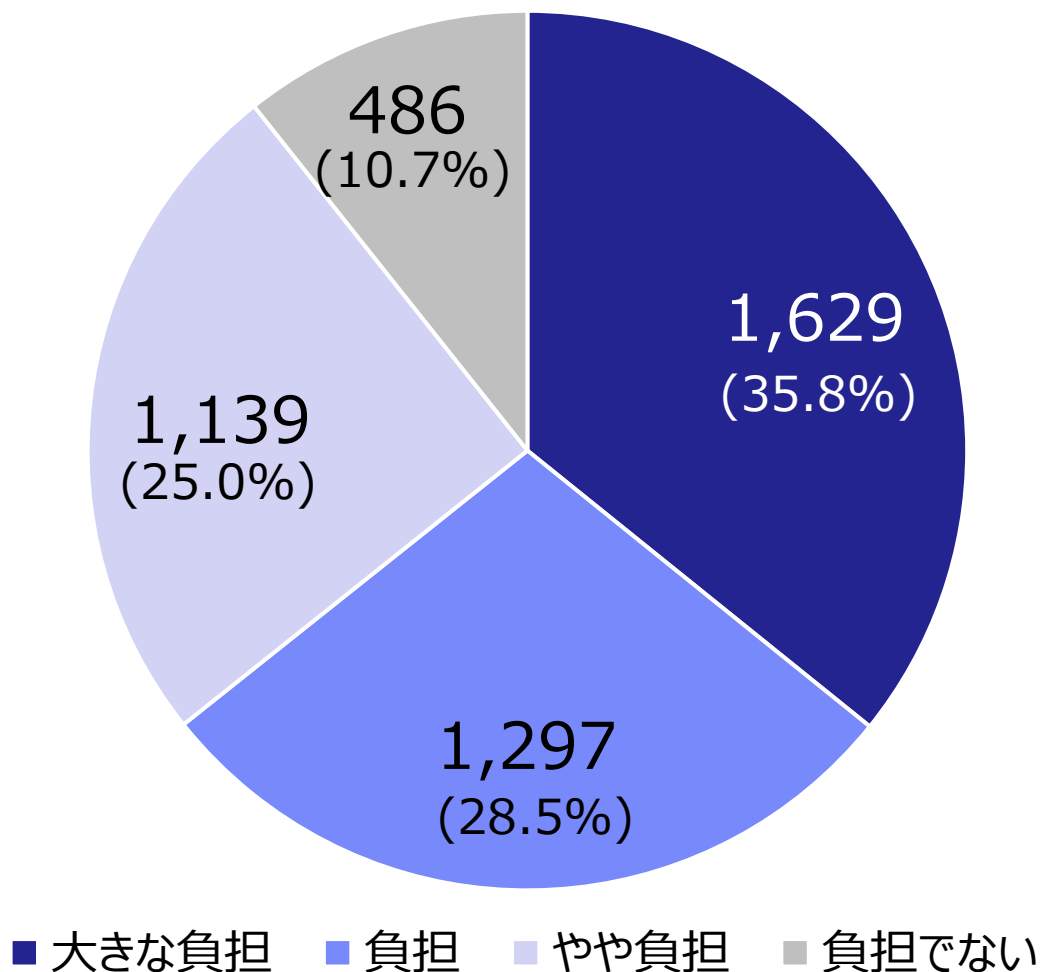


後発医薬品調剤割合を維持するための負担

全4,551薬局のうち、89.3%は後発医薬品調剤割合を維持するために負担を感じている。

問. 現在の後発医薬品調剤割合を維持するための負担について教えてください。

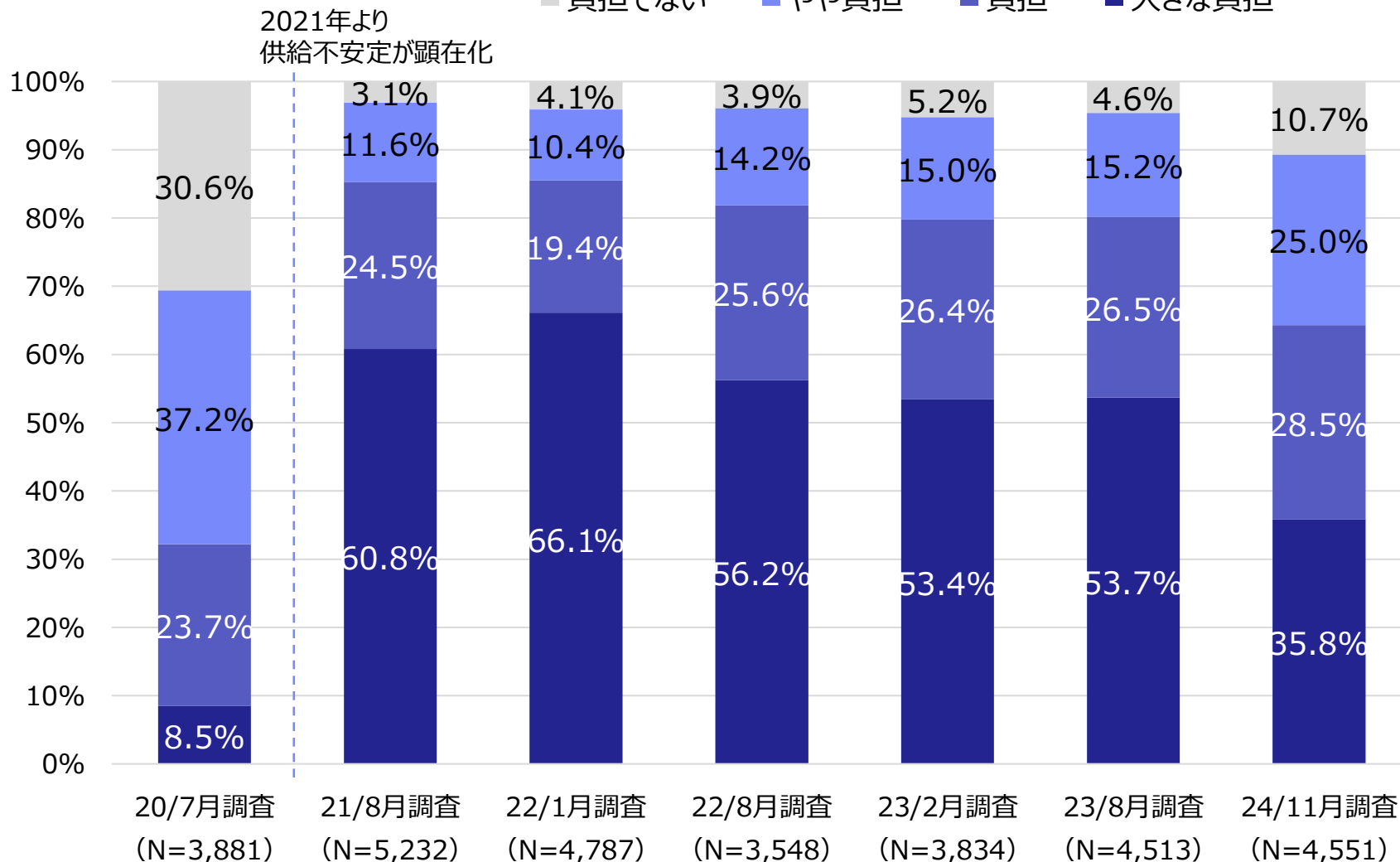
(N=4,551薬局)



後発医薬品調剤割合を維持するための負担 推移

医薬品の供給不安定が顕在化した2021年より、薬局における後発医薬品使用の啓発活動や、安定供給のための負担は重くなっている。

■ 負担でない ■ やや負担 ■ 負担 ■ 大きな負担



20/12月以前の医薬品流通状況との比較

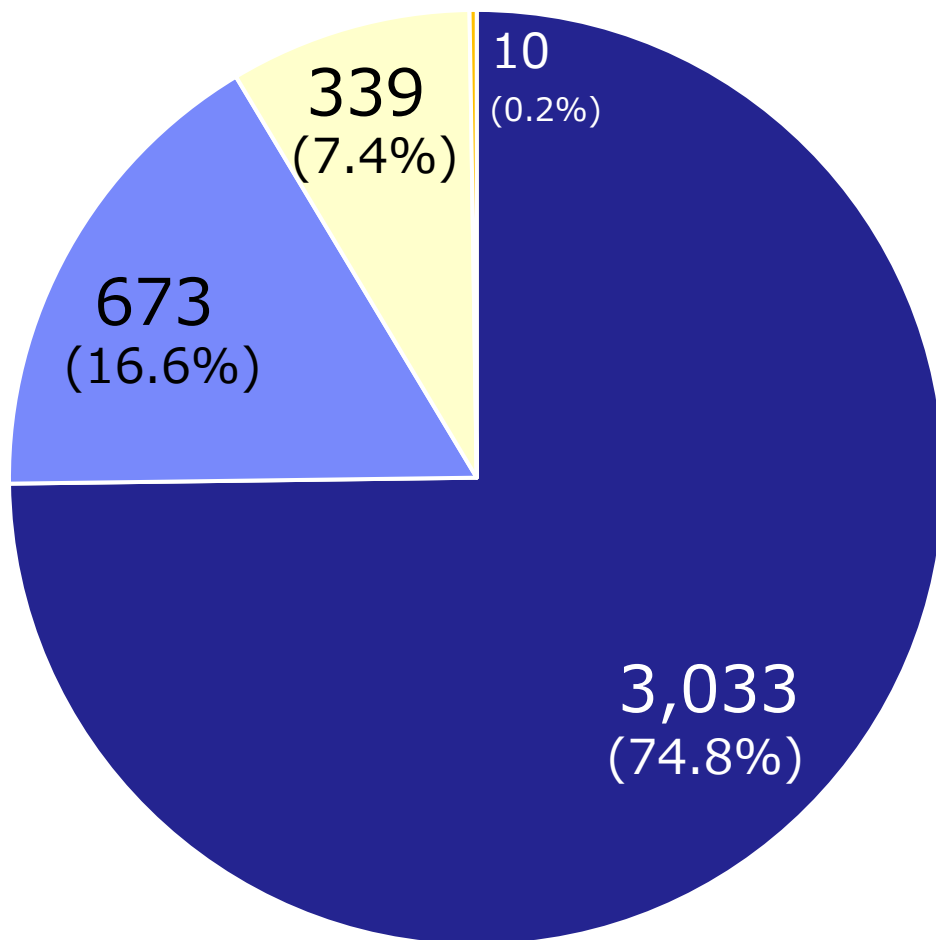
2020年12月以前と現在の医薬品流通状況を比較し、「とても不安定である」「やや不安定である」と回答されたのが91.4%であり、現在の供給不安定な実態が見受けられる結果であった。

問. 2020年12月に抗真菌剤に睡眠導入剤が混入する事件が発生し、その後、複数の医薬品メーカーにおいて多数の医薬品製造における製造管理問題、GMP（医薬品の製造管理及び品質管理の基準）違反等が発覚しました。これらの事件に感染症流行等の環境要因も加わり、幅広い医薬品の供給に支障が生じ、現在に至るまで医薬品供給が不安定な状況が続いています。このように顕著な医薬品供給不足となった2020年12月以前と比較した現在の医薬品の供給状況についてお教えてください。※薬局勤務歴より2020年12月以前の状況がわからない場合は、「わからない」を選択ください。

(N=わからない496回答を除いた4,055薬局)

2020年12月以前と比較した
現在の医薬品の供給状況

- とても不安定である
- やや不安定である
- やや安定している
- とても安定している

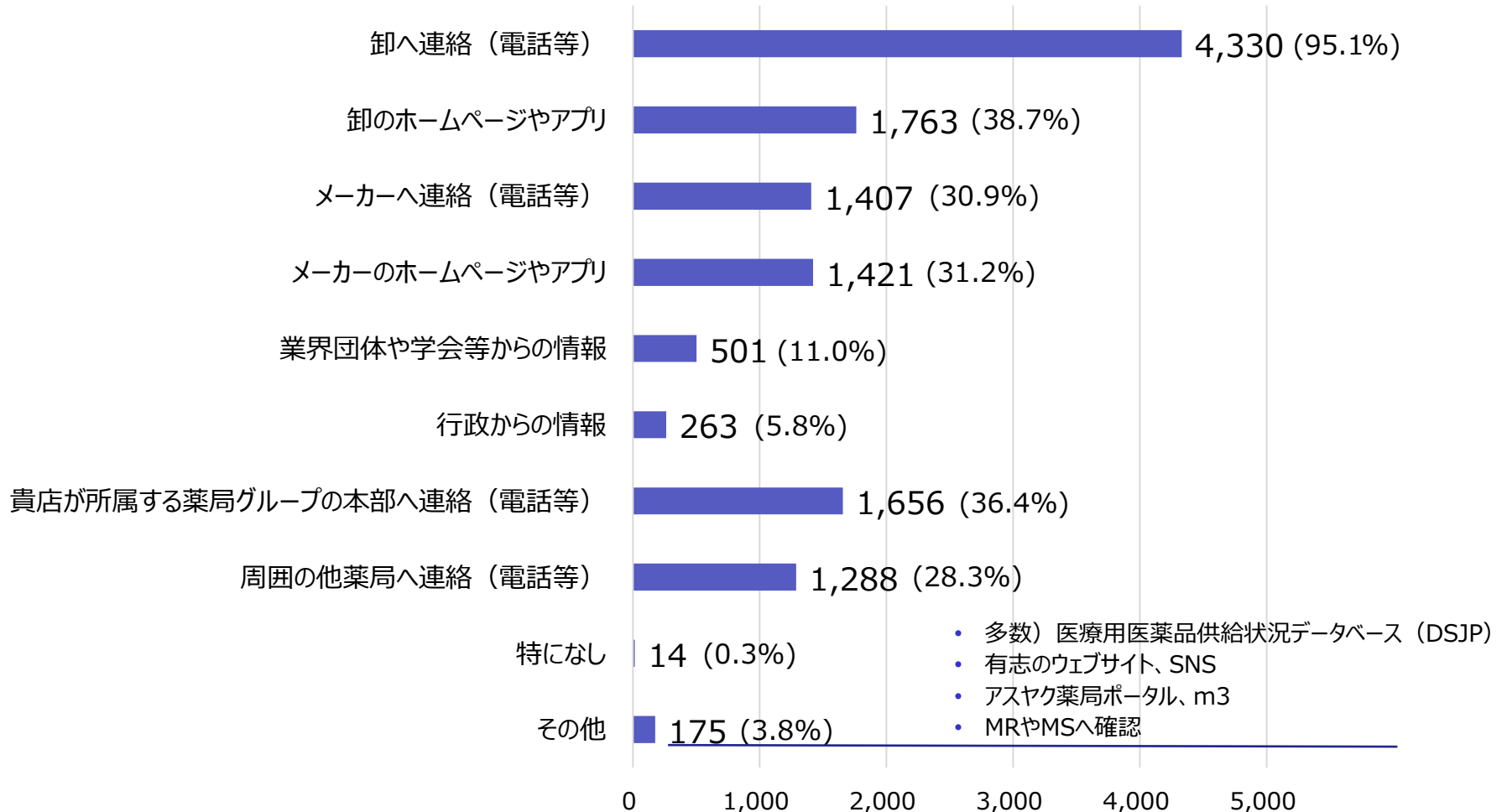


情報の入手方法

医薬品の配送・納品予定、卸在庫状況、代替品情報の入手方法は、卸への連絡が多いが、卸やメーカーのホームページやアプリを通じて情報を入手されている状況も伺えた。

問. 医薬品の配送・納品予定、卸在庫状況、代替品情報の入手方法を教えてください。（複数回答可）

(N=4,551薬局)



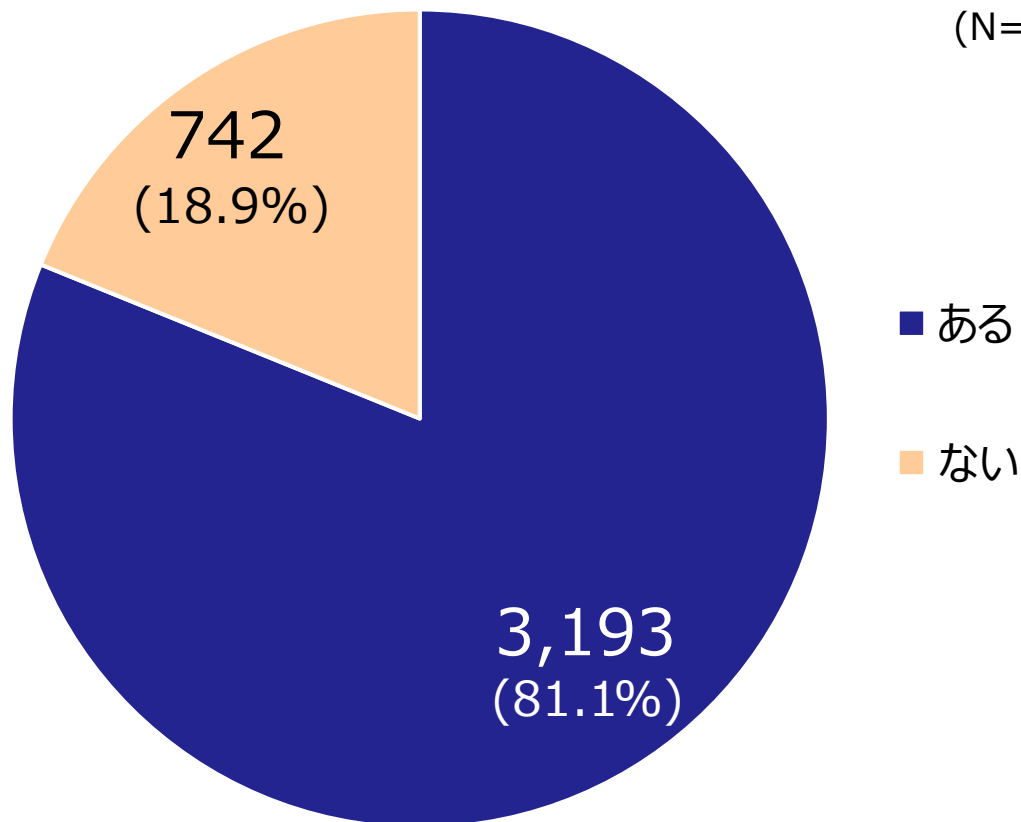
卸が限定されている医療用医薬品の入手について

入手できる卸が限定されることの経験有無

入手できる卸が限定されることで困ったことや、負担となったことの経験が「ある」と回答したのが81.1%であった。

問. 入手できる卸が限定されている医療用医薬品（供給不安とは関係なくいままで取り扱っていた卸が急に取引を停止した事例）について教えてください。卸が限定されることで困ったことや負担となることがありますか？

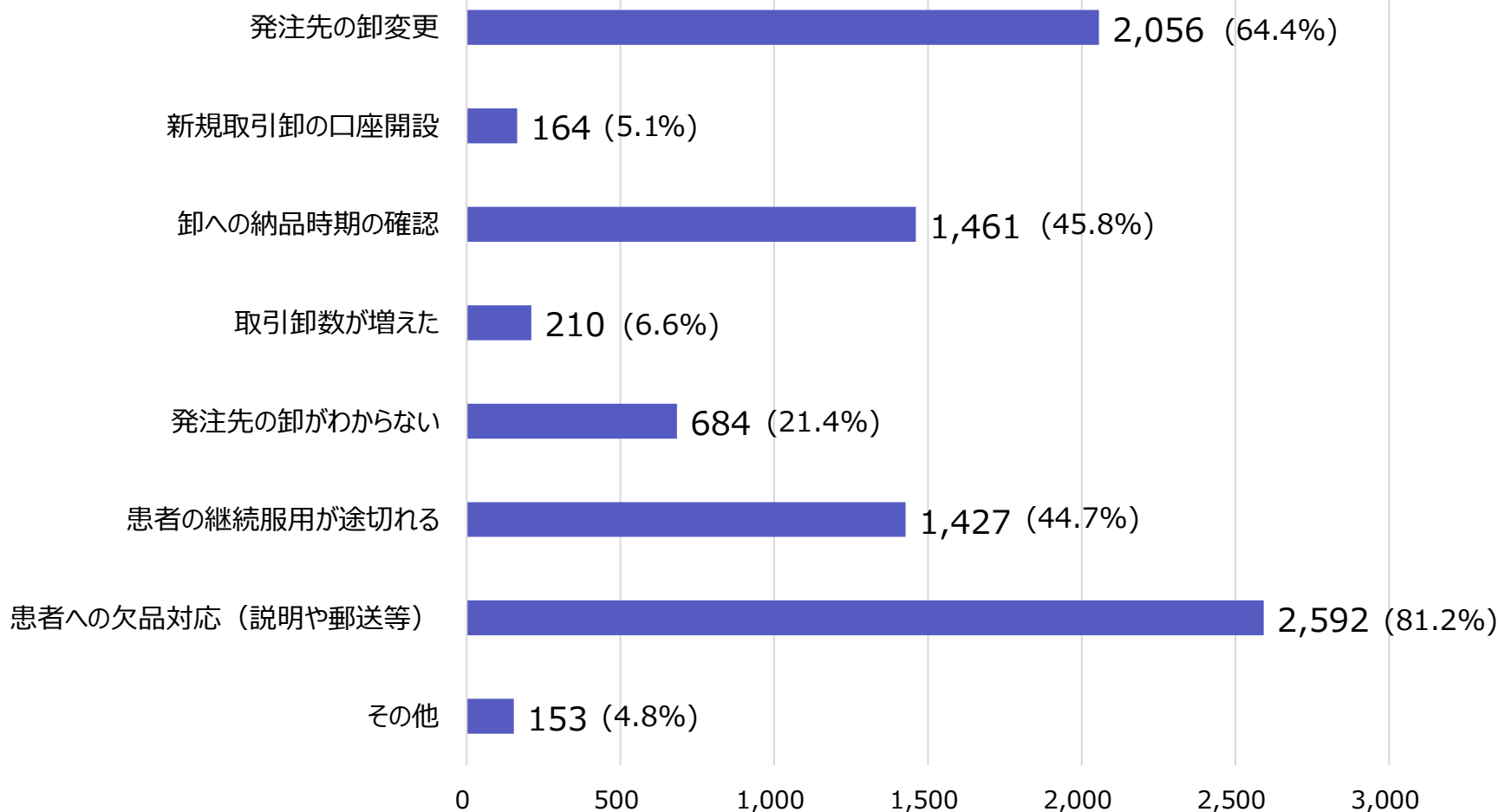
(N=わからない616回答を除いた3,935薬局)



困ったこと、負担となったこと

医薬品調達において「卸変更」が64.4%、「納品時期の確認」は45.8%と多く、「発注先がわからない」も21.4%の薬局が回答した。また、患者対応においては「欠品対応」が81.2%、「継続服用が途切れる」も44.7%が回答したことから、卸が限定されることは、薬物治療の継続性の低下につながっている実態が見受けられた。

問. 入手できる卸が限定されることで困ったことや負担となったことが「ある」と回答した方は、困っていること、負担となることを教えてください。（複数選択可）
(N=「ある」と回答した3,193薬局)



困ったこと、負担となったこと（その他 1）

卸の変更により、納品拒否・遅延、発注先の不明確さ、医療機関との連携や欠品対応など患者対応の困難さ、在庫管理の複雑化が発生。薬局業務に多大な影響を与え、患者サービスの質低下のリスクが高まっている。

問. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。（任意回答、フリーコメント）（コメント数：200）

1. 新規取引による納品拒否・遅延（約70回答）

- 新規取引のため後回しにされて欠品が続いた - 継続して使用していたにも関わらず卸が変更になり欠品が続いた
- 卸変更で過去実績がないため受注できないと言われた - 新規発注の場合は発注不可と連絡が来る
- 取引のない卸だったので別の医薬品へ変更してもらおう疑義照会が生じた
- 新規扱いになり納品がない、遅れる、対応が後手にまわり患者対応にもクレームにつながる
- 帳合変更により新規取引扱いとなり出荷制限薬が入手できなくなった
- 新規取引先からの入荷に時間がかかり、患者様への投薬が遅れた

2. 発注先の不明確さによる問題（約40回答）

- 発注先がわからないため取引卸にすべて問い合わせを行った - 発注先の検索にも時間がかかる
- 希望の卸に発注できない - 取り扱いのない卸へも連絡しており、薬局・卸双方にとって負担となっている
- 卸が一社だと欠品の際の代替手段がなく、他のメーカーに切り替えせざるを得ない
- 在庫確保するために全ての卸に電話したが、出荷規制のため新規取引を断られる
- メーカー指定の卸以外での購入ができず在庫確保が困難 - 発注先が分散しどの卸に何を注文したか把握しづらくなった - 卸ごとの取り扱い品目の把握に時間がかかる

3. 納品時間・配送の問題（約30回答）

- 流通が1日1便の卸の場合、当日中の納品が困難で患者に薬が届くまで時間がかかる
- 各卸の発注時間が決まっているため、欠品などで注文が必要になった際、発注が閉め切られていてタイムリーな対応ができない
- 配送時間に合わせて業務スケジュールを組んでいるが、卸が変わると予定が狂う
- 至急配送に対応しない卸も増えており、薬の入手に時間がかかる

困ったこと、負担となったこと（その他 2）

問. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。（任意回答、フリーコメント）（コメント数：200）

4. 患者対応の困難さ（約30回答）

- 患者への説明、近隣薬局や卸への確認のための労力と時間がかかる
- 患者や医師からのクレームが増加した - 医療機関への連絡、対応が増えた
- 欠品による複数卸への発注作業の増加。欠品薬がいつ入るかの目途が全くつかない
- 欠品を避けるために別の医薬品を探すのに奔走し、余計な時間をとる
- 近隣医療機関との医薬品在庫の情報共有で時間がとられる
- 納入困難、在庫がないことを医療機関へ伝えても、薬局の怠慢と言われた
- 患者様への欠品の説明や代替薬の提案に時間がかかる

5. 在庫管理の困難さ（約30回答）

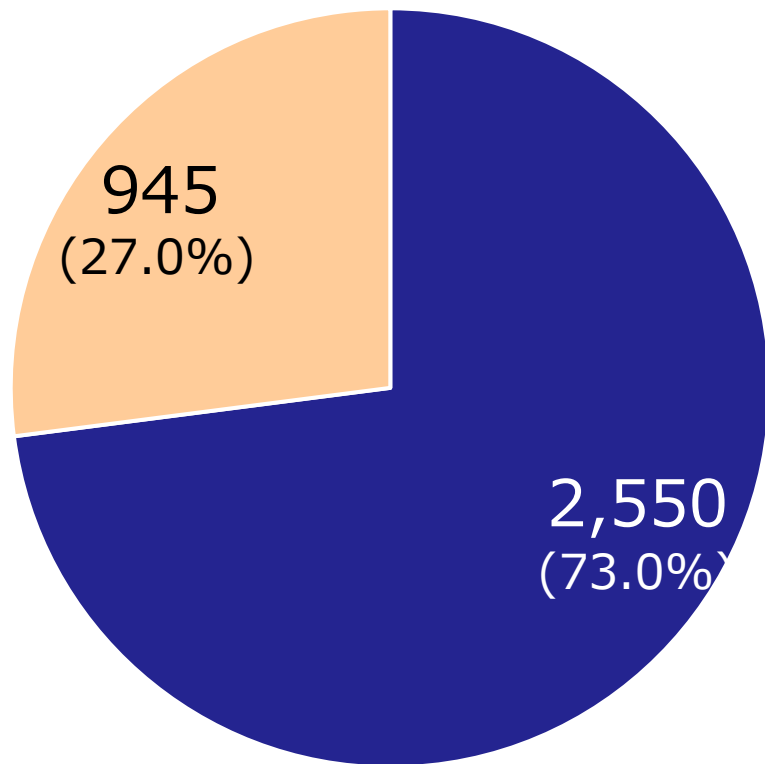
- 以前使用していたメーカーの医薬品がデッドストックになる
- 自動発注の対象外になるので、特別な対応が必要となり、発注漏れが発生するリスクがある
- 既存品の入荷が滞り、在庫不測のためにメーカー問わず・卸も問わず該当品目を発注している
- 新規発注先になったことで、月の予定出庫数が在庫されておらず入荷や取り寄せに時間がかかる
- 在庫確保の為、電話での問い合わせが増え負担となった
- 電話発注になるため、使用しなかった場合に返品ができない
- 取引卸数が増えたことで、在庫管理がより複雑になった
- 流通不良となった際に、他卸へ発注依頼することができない

一社流通品の取り扱い有無

3,495薬局のうち、一社流通の医療用医薬品の取り扱いが「ある」と回答されたのが73.0%であった。「ある」と回答された2,219薬局において、一社流通であるために医薬品の供給が遅れるなど、患者にご迷惑をかかった事例は65.5%で発生していた。

問. 貴店において、入手できる卸が一社流通の医療用医薬品の取り扱いはありますか？

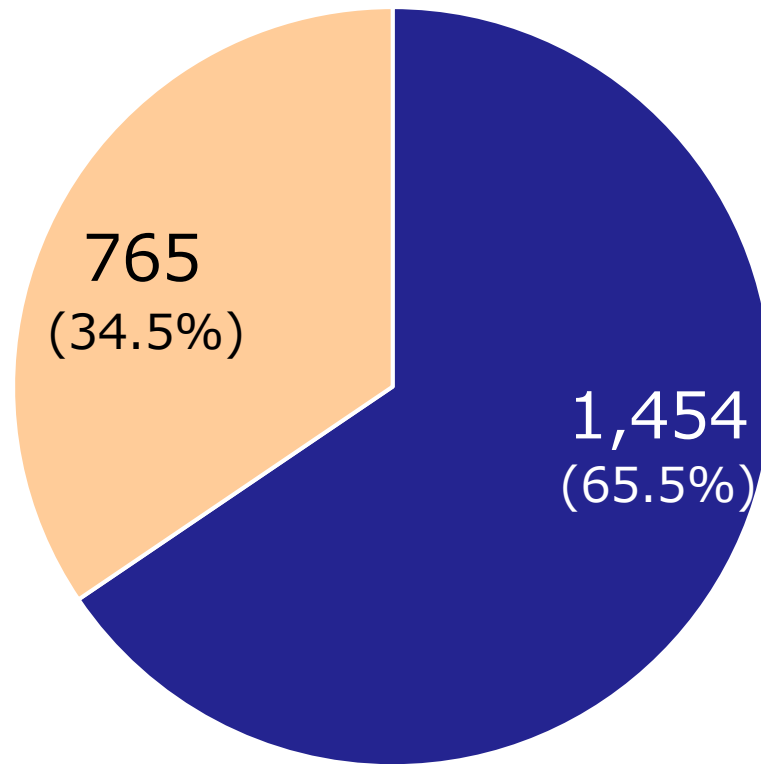
(N=わからない1,056回答を除いた3,495薬局)



■ ある ■ ない

問. 「ある」と回答された方にお聞きます。一社流通であるために医薬品の供給が遅れるなど、患者にご迷惑をかかったことがありますか？

(N=わからない331回答を除いた2,219薬局)



■ ある ■ ない

▶ 薬局側が一社流通品を正確に特定する手段がない中で、回答者自身の認識による回答となります。そのうえで本調査結果を取扱ってください。

患者にご迷惑がかかった事例 1

一社流通により、代替発注先がなく、納品遅延や欠品対応で患者の薬物治療に支障が出ている。また、新規取引困難、在庫管理複雑化、メーカー変更・価格交渉困難など、医薬品供給において多岐にわたる問題が発生している。

問. 一社流通であるために患者にご迷惑がかかったなどの具体的な事例を教えてください。(任意回答、フリーコメント)

1. 欠品時の代替発注先がない (約280回答)

(コメント数：996)

- 取引卸で欠品した場合に他に発注先がなくて困った。 - 欠品した際に他の卸で代替がきかない。
- 一社流通にも関わらず納期が大幅に遅れると言われた。
- 取引卸で欠品した場合に他に発注先がなく代替品の入手も困難であったため治療継続できなかった。
- 流通不良となった際に、他卸へ発注依頼することができない。
- メーカー名 (●●) は卸名 (〇〇) からしか入らない為。
- メーカー名 (●●) は卸名 (〇〇) しか扱っていないため、出荷調整や製造中止によりメーカー変更を余儀なくされ、欠品が発生してしまった。

2. 納品遅延による患者への影響 (約190回答)

- 納品が遅れて患者様に迷惑がかかった。 - 入荷が遅れ、患者の服用日はずれてしまった。
- 納品までに時間がかかり治療開始を待ってもらわなければならなかった。
- 新規患者分の取り寄せに時間がかかり、治療開始日が遅れた。
- 納品に時間がかかるので郵送等の対応をさせていただいた。 - 入荷が遅れて患者にお渡す薬が不足した。
- 入荷予定に遅延が発生し、患者へ渡すのが遅れた。 - 納品されるまで待ってもらった。他の薬局でもらった。

3. 配送頻度・時間の制限による問題 (約140回答)

- 土曜日の納品が無い為、月曜日まで待ってもらう必要があった。 - 卸の納品の締め時間が早くなり、卸に発注できない。
- 金曜日に処方箋が来ると週明けまで渡せないことがあった。(当日配送の受付終了のため)
- 週2回の納品のため納期が間に合わなかったこと。 - 指定の卸の納品が1日1回のため欠品の薬を郵送するまでに時間がかかってしまったことがある。 - 土曜納品がある卸で取扱いが無く欠品対応となった。
- 納品回数が週2回の指定曜日と決まっている卸では納品までに時間を要するため困った。
- 一社流通の卸が土曜配送を行っていないため翌週お渡しになった。

▶ 薬局側が一社流通品を正確に特定する手段がない中で、回答者自身の認識による回答となります。そのうえで本調査結果を取扱ってください。

患者にご迷惑がかかった事例 2

問. 一社流通であるために患者にご迷惑がかかったなどの具体的な事例を教えてください。(任意回答、フリーコメント)

4. 新規取引や実績不足による入手困難 (約110回答)

(コメント数：996)

- 新規発注を断られるケースが著しく多い。 - 出荷調整品はこの卸も在庫がないとまず断られる。
- 新規開局のため出荷調整以前の実績がなくすべて注文取消しになる。
- 取引がない卸のため別医薬品へ変更してもらおう疑義照会や、該当医薬品を他薬局から分けてもらう作業が生じた。
- 新規欠品は手持ちがないため早急に渡したいが一社流通のため早い入荷ができず患者に迷惑がかかった。
- 新規の場合は、入手不可能となり、他店を紹介するため非常に業務負担となっている。
- 発注先がわからないため取引卸にすべて問い合わせを行った。
- 新規卸の為、口座開設など手続きに時間が掛かった。そのため、すぐに購入できず在庫のある薬局を探し紹介した。

5. 在庫管理・欠品リスクの増大 (約90回答)

- 在庫確保できるメーカーに変更となるため、以前使用していたメーカーの医薬品が残ってしまい、デッドストックになり期限切迫、期限切れなどの損失が起きている。
- 自動発注の対象外になるので、特別な対応が必要となり発注漏れが発生するなどのリスクがある。
- 既存品の入荷が滞り、在庫不測のためにメーカー問わず・卸も問わず該当品目を発注し何とか在庫の維持に努めているが、メーカーや卸との連絡・患者対応等に多大な労力と時間を要している。
- 新規発注先になったことで、月の予定出庫数が在庫されておらず入荷や取り寄せに時間がかかり不足対応が増えた。
- 発注情報が消される。 - 電話発注になるため、使用しなかった場合に返品ができない。
- 取引卸数が増えたことで在庫管理がより複雑になった。
- 出荷調整前までの実績は考慮されず、担当者の力量で入荷しない分も、入荷数が減っていると判断される。

6. 緊急時の対応困難 (約70回答)

- 緊急時に他の卸から入手できず、患者様に迷惑をかけた。 - 急な処方に対応できず、患者様に待っていただいた。
- 休日や夜間の緊急時に対応できる卸が限られ、患者様の治療に支障をきたした。 - 災害時など、特定の卸が機能しない場合の代替手段がない。 - 緊急時の在庫不足に対応できず、患者様の症状悪化のリスクが高まった。
- 急な処方変更に対応できず医療機関との連携に支障をきたした。 - 緊急時の薬品融通が難しく地域の医療体制に影響が出た。 - 夜間の緊急配送に対応できず、患者様の治療に遅れが生じた。

▶ 薬局側が一社流通品を正確に特定する手段がない中で、回答者自身の認識による回答となります。そのうえで本調査結果を取扱ください。

患者にご迷惑がかかった事例 3

問. 一社流通であるために患者にご迷惑がかかったなどの具体的な事例を教えてください。(任意回答、フリーコメント)

(コメント数：996)

7. メーカー変更困難・価格交渉の余地なし (約70回答)

- 一社流通の薬品が欠品した際、他社の同効薬に変更することが難しい。
- メーカー変更の際、一社流通のため在庫切り替えがスムーズにいかない。
- 同効薬であっても、一社流通の薬品は代替が難しく、患者様の治療に影響が出る。
- 一社流通により、特定のメーカーへの依存度が高まり、リスクが集中している。
- メーカー変更時の在庫調整が困難で、損失が発生しやすい。
- 一社流通のため価格交渉の余地がなく、高額での購入を余儀なくされている。
- 競争原理が働かず、価格が高止まりしている。 - 価格交渉ができないため、経営を圧迫している。
- 価格の硬直化により、薬局経営の柔軟性が失われている。

8. 患者・医療機関への説明・対応の負担増加 (約46回答)

- 欠品や納期遅延の度に患者様への説明が必要となり負担が増えている。
- 患者様への説明や謝罪に多くの時間を要している。
- 欠品時に医療機関への連絡や代替薬の提案に時間がかかる。
- 医療機関から一社流通の理由で納期遅延を理解してもらえず、クレームになることがある。
- 患者様に欠品の理由を説明しても理解を得られず、薬局の評判に影響が出ている。
- 医療機関との連携が難しくなり、スムーズな治療の継続に支障をきたしている。
- 患者様への代替薬の説明や同意取得に時間がかかり、業務効率が低下している。
- 一社流通の仕組みを患者様に説明する必要があり、コミュニケーションの負担が増えている。
- 医療機関との信頼関係構築が難しくなり、薬局の立場が弱くなっている。
- 患者様の不満や苦情への対応に追われ、本来の薬学的ケアに時間を割けなくなっている。

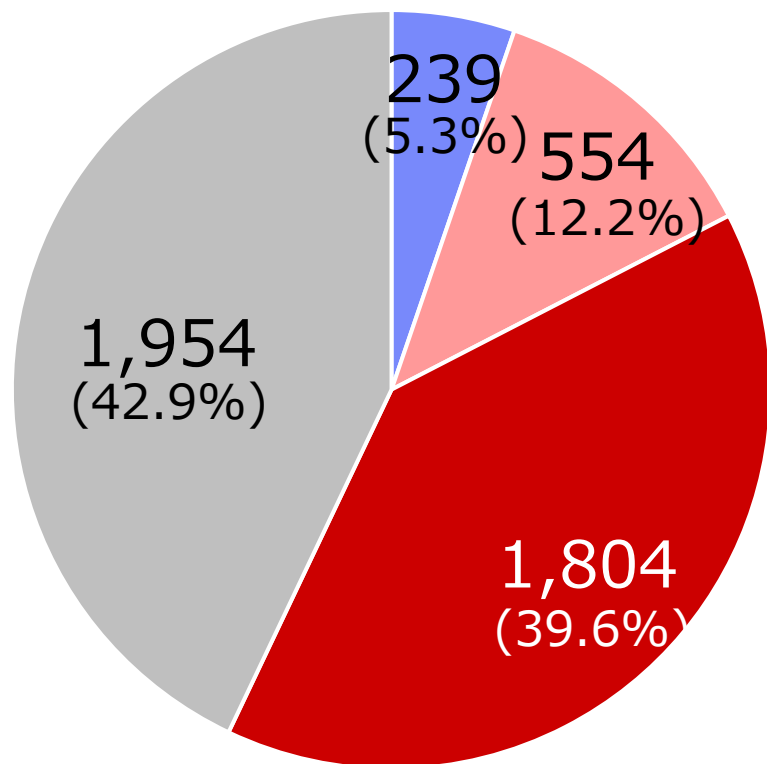
一社流通である理由の薬局への説明状況

一社流通品の説明の有無（全数）

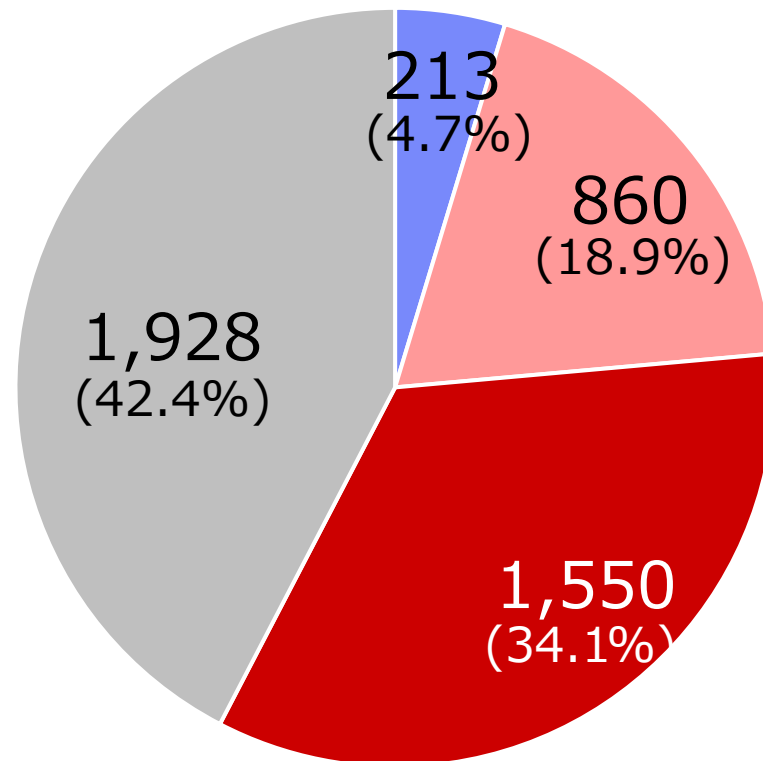
全4,551薬局のうち、メーカーから一社流通の理由の説明されたことがあるのは5.3%、卸から説明されたことがあるのは4.7%とともに限定的であり、大多数の薬局現場には説明がされていない現状が明らかとなった。

問. 貴店において、一社流通の理由をメーカーから説明をされたことはありますか？
(N=4,551薬局)

問. 貴店において、一社流通の理由を卸から説明をされたことはありますか？
(N=4,551薬局)



- 報告及び理由の説明があった
- 報告はあったが理由の説明はなかった
- 報告もなかった
- わからない



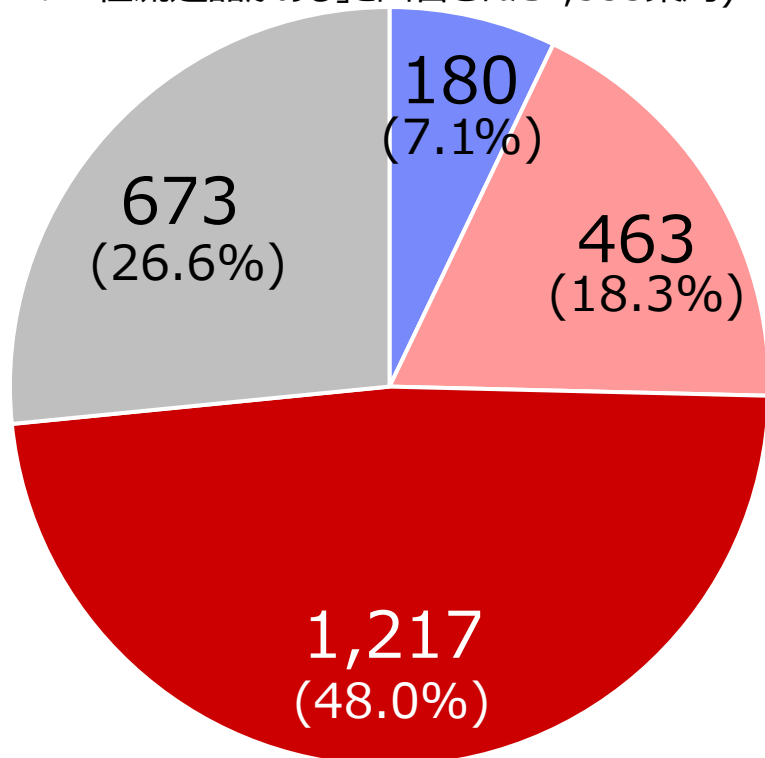
- 報告及び理由の説明があった
- 報告はあったが理由の説明はなかった
- 報告もなかった
- わからない

▶ 薬局側が一社流通品を正確に特定する手段がない中で、回答者自身の認識による回答となります。そのうえで本調査結果を取扱ってください。

一社流通品の説明の有無（一社流通品があると回答された薬局）

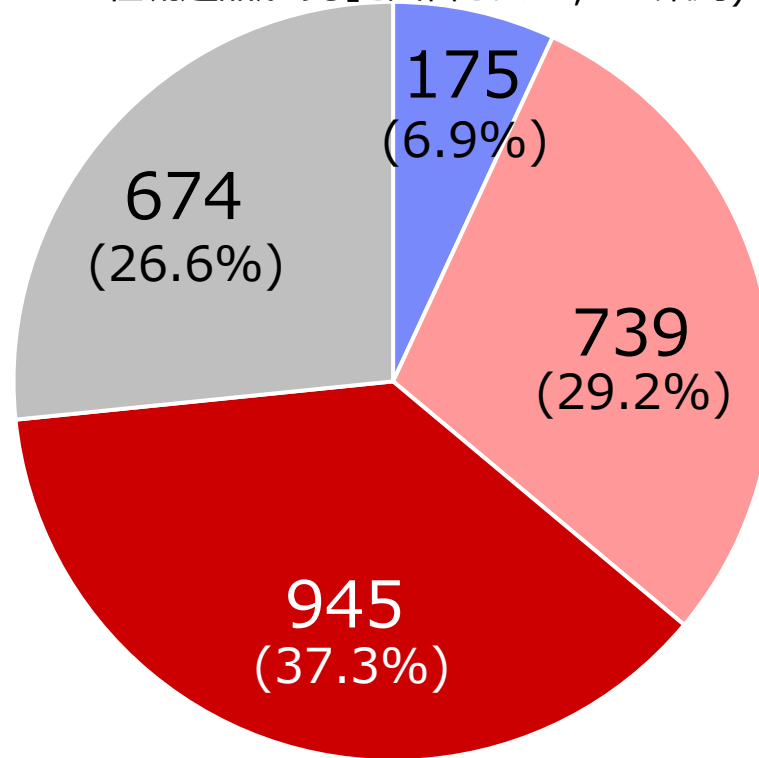
「一社流通品がある」と回答された2,533薬局のうち、メーカーから理由の説明されたことがあるのは7.1%、卸から説明されたことがあるのは6.9%とともに限定的であり、大多数の薬局現場には説明がされていない現状が明らかとなった。

問. 貴店において、一社流通の理由をメーカーから説明をされたことはありますか？
(N=「一社流通品がある」と回答された2,533薬局)



- 報告及び理由の説明があった
- 報告はあったが理由の説明はなかった
- 報告もなかった
- わからない

問. 貴店において、一社流通の理由を卸から説明をされたことはありますか？
(N=「一社流通品がある」と回答された2,533薬局)



- 報告及び理由の説明があった
- 報告はあったが理由の説明はなかった
- 報告もなかった
- わからない

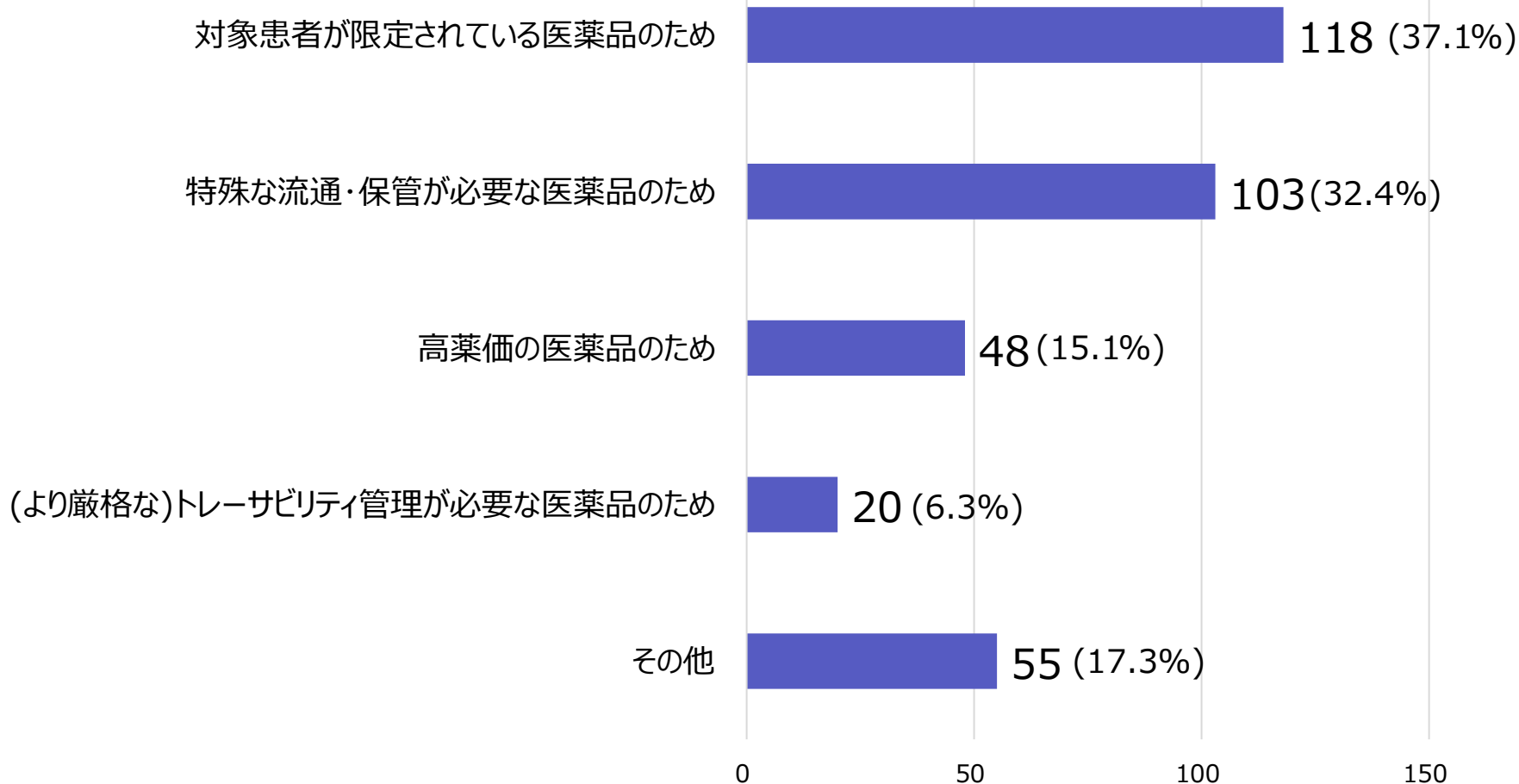
▶ 薬局側が一社流通品を正確に特定する手段がない中で、回答者自身の認識による回答となります。そのうえで本調査結果を取扱ってください。

説明された一社流通の理由

説明された一社流通の理由は、一部を除き、概ね「対象患者が限定的」「特殊な流通・保管が必要」「高薬価」「トレーサビリティ管理が必要」に集約された。

問. 「理由の説明があった」と回答された方にお聞きます。説明された一社流通の理由を教えてください。(複数回答可)

(N=「理由の説明があった」と回答された318薬局)



▶ 薬局側が一社流通品を正確に特定する手段がない中で、回答者自身の認識による回答となります。そのうえで本調査結果を取扱ってください。

説明された一社流通の理由（その他）

一社流通の理由として、メーカーや卸側の都合ともとれる、不採算品対策、メーカーや卸の取引・契約上の理由、流通・コスト削減といった説明がされることもあるようだ。

問. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。（任意回答、フリーコメント）（コメント数：55）

1. 不採算品対策 (約15回答)

- 不採算品のために一社流通となったと言われた - 薬価の過度な引き下げ防止ともとれるような説明と思った
- 流通の問題で不採算品になるため - 各種各社書面にて不採算品等の説明あり

2. メーカーや卸の取引・契約上の理由 (約15回答)

- メーカー名（●●）のすべての薬品が限定卸との取引に切り替えられた - 契約のため
- 卸とメーカーとの契約なので詳細な理由は不明 - メーカーと卸の価格交渉の関係

3. 流通・コスト削減のため (約10回答)

- 物流コストを抑えるため。 - 流通、配送コスト削減のため
- 卸を限定することで欠品をおこさないようにする - 安定した流通のため

4. 理由不明・説明不十分 (約10回答)

- 理由不明 - 理由は説明してくれたがよく分からなかった
- メーカーの都合 - よくわからない - 困難とだけ。

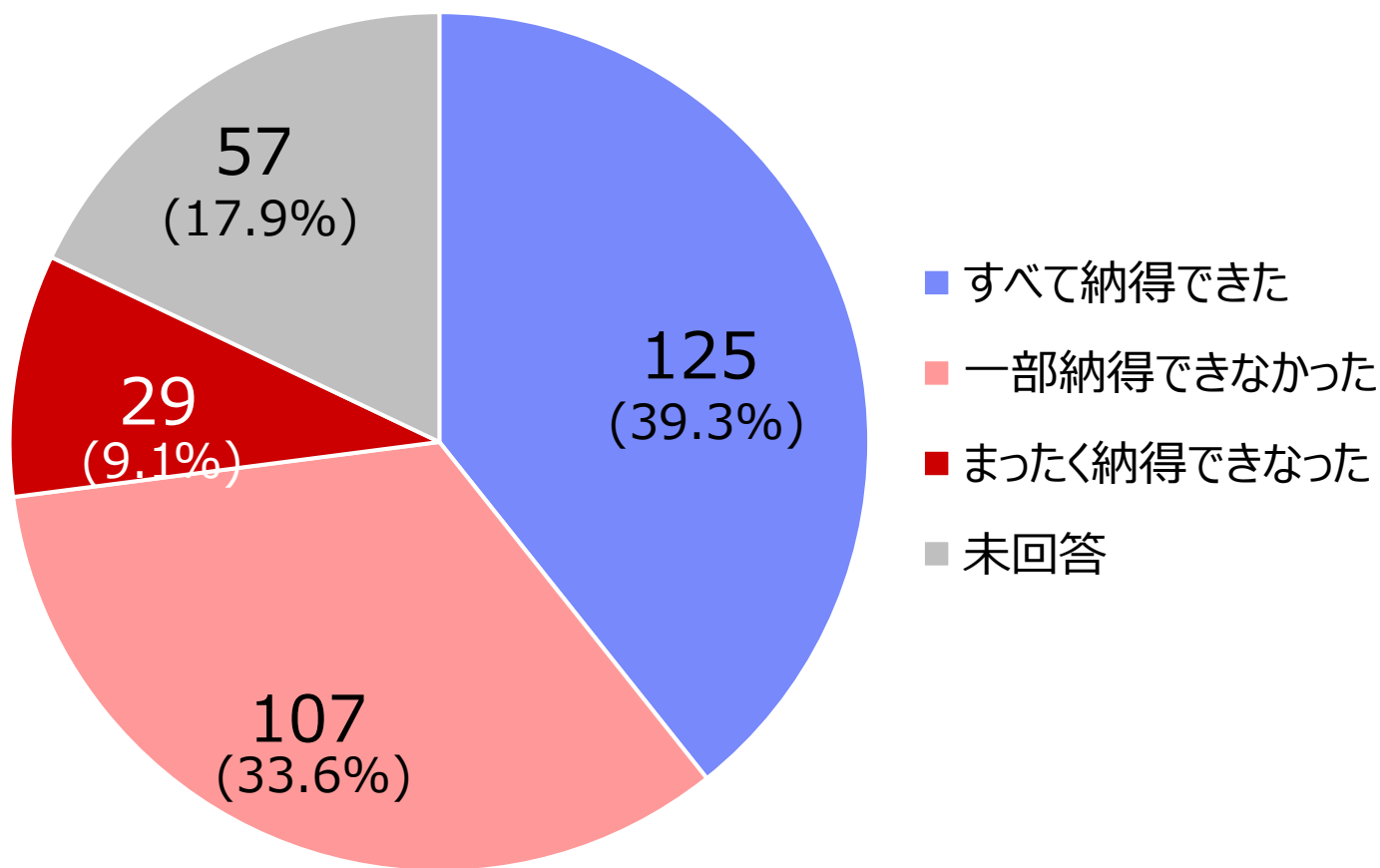
5. その他の理由 (約5回答)

- 流通一本化 - 他の薬の出荷調整で需要が増えたため - よく出る薬のため

説明への納得感

メーカー、もしくは卸から一社流通の説明があったと回答された318薬局のうち、「すべてに納得できた」と回答されたのは39.3%であった。

問. 「理由の説明があった」と回答された方にお聞きします。一社流通の理由に納得できましたか？
(N=「理由の説明があった」と回答された318薬局)



▶ 薬局側が一社流通品を正確に特定する手段がない中で、回答者自身の認識による回答となります。そのうえで本調査結果を取扱ってください。

理由の説明がなかった、納得できなかった事例 1

一社流通の医薬品があることで、薬局の運営にとって負担となっており、また、患者への持続的な医薬品供給にも支障をきたしているにもかかわらず、薬局への対応は説明不十分であったり、納得できない理由といったコメントが多く、一方的な状況があることがわかった。

問. 一社流通の理由の説明がなかった、または、納得できなかった具体的な事例（医薬品名含む）を教えてください。
（任意回答 フリーコメント） （コメント数：315）

1. 説明がなかった、または不十分だった (約140回答)

- 「メーカーとの契約上の都合」と説明され具体的な理由はなかった。
- そもそも説明に来ないというのは卸とメーカーの怠慢じゃないでしょうか。 - 具体的な説明がないため納得できない。
- 説明自体がない。聞いたところで仕方ないので聞いてもいない。
- 取り扱いが無いとしか聞いておらず、理由については聞いていない。 - メーカーからも卸からも報告がない。
- 「流通経路の簡素化」と説明を受けたがどのようなメリットがあるのか疑問。
- 一社流通になった理由の説明がなく突然取り扱いができなくなった。

2. 特定のメーカーや医薬品に関する問題 (約80回答)

- メーカー名（●●）の商品が卸名（〇〇と〇〇）の取り扱いから外れた理由に関しては自社都合によるものとの認識で納得いくものではなかった。
- 医薬品名（◎◎）について、特定の卸からしか取り扱えないと言われた。具体的な理由の説明はされなかった。
- メーカー名（●●）の薬は、全て卸名（〇〇）のみの取り扱いとの説明。
- メーカー名（●●）の医薬品名（◎◎）について、一社流通である事をメーカーより説明あったが理由はなかった。
- メーカー名（●●と●●）の医薬品を取り扱っているのが、ほぼ卸名（〇〇）のみである。
- メーカー名（●●）の全て製品について一社流通の説明を受けていない。
- ジェネリック医薬品メーカーの一社流通が増えているが、理由の説明がない。
- バイオ後続品の一社流通について、具体的な説明がなかった。

理由の説明がなかった、納得できなかった事例 2

問. 一社流通の理由の説明がなかった、または、納得できなかった具体的な事例（医薬品名含む）を教えてください。
(任意回答 フリーコメント) (コメント数：315)

3. 流通・供給の問題 (約50回答)

- 希少疾患用で需要が少ないものならわかるが、需要が大きな医薬品において卸を限定している理由がわからない。
- 一社流通により、特定の卸への依存度が高まり、リスクが集中している。
- 卸が欠品した場合、入手方法がない。 - 新規開局のため出荷調整以前の実績がなくすべて注文取消しになる。
- 新規の場合は入手不可能と考え、他店を紹介するため非常に業務負担となっている。
- 一社流通にも関わらず納期が大幅に遅れると言われた。 - 緊急時や災害時の対応が困難になる可能性がある。
- 地域によって取り扱い可能な卸が異なり、全国均一のサービスが提供できない。

4. 薬局の業務への影響 (約30回答)

- 配送時間に合わせて業務スケジュールを組んでいる側面があり卸が変わると配送時間、在庫管理等々さまざまな業務の予定が狂う。 - 発注先の検索にも時間がかかる。
- 以前使用していたメーカーの医薬品が残ってしまい、デッドストックになり期限切れなどの損失が起きている。
- 自動発注の対象外になるので、特別な対応が必要なため、発注漏れが発生するなどのリスクがある。
- 電話発注になるため、使用しなかった場合に返品ができない。 - 取引卸数が増え在庫管理がより複雑になった。
- 患者様への説明や謝罪に多くの時間を要している。 - 医療機関との連携が難しくなり、スムーズな治療の継続に支障をきたしている。 - 緊急時の対応が困難になり、患者さんの治療に影響が出る可能性がある。
- 新規患者や処方変更時の対応に時間がかかり、業務効率が低下している。

5. その他の問題 (約15回答)

- 一社流通のため価格交渉の余地がない。 - 競争原理が働かず、価格が高止まりしている。
- 経営戦略上仕方のないところもあるかと思うが、現場の苦労を軽視していないか腑に落ちない点が多い。
- 一社流通にすることで卸とメーカー間でそれなりのメリットがあるのだろうと想像できる。
- 利益や会社負担の軽減が目的と思われるが患者さんには関係ない理由。理解はできるが素直に納得できない。
- 薬局としては、急ぎでほしい場合に選択肢が狭まってしまう。 - 薬局の経営の自由度が制限されている。
- 患者さんの利益よりも、企業の利益が優先されているように感じる。

▶ 薬局側が一社流通品を正確に特定する手段がない中で、回答者自身の認識による回答となります。そのうえで本調査結果を取扱ってください。

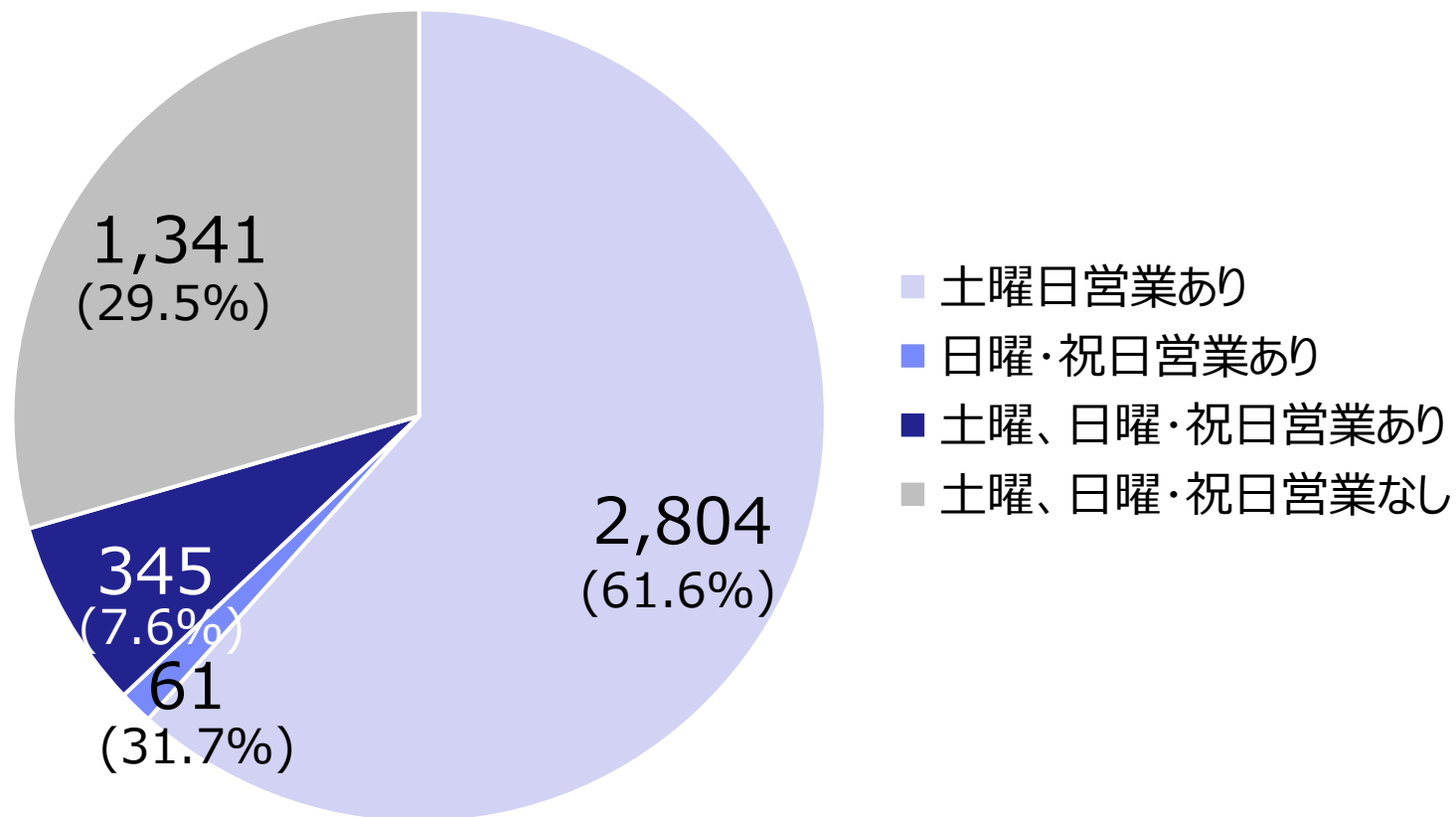
医薬品卸の休日配送について

土曜日、日曜日・祝日の営業

全4,551薬局のうち、3,210薬局、70.5%は土曜日、日曜日・祝日に営業している。

問. 土曜日、日曜日・祝日の営業について教えてください。※毎週、隔週、第4週目など、定期的に営業している場合を「あり」としてください。

(N=4,551薬局)

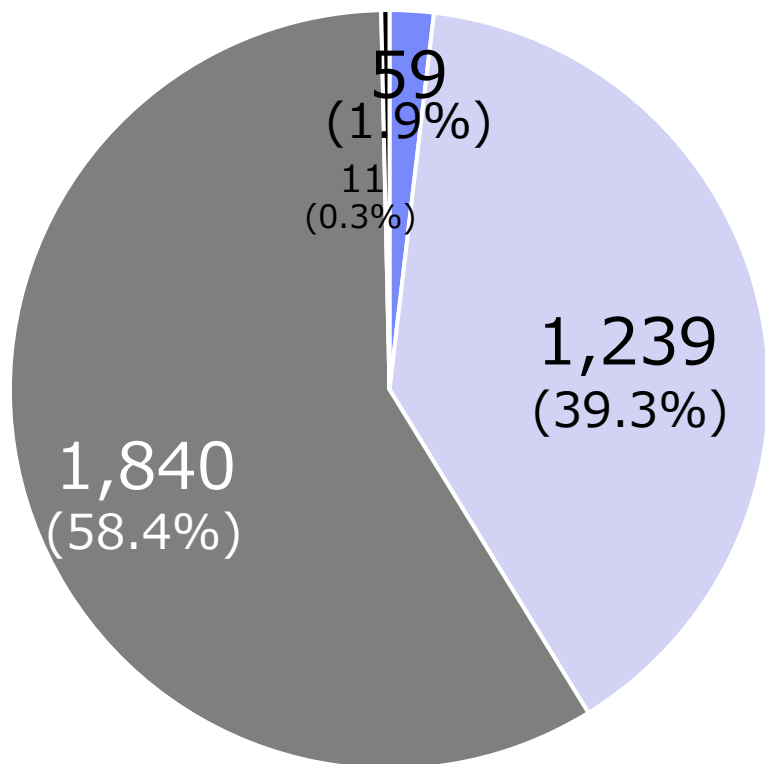


土曜日の定期配送・急配

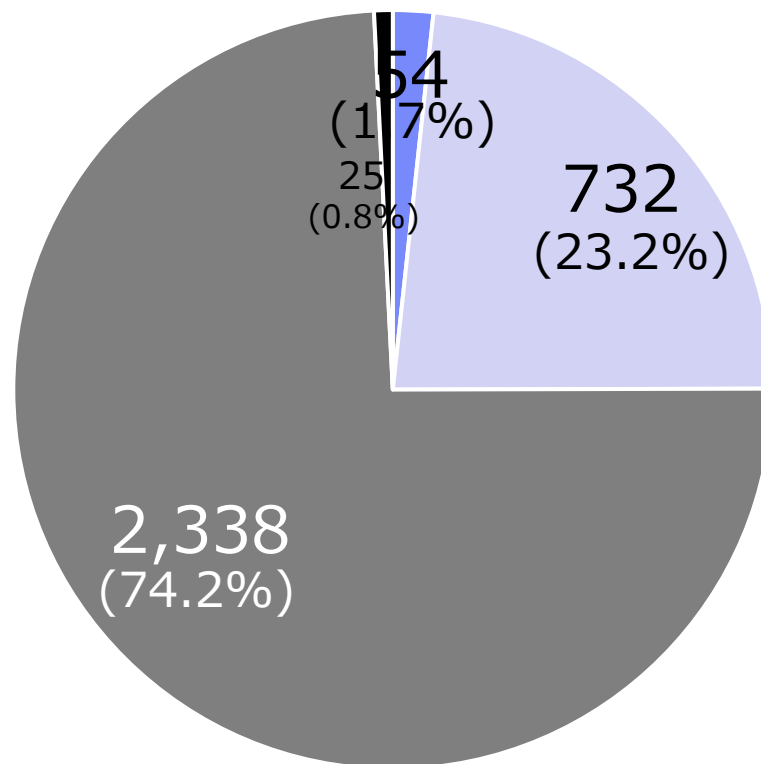
土曜日に営業している3,149薬局のうち、土曜日の「定期配送」に対応してくれる卸がない薬局は58.4%、「急配」に対応してくれる卸がない薬局は74.2%であった。

問. 現在取引のある医薬品卸は土曜日の定期配送に対応していますか？
(N=3,149薬局)

問. 現在取引のある医薬品卸は土曜日の急配に対応していますか？
(N=3,149薬局)



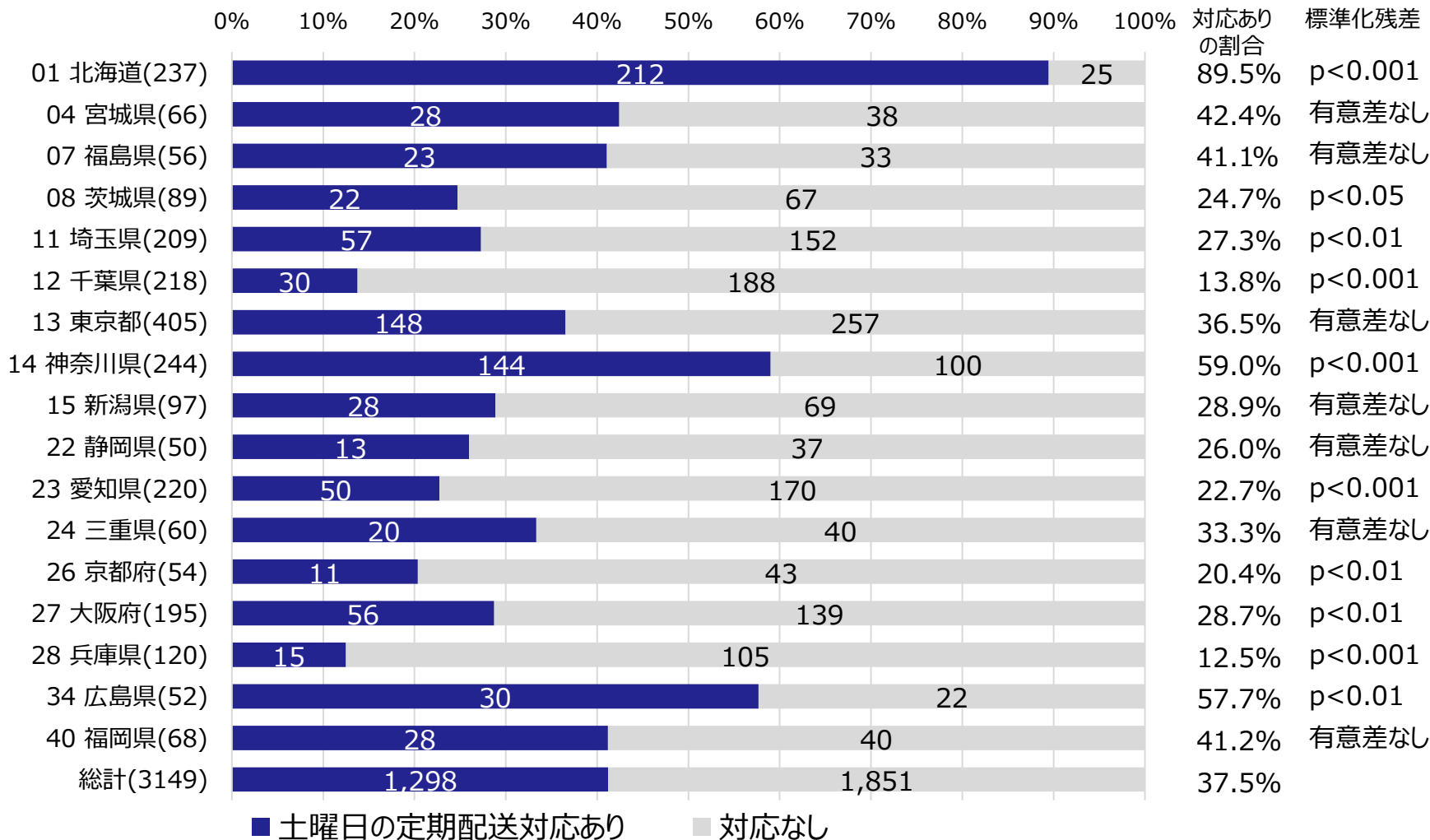
- すべての卸が対応
- 一部卸が対応
- 対応してくれる卸はない
- 未回答



- すべての卸が対応
- 一部卸が対応
- 対応してくれる卸はない
- 未回答

土曜日の定期配送対応 × 都道府県

土曜日の定期配送対応（すべての卸が対応、一部卸が対応）の有無について、対応ありの割合に、都道府県による差が見られ、休日配送対応状況には地域差がある可能性が示唆された。

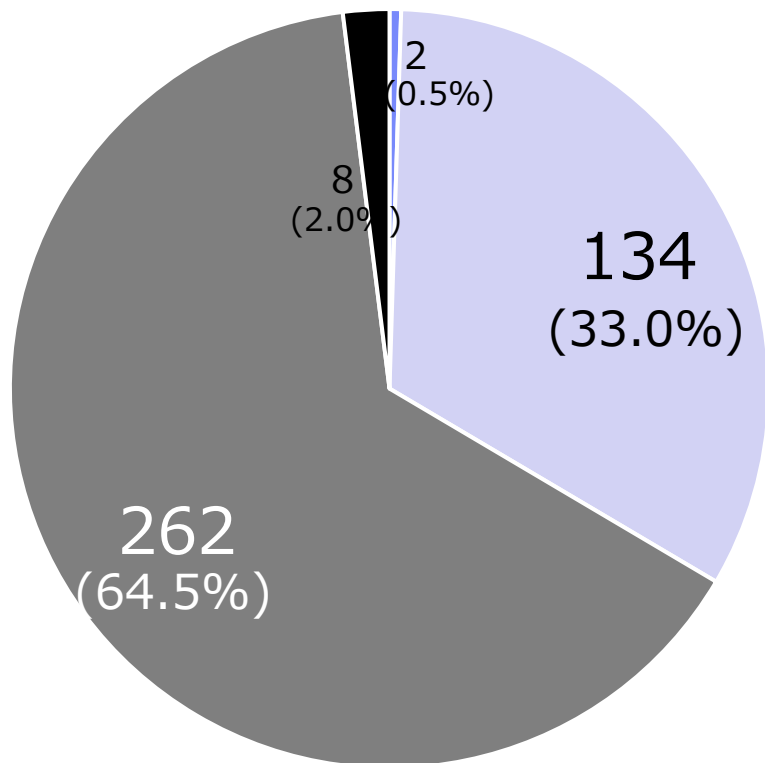


▶ N数が50以上となった都道府県において、カイニ乗検定及びBonferroni補正有意水準=0.05/17=0.00294を適応し、「有意差あり」となった。さらに効果量の計算(Cramer's V) =0.348であり、「効果量大」と判定された。都道府県ごとの寄与度を評価するために標準化残差を計算し、その結果の解釈は上記に示した通り。45

日曜日の定期配送・急配

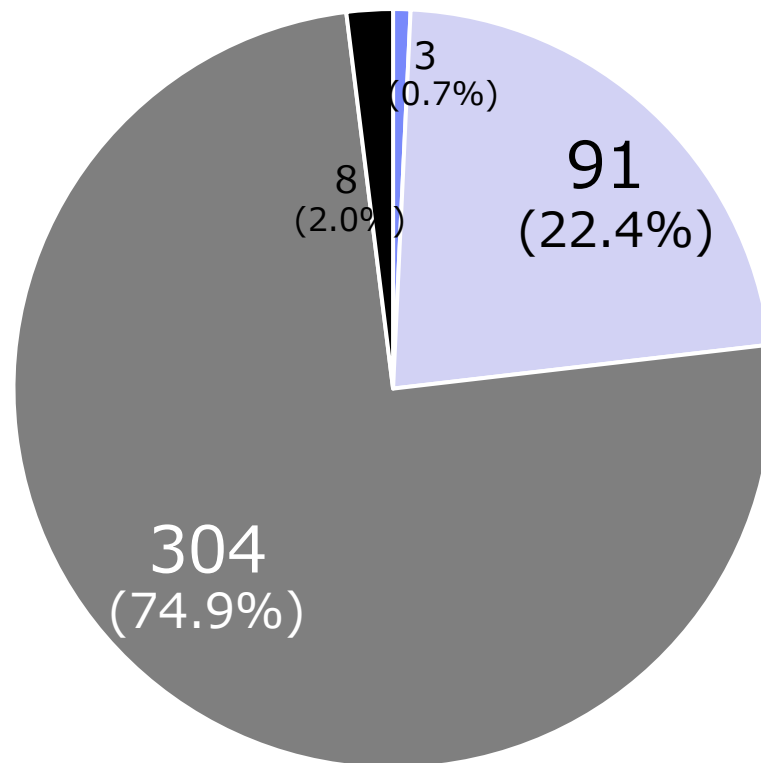
日曜日に営業している406薬局のうち、日曜日の「定期配送」に対応してくれる卸がない薬局は64.5%、「急配」に対応してくれる卸がない薬局は74.9%であった。

問. 現在取引のある医薬品卸は日曜日の定期配送に対応いただいていますか？
(N=406薬局)



- すべての卸が対応
- 一部卸が対応
- 対応してくれる卸はない
- 未回答

問. 現在取引のある医薬品卸は日曜日の急配に対応いただいていますか？
(N=406薬局)



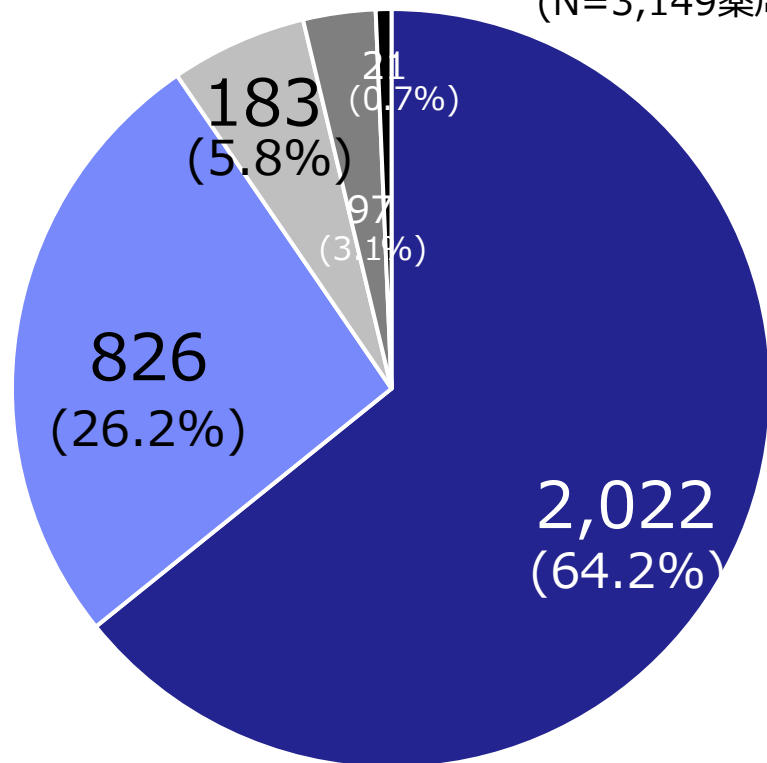
- すべての卸が対応
- 一部卸が対応
- 対応してくれる卸はない
- 未回答

土曜日配送、日曜日・祝日配送の貢献見込

医薬品卸の土曜日配送が薬局業務や患者に「とても貢献する」「少し貢献する」と回答されたのは90.4%であった。同じく、日曜日・祝日配送においては87.4%であった。

問. 医薬品卸が土曜日配送に対応する場合、貴店の業務や患者により貢献できると思いますか？

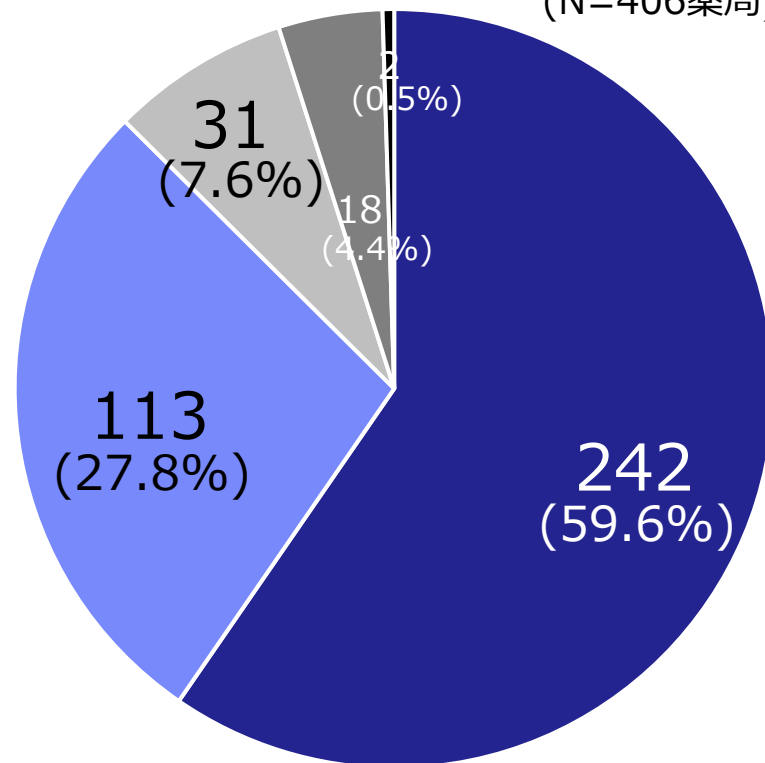
(N=3,149薬局)



- とても貢献する
- 少し貢献する
- あまり変わらない
- 変わらない
- 未回答

問. 医薬品卸が日曜日・祝日配送に対応する場合、貴店の業務や患者により貢献できると思いますか？

(N=406薬局)



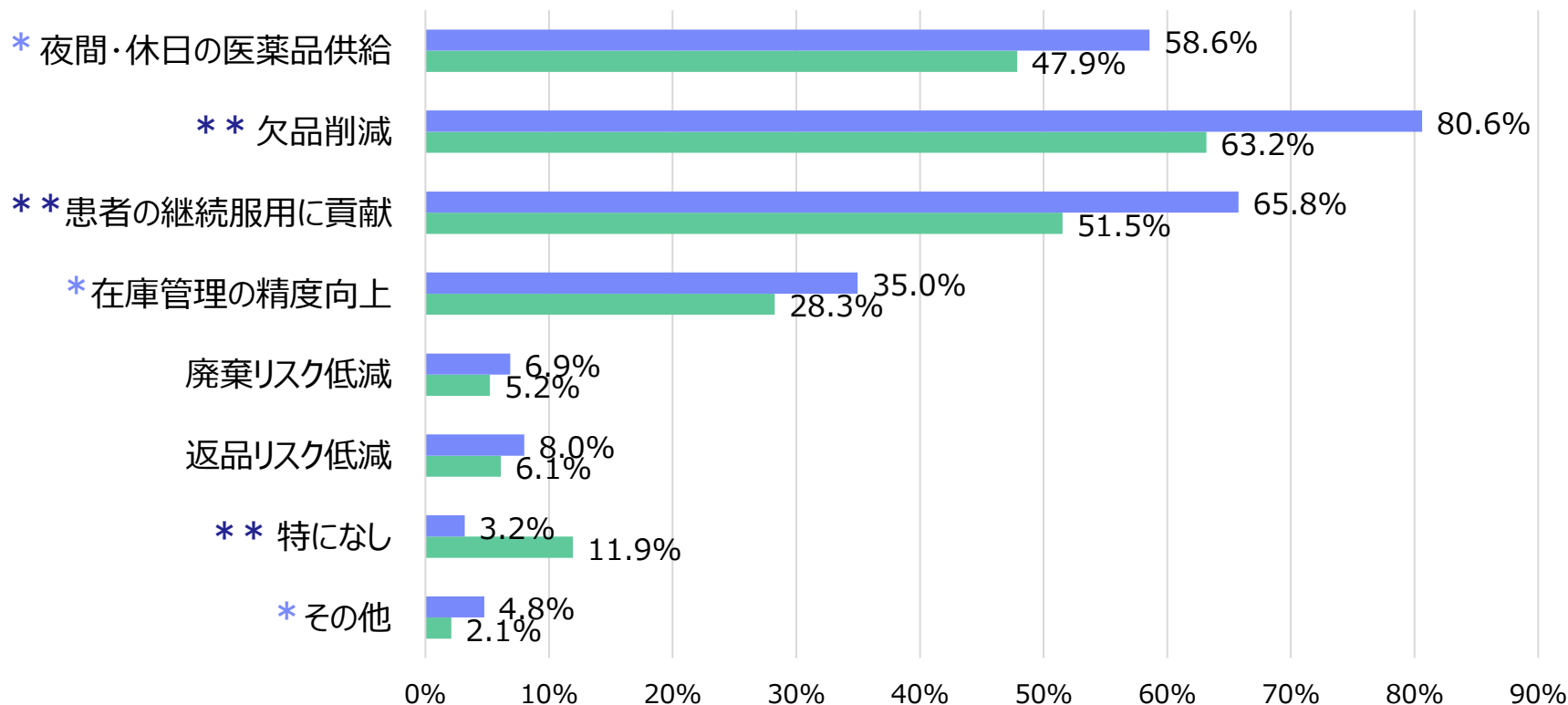
- とても貢献する
- 少し貢献する
- あまり変わらない
- 変わらない
- 未回答

貢献内容

「欠品削減」「患者の継続服用に貢献」「夜間・休日の医薬品供給」の回答率が高く、土日祝日営業ありの薬局と、それ以外の薬局との比較においては、「欠品削減」「患者の継続服用に貢献」の回答率に大きな差が生じた。

問. 医薬品卸が土曜日、日曜日・祝日に対応することで、貴店の業務や患者にどのような貢献があるのか教えてください。
(複数選択可) (N=4,551薬局)

■ 土曜日、日曜日・祝日営業している薬局 (N=3,210) ■ 土曜日、日曜日・祝日営業なし (N=1,341)



▶ カイ二乗検定及びBonferroni補正による検定、Cramer's Vを用いた効果量評価を行い、Bonferroni補正有意水準 $\alpha=0.05/8=0.00625$ を適応し、有意水準を超えて、さらに効果量評価V=0.1未満だったものを「*」、V=0.1-0.3だったものを「**」とマーク。

貢献内容（その他）

土日祝の医薬品供給は、患者のQOL向上と緊急時対応の改善や、薬局業務の効率化と在庫管理の最適化に貢献することから、医療サービスの質の向上につながる。

問. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。（任意回答、フリーコメント）（コメント数：96）

1. 患者のQOL向上と緊急時・休日対応の改善（約60回答）

- 休日や夜間に体調が悪くなった場合でも迅速に薬を入手できるため患者のQOL向上に繋がる。
- 金曜日に新規来局し土曜日納品だったら取りに来れるが月曜日受け取りは遅いという場合が何度もある。
- 急性疾患への処方に対し当日中に薬を入手できるために患者のQOL向上に繋がる。
- 金曜日に急を要する処方を受けた場合の患者の薬物治療に大いに資する。
- 休日診療時は広域からの処方が多く、当薬局で常備していない処方が多いため。
- 在宅の緊急訪問にも対応できる。
- 麻薬の発注が前日16時までで翌日納品とされているため、金曜日の16時以降に処方が出た際に土日にお渡しできないままの状態になってしまうが土曜日に納品してもらえると痛いまま土日を過ごすことがなくなる。

2. 薬局業務の効率化と在庫管理の最適化（約40回答）

- 他店から譲渡してもらわずに済むため、取りに行くなど手間も省ける。
- 薬の手配に要する時間の削減（他店に薬を取りに行く時間、患者への説明軽減など）につながり、生まれた時間を服薬指導等、本来患者に必要な時間にあてることができる。
- 患者の取りこぼしが軽減する。 - 受付キャンセルの減少。 - 翌週月曜日の在庫確保が容易。
- 休日の使用量を想定して金曜日の発注量を増やしているが、その手間がなくなる。
- 前日欠品薬の早期納品対応が可能になる。
- 土日の配送がないことで多く在庫を抱えるため期限切れを起こすリスクが高まっているが、土日配送があることで改善が見込める。

「変更調剤の取扱いについて」事務連絡の影響

「変更調剤の取扱いについて」事務連絡のメリット

全4,551薬局のうち、「大いにメリットがある」「少しはメリットがある」と回答された薬局は、85.9%であり、多くの薬局が業務や患者にとってメリットを感じていた。

2024年3月15日に厚生労働省保険局医療課より「変更調剤の取扱いについて」の事務連絡が発出され、現下の医療用医薬品の供給状況におけるやむを得ない場合に、

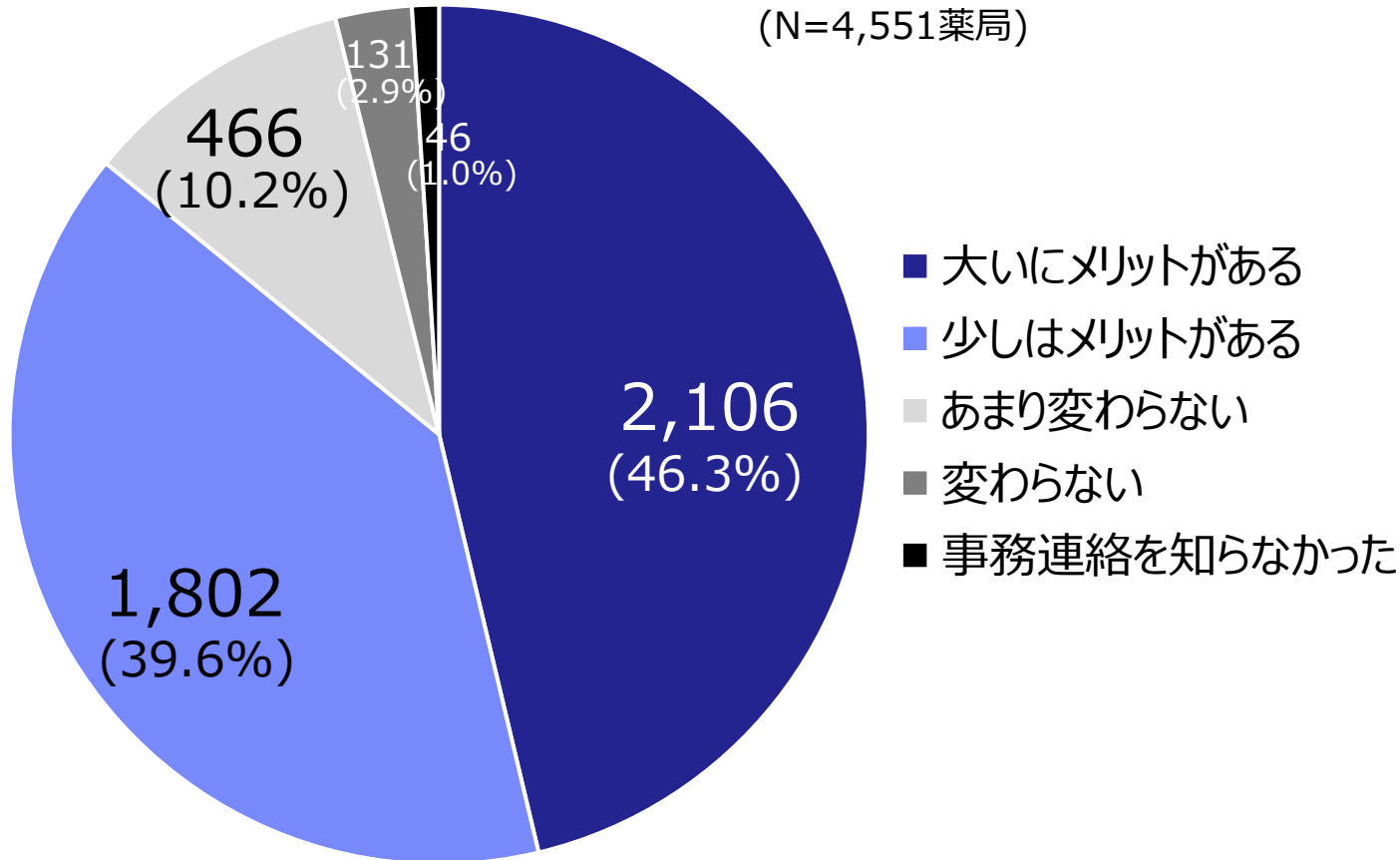
・後発医薬品の銘柄処方における先発医薬品への変更調剤

・後発医薬品から規格又は剤型違いの後発医薬品への変更調剤（薬剤料がアップする場合も含む）

が患者の同意が得られれば、変更調剤が可能となりました。※処方箋を発行した医療機関への事後の情報提供は必要。

問. 「変更調剤の取扱いについて」の事務連絡は、貴店の業務や患者にとってメリットがあると思いますか？

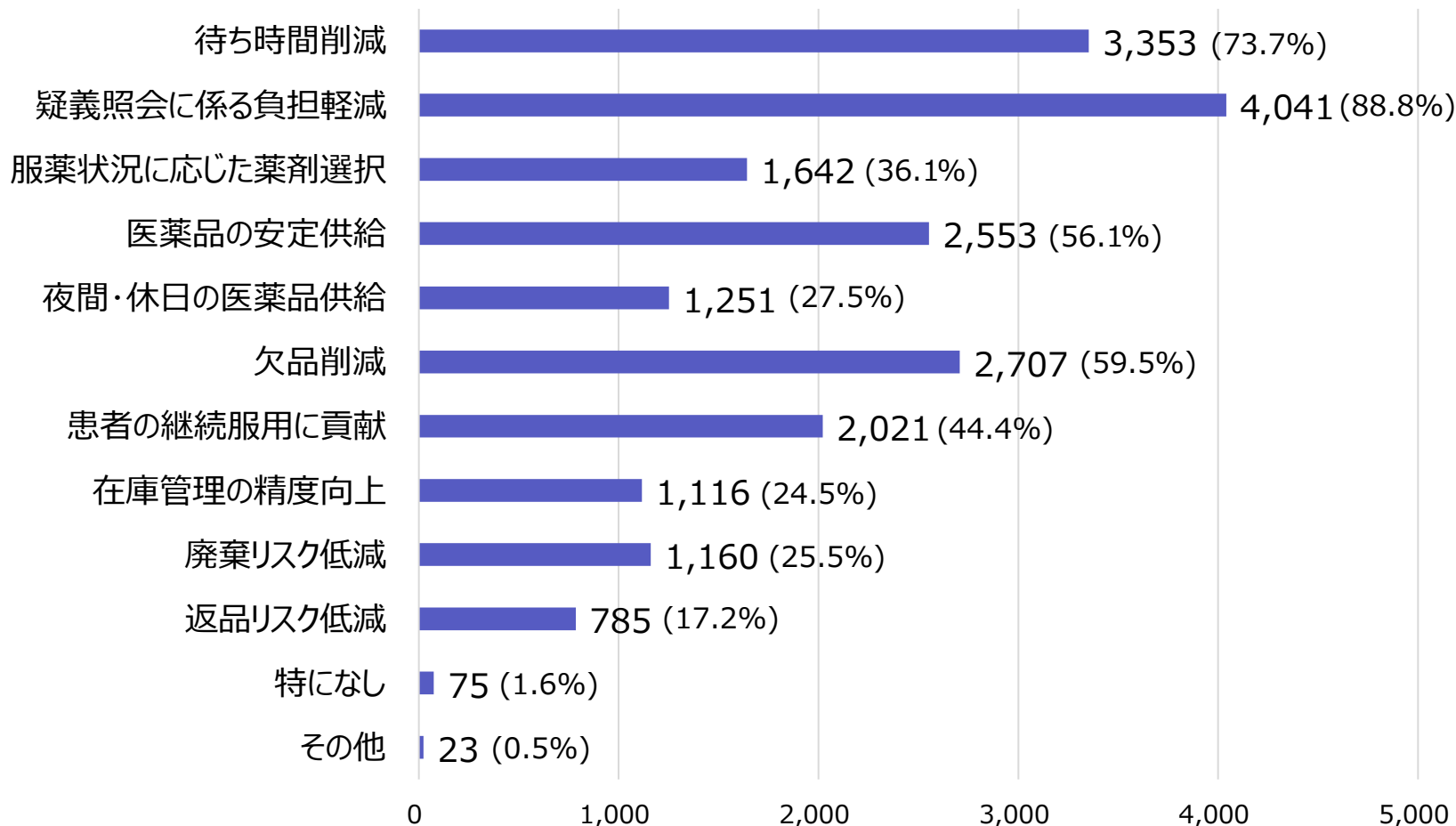
(N=4,551薬局)



業務や患者にとってのメリット

仮に本事務連絡が恒常的に認められた場合に、「疑義照会に係る負担軽減」「待ち時間削減」「欠品削減」「医薬品の安定供給」「患者の継続服用」「服用状況に応じた薬剤選択」など業務や患者にとって、メリットを多いと推察される。

問. 変更調剤の取扱いについて」の事務連絡は、現下の医療用医薬品の供給状況におけるやむを得ない場合の取扱いであるが、仮に本事務連絡の内容が恒常的に認められるとした場合に、貴店の業務や患者にとってどのようなメリットがあるのか教えてください。（複数選択可）
(N=4,551薬局)



業務や患者にとってのメリット（その他）

変更調剤の柔軟化により業務効率化と患者サービス向上が期待される。一方、医療機関への事後報告が負担となっており、効率的な連携が課題となるケースもあるよう。

問. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。（任意回答、フリーコメント）（コメント数：29）

1. 業務効率化と患者サービスの向上 (15回答)

- 業務短縮による人件費削減、対人業務への転化 - 医薬品がないことによる患者からのクレーム対応の削減
- 事後承諾で可能な疑義照会の該当の場合、病院の医師不在、閉局時間などの場合も対応可能になった
- 外用など、性状が違うものや、シップの温感タイプ、冷感タイプに、いちいち疑義照会しなくてよくなり、薬局だけでなく病院も業務が削減される

2. 医薬品供給の改善と治療の継続性確保 (10回答)

- 土曜日、日曜日で在庫がない時などに医師と連絡がつかず調剤を次の日にしてもらうことがあった。患者未治療の減少につながるができる
- 当薬局が年中無休・夜間も営業している為、卸に在庫なく病院も閉まっている時などに患者さんが薬を飲めない状況を回避できることに繋がる
- 該当薬が1種類でもあればスムーズに患者様にお渡しできるようになるので柔軟に対応できることが利点
- 医療機関の受付時間外でも対応できるようになり、治療開始が迅速に進められる
- 調剤に融通が利く事で不要な欠品の発生が減り、余計な発注の軽減、不動在庫・医薬品廃棄の削減、患者に滞りなく薬が供給しやすくなる

3. 制度の課題と改善点 (4回答)

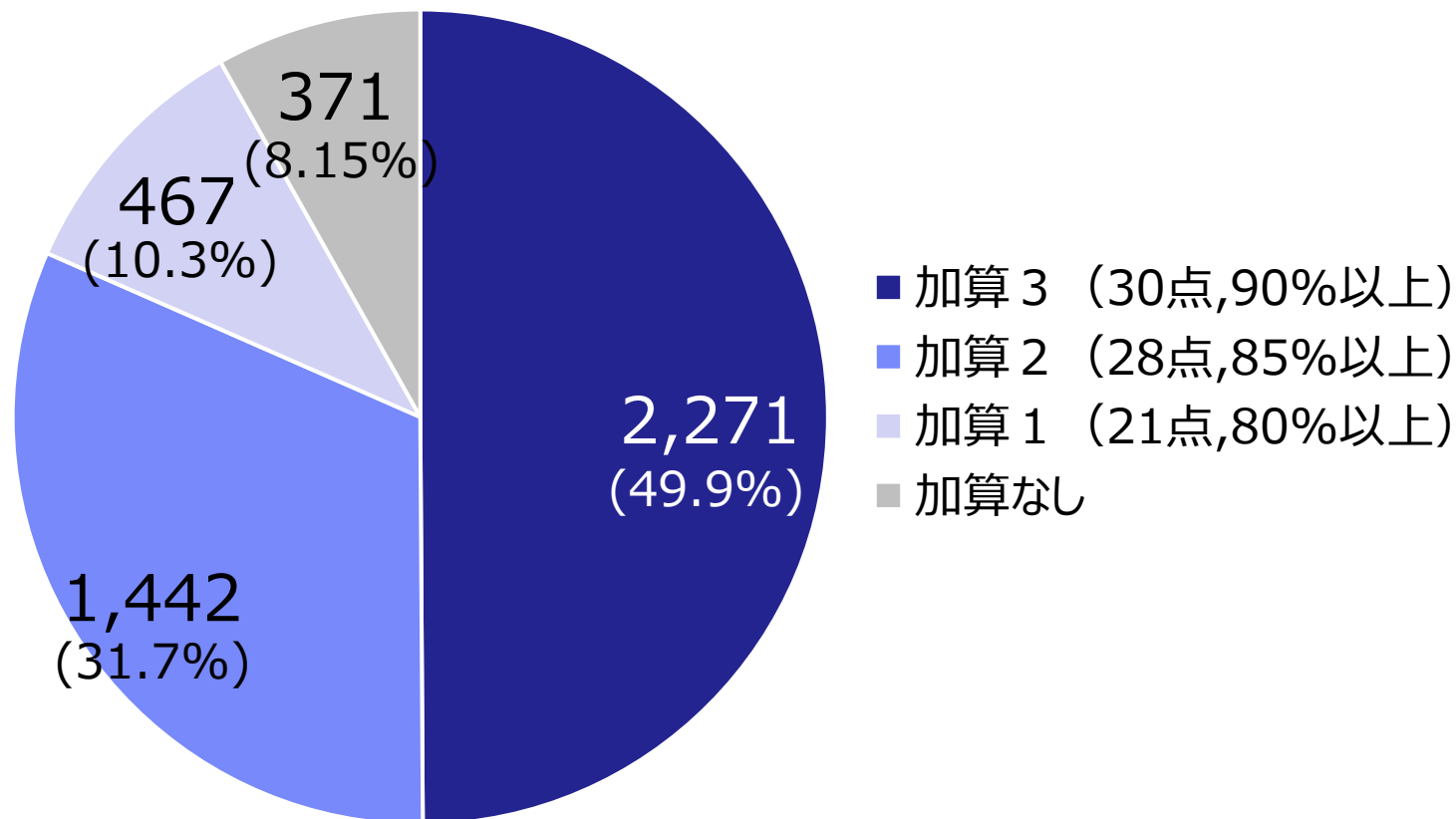
- 「事後の情報提供は必要」なので結局今までの疑義照会と同じで負担が大きい
- 医院からのクレームを防ぐために結局疑義照会をかけるので手間としては変わらない
- 患者の同意が得られれば、恒常的に変更調剤が可能とされるべきではないかと感じる

長期収載品に係る選定療養について 施行直後の対応状況

後発医薬品調剤体制加算

全4,551薬局のうち、加算あり（数量ベース80%以上）が91.9%、加算3（90%以上）が49.9%であった。

後発医薬品調剤体制加算の届出
(N=4,551薬局)

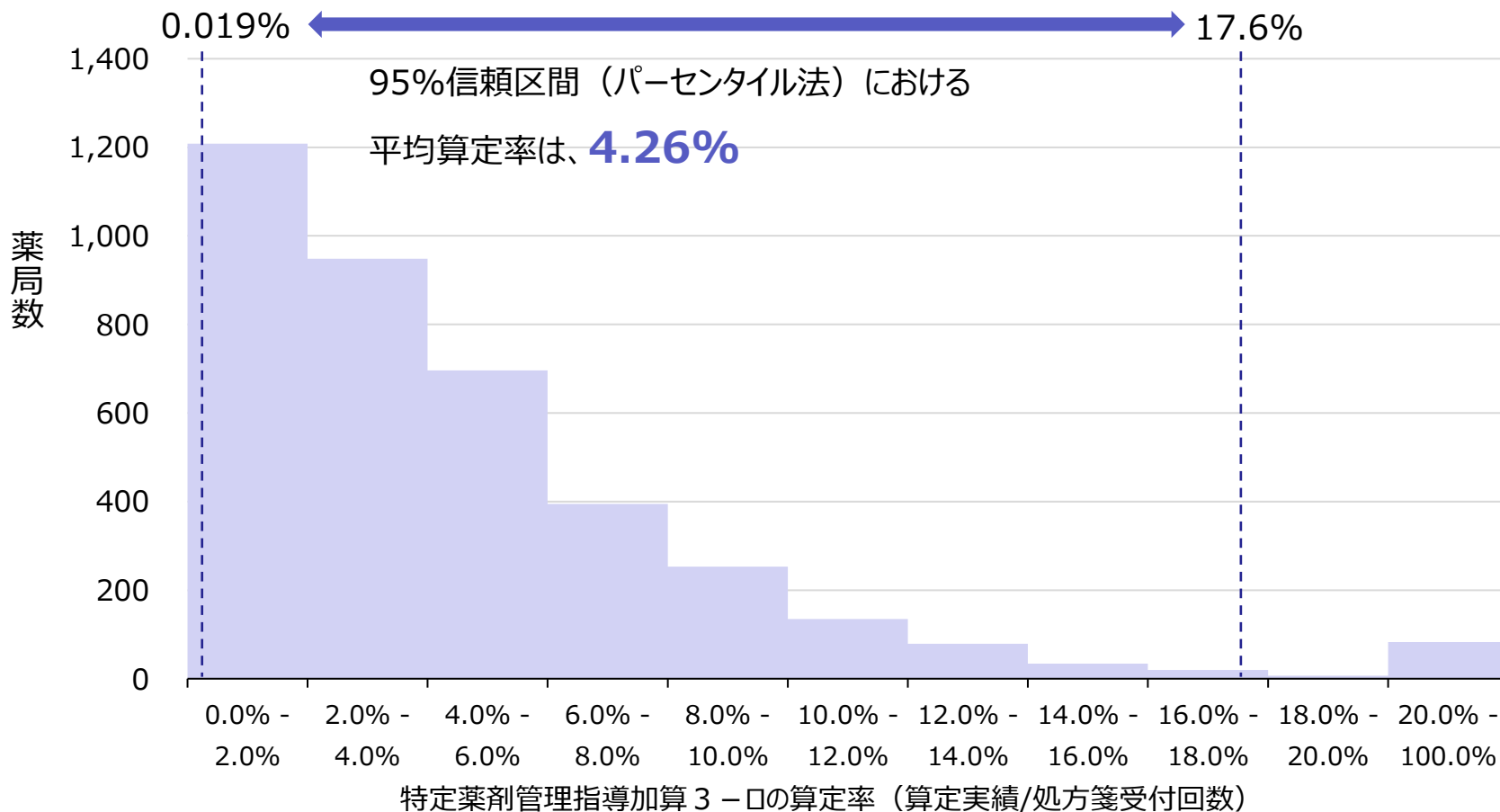


特定薬剤管理指導加算3-□の実績

調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合に算定される特定薬剤管理指導加算3-□の平均算定率は、4.26%であった。※10月以前に算定済みのケースもあると推察される。

問. 特定薬剤管理指導加算3-□の2024年10月単月の算定実績を教えてください。(半角整数 単位:回)

(N=有効回答3,858薬局)



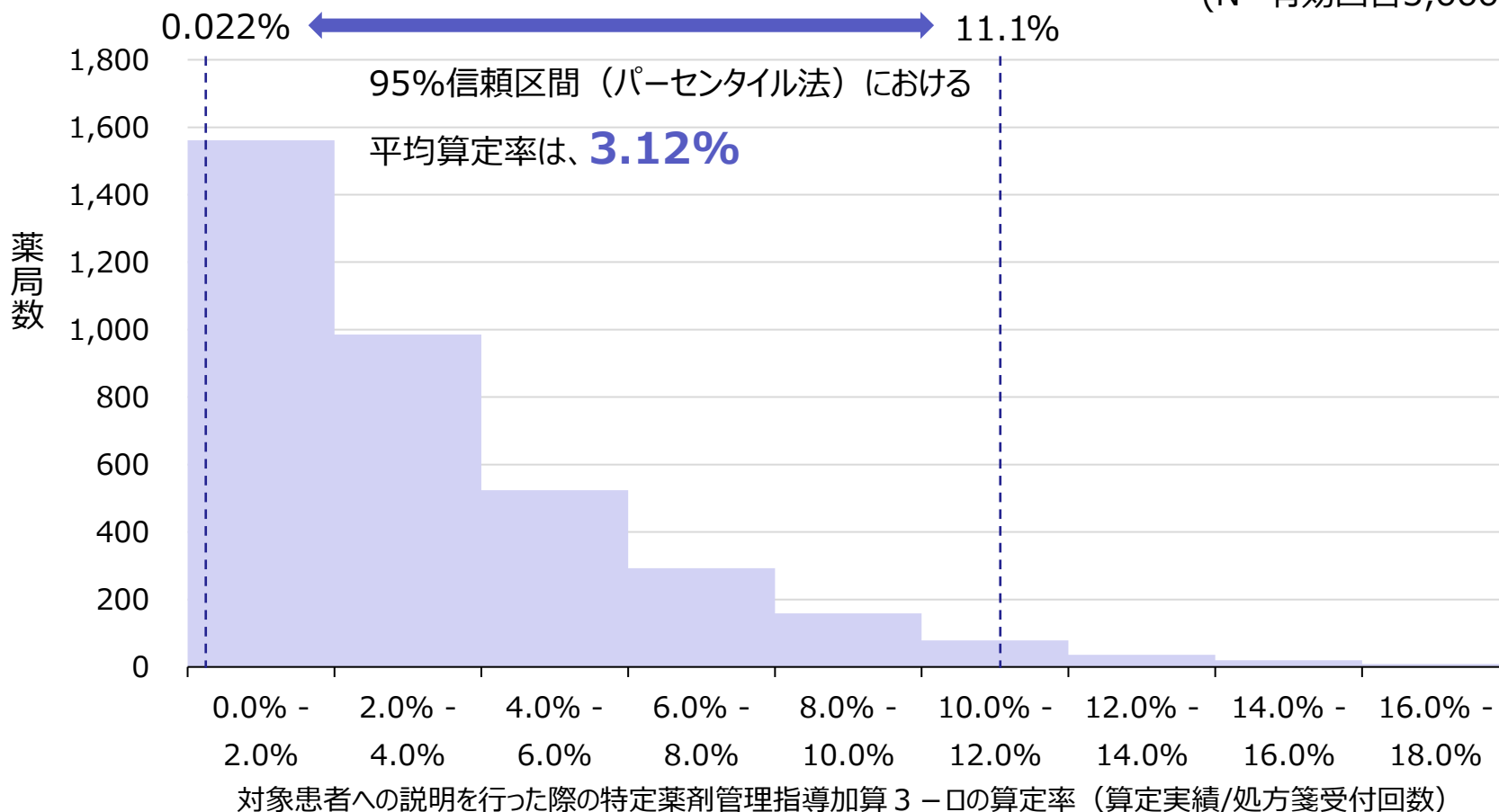
▶ 算定率が0もしくは100%を超える回答、次項の方が高くなる回答は有効回答から除いた

長期収載品に係る選定療養の対象患者への説明を行った際の算定

長期収載品に係る選定療養の対象患者への説明を行った際の特定薬剤管理指導加算3-ロの平均算定率は、3.12%であった。※10月以前に算定済みのケースもあると推察される。

問. 特定薬剤管理指導加算3-ロの算定実績うち、「後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合」に該当する2024年10月単月の算定実績を教えてください。(半角整数 単位:回)

(N=有効回答3,666薬局)

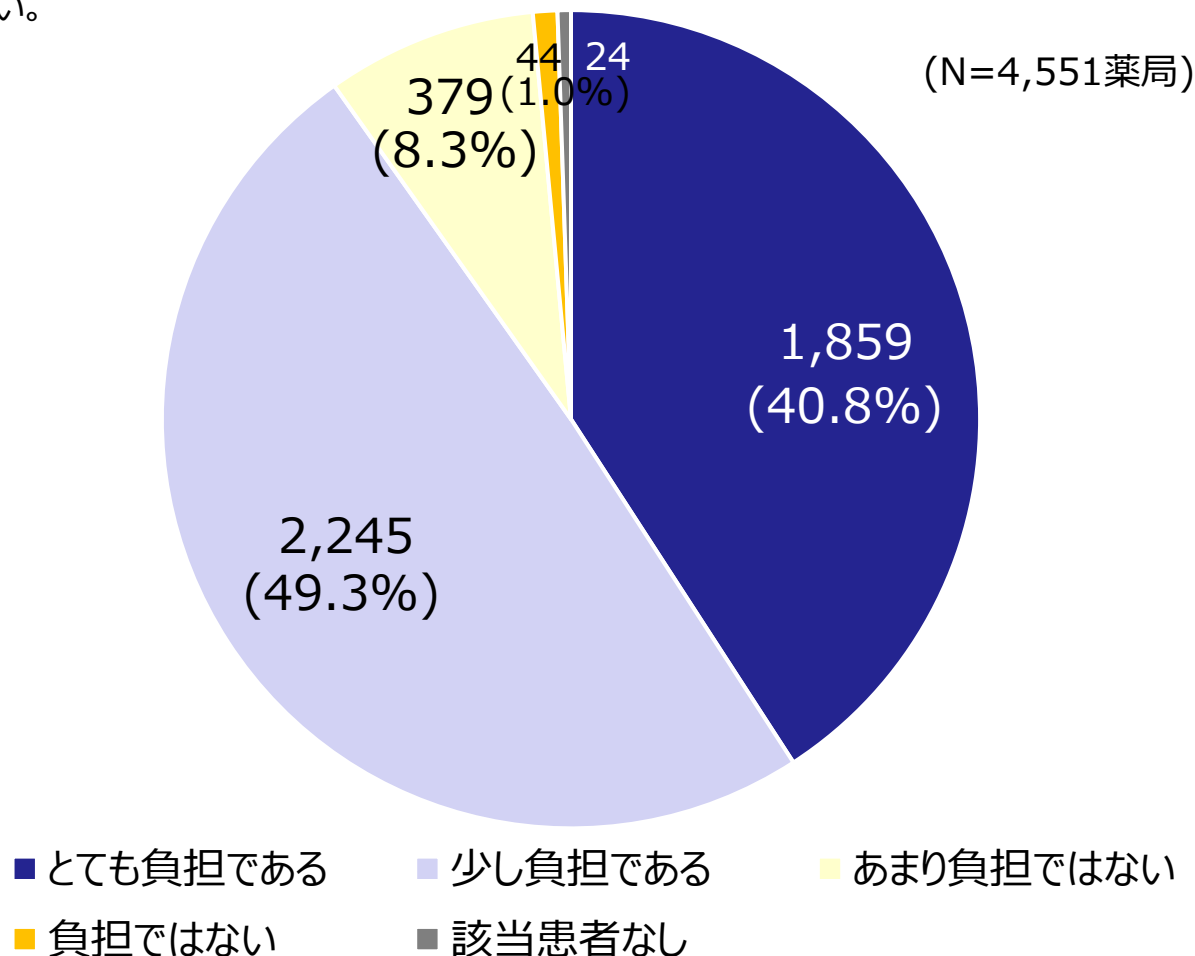


▶ 算定率が0もしくは100%を超える回答、前項の方が高くなる回答、前項の95%信頼区間外の回答を有効回答から除いた

説明及び対応の負担感

全4,551薬局のうち、「とても負担である」「少し負担である」の割合は、90.1%であった。また、該当患者なしと回答されたのは、わずか0.5%であった。

問. 長期収載品に係る選定療養に関する該当患者への対応について、その説明内容及び対応時間の観点で負担感について教えてください。

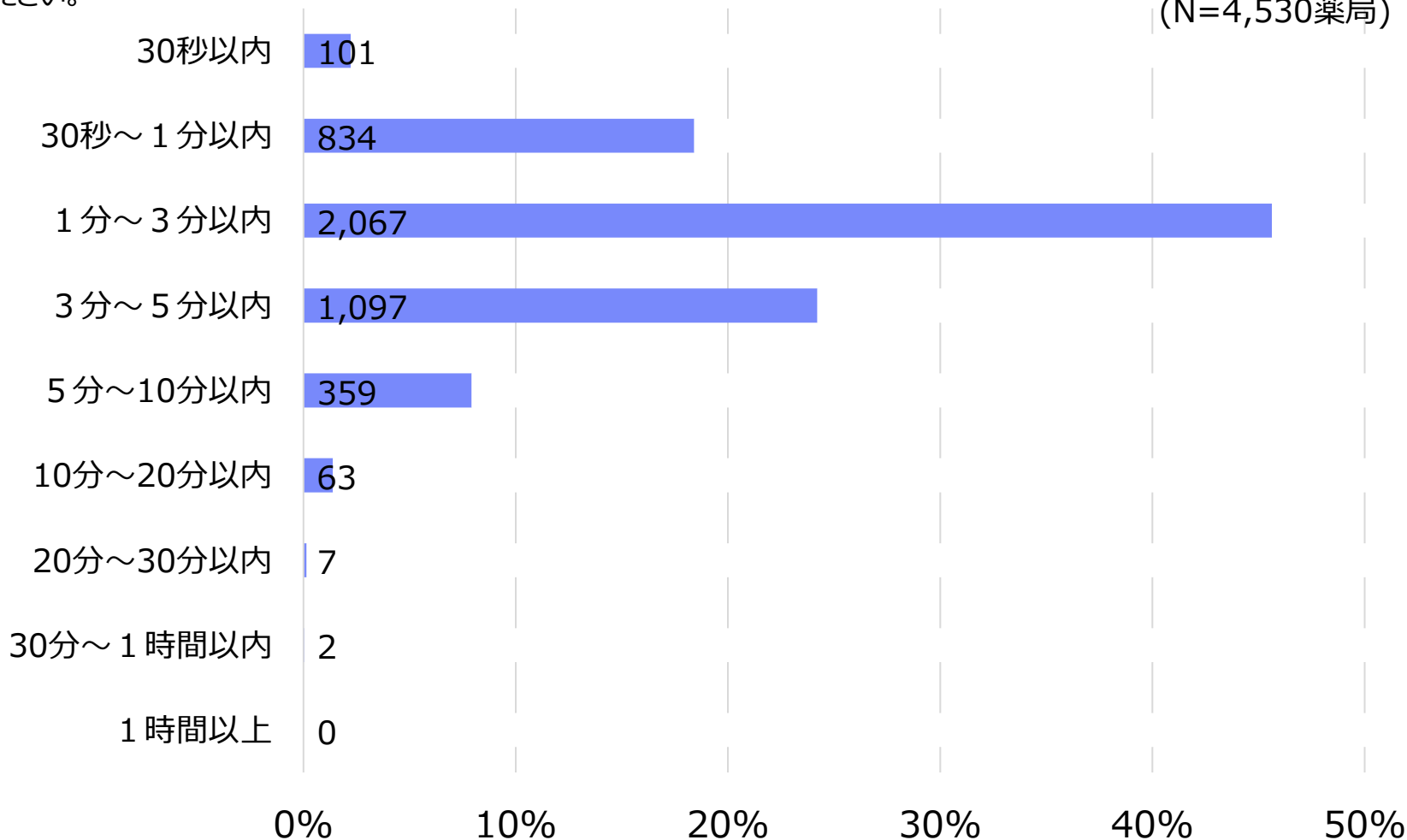


説明及び対応時間

患者一人当たりのおおよその対応時間の中央値は1分～3分以内、平均値は2.89分であった。

問. 長期収載品に係る選定療養に関する対応について、該当患者一人当たりのおおよその説明及び対応時間を教えてください。

(N=4,530薬局)

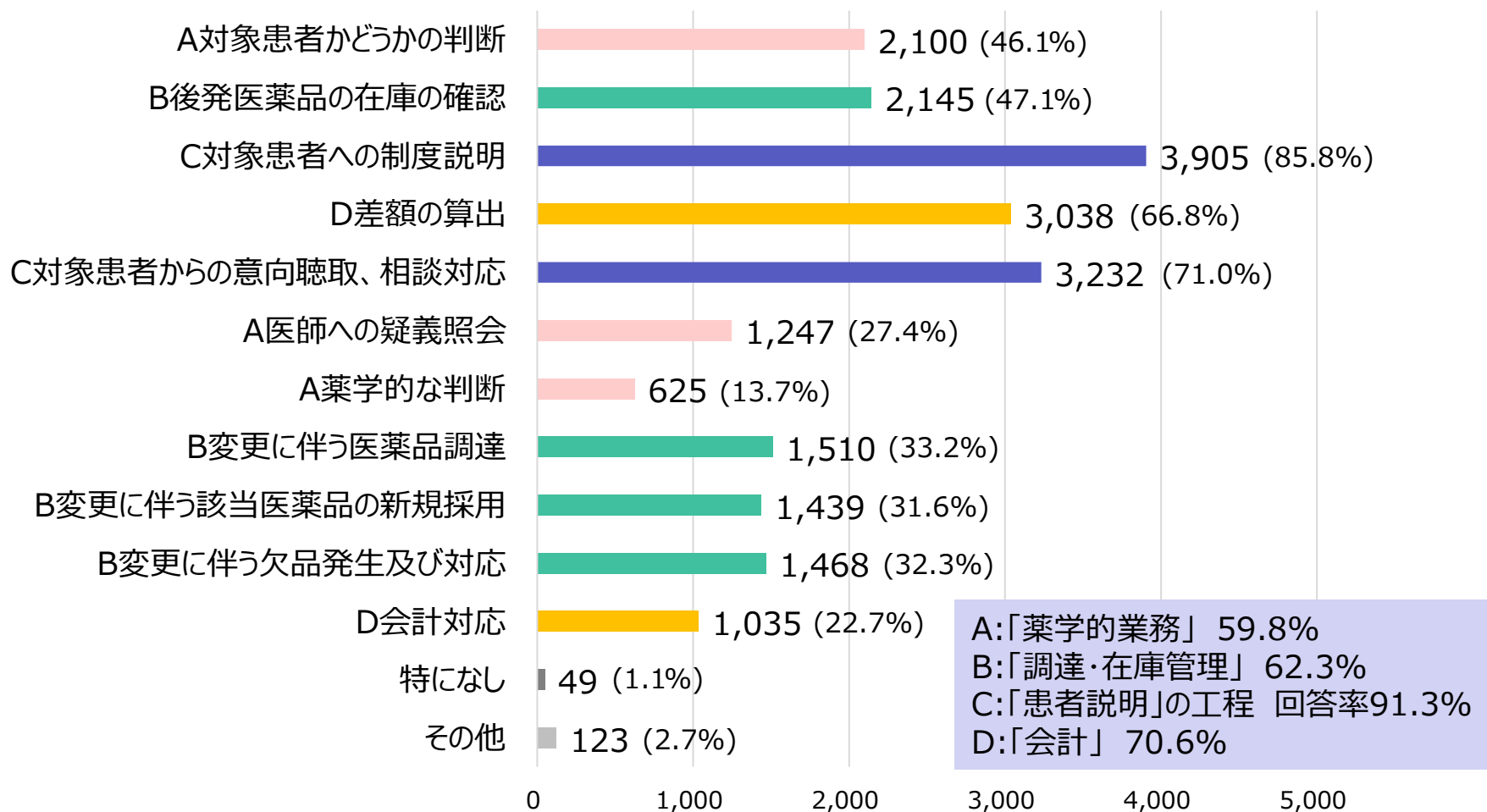


▶ 平均値は、30秒～1分以内ならば0.75分などとして計算。

負担となる工程

各業務工程において、負担となっている状況が伺えた。「A 薬学的業務」に係る工程が選択されたのは59.8%、「B 調達・在庫管理」は62.3%、「C 患者説明」は91.3%、「D 会計」は70.6%であった。

問. 長期収載品に係る選定療養に関する対応について、負担となる工程について教えてください。(複数回答可)
(N=4,551薬局)



負担となる工程（その他のコメント）

問. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。（任意回答、フリーコメント） （N=136薬局）

1. レセコン・薬歴への記録 (回答数: 25)

- レセコン、薬歴への患者ごとの意向や算定の記録 - 対象医薬品説明の薬品名の記録

2. 在庫管理・不動在庫の問題 (回答数: 14)

- 使用されなくなった先発品の使用先選定や廃棄リスク増加 - 先発医薬品の高額ロスのリスク
- 選定療養によりジェネリックが選ばれることで先発医薬品が不動在庫となる問題

3. 患者対応・クレーム処理 (回答数: 14)

- 制度についての患者からのクレーム対応、ハラスメント - 制度説明後も納得しない患者の苦情対応
- 患者の選定療養への不満についての対応

4. 制度理解・説明の困難さ (回答数: 10)

- 患者や医療機関の制度理解不足への対応 - 制度の必要性や仕組みの説明に時間を要する
- 高齢者に理解してもらうことの困難さ - 国の対応不足に対する現場の負担

5. 業務の煩雑化・負担増加 (回答数: 9)

- 受付時と薬剤師説明の二度手間 - 受付時の作業増加による負担
- 算定漏れのリスク - 労力に見合わない加算に対する精神的負担

6. 後発医薬品に関する問題 (回答数: 7)

- 後発品の流通状況の把握と供給不安定時の対応 - 後発品使用によるコンプライアンス不良や効果減少、副作用への対応
- 先発品希望かつ差額支払い拒否患者への対応判断

7. その他 (回答数: 11)

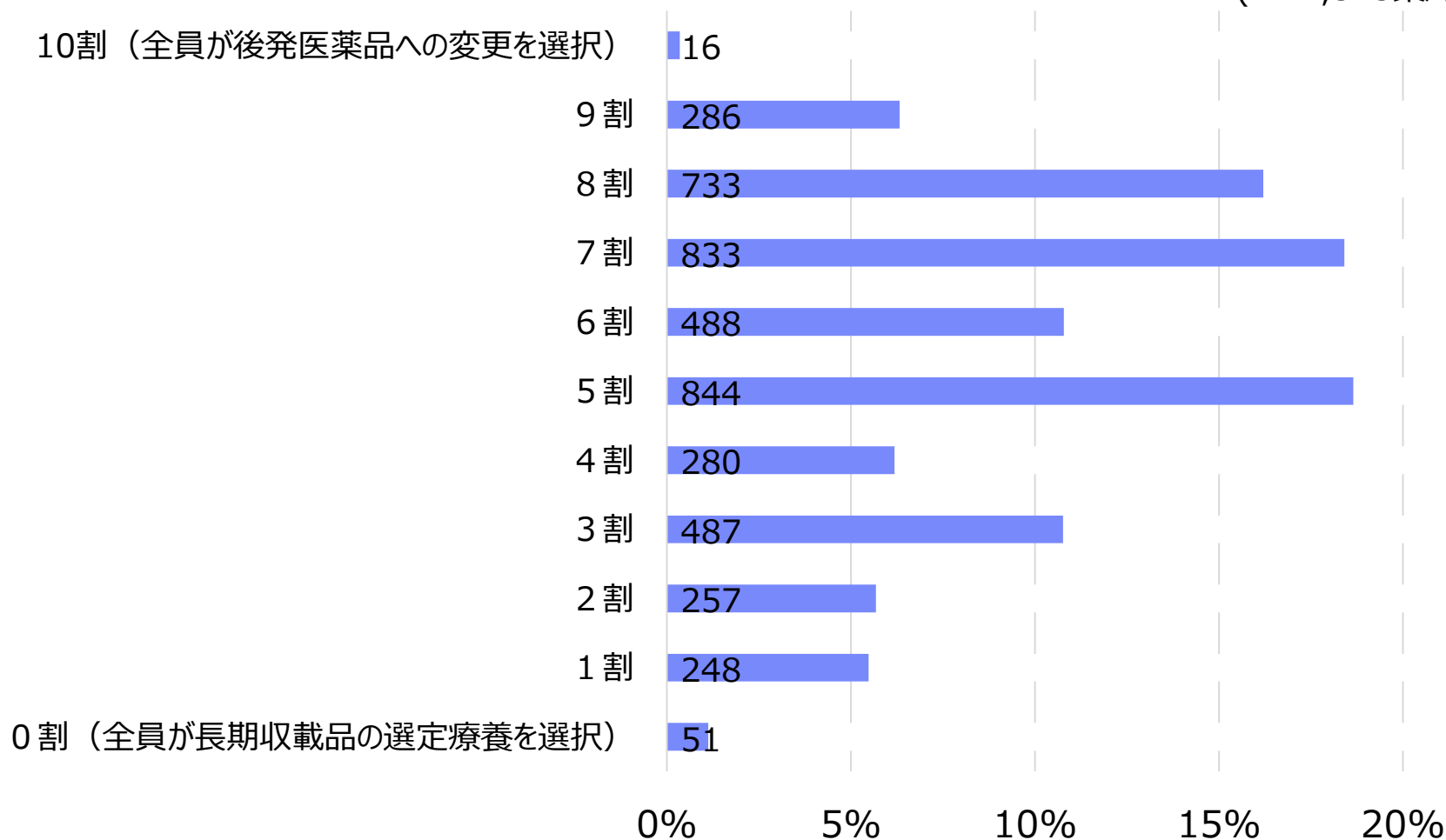
- AG医薬品の有無確認 - 生活保護受給者の先発希望への対応 - 計算式の詳細説明要求への対応
- ガイドラインの確認困難 - 特定薬剤管理指導加算3-1の算定漏れ問題

患者の選択

長期収載品に係る選定療養の説明を受けた患者のうち、後発医薬品への選択を希望された患者は、中央値で6割、平均値で5.5割であった。

問. 説明を受けた患者の薬剤選択について教えてください。長期収載品に係る選定療養の説明を受けた患者のうち後発医薬品への変更を希望された患者のおおよその割合を教えてください。

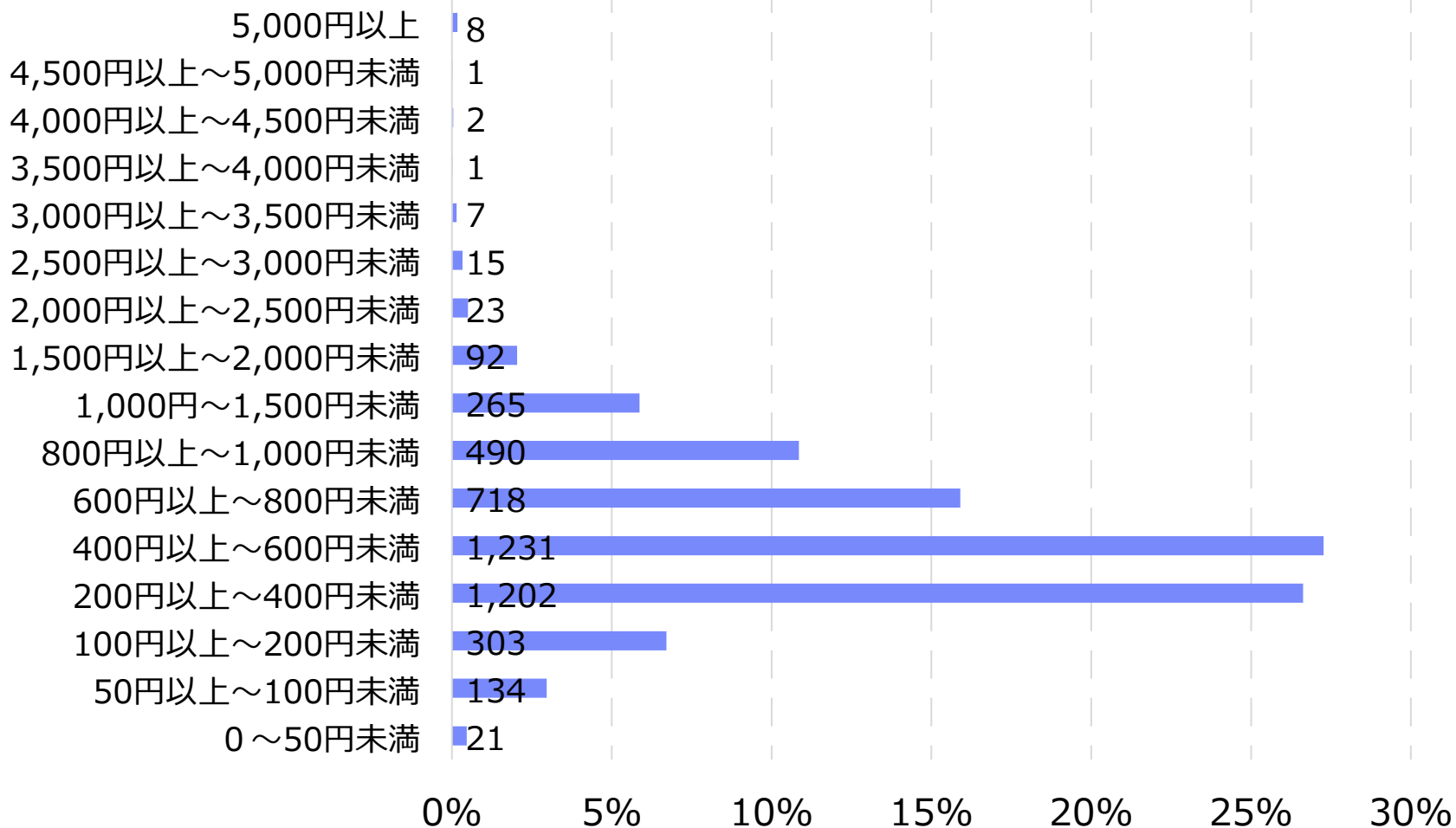
(N=4,523薬局)



特別な料金

説明を受けた患者のうち、長期収載品の選定療養を選択された患者に支払いを求める「特別の料金」の平均金額の中央値は、400円～600円未満、平均値は586円であった。

問. 説明を受けた患者のうち、長期収載品の選定療養を選択された患者に支払いを求める「特別の料金」の平均金額を教えてください。(消費税抜きのおおよその金額) (N=4,513薬局)



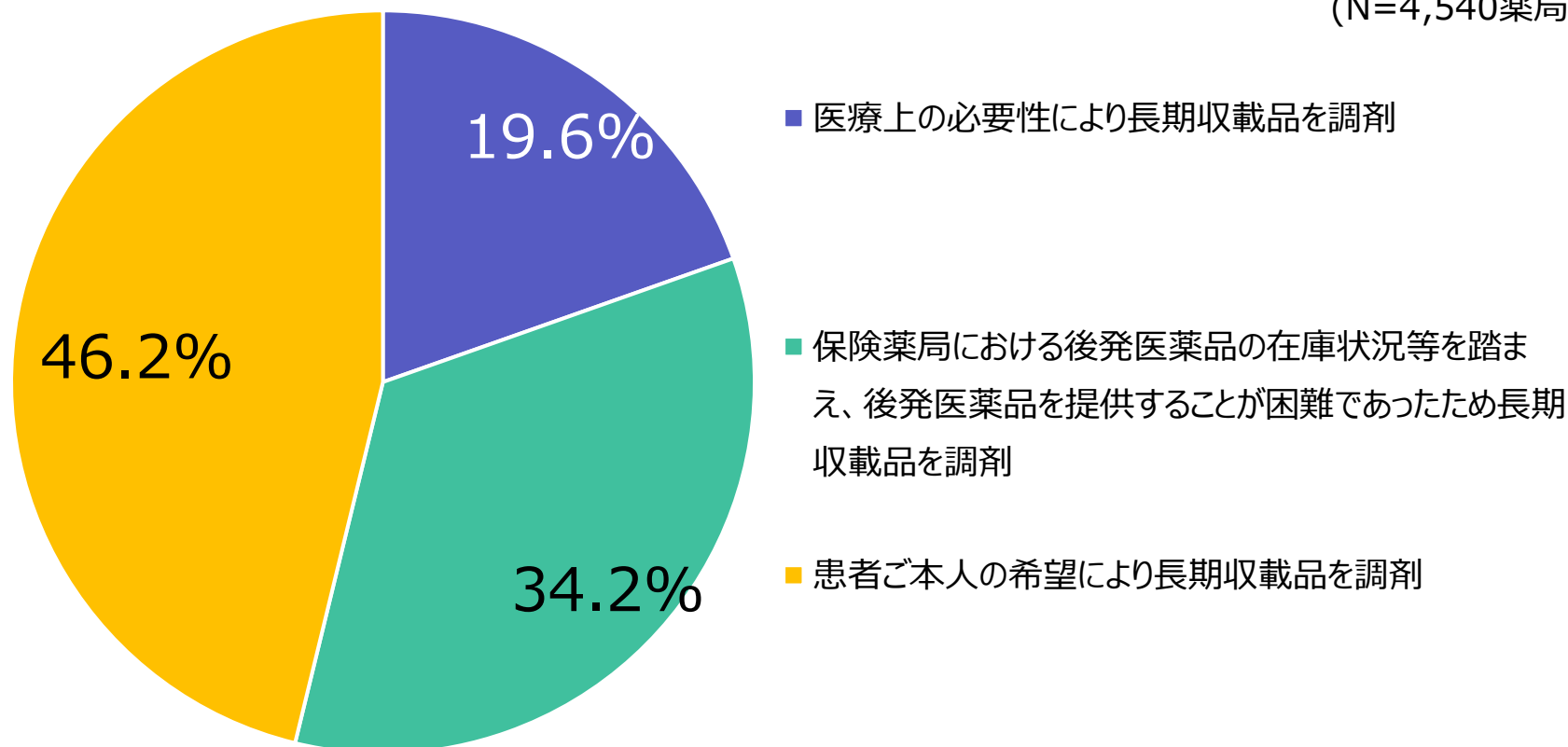
▶ 平均値は、100円以上～200円未満ならば150円などとして計算。

長期収載品を調剤した理由の構成

長期収載品を調剤した理由は、「医療上の必要性」が19.6%、「保険薬局における後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難」34.2%、「患者ご本人の希望」46.2%で構成されていた。

問. 長期収載品を調剤した患者のうち、「医療上の必要性により長期収載品を調剤」「保険薬局における後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難であったため長期収載品を調剤」「患者ご本人の希望により長期収載品を調剤」それぞれのおおよその割合を教えてください。

(N=4,540薬局)

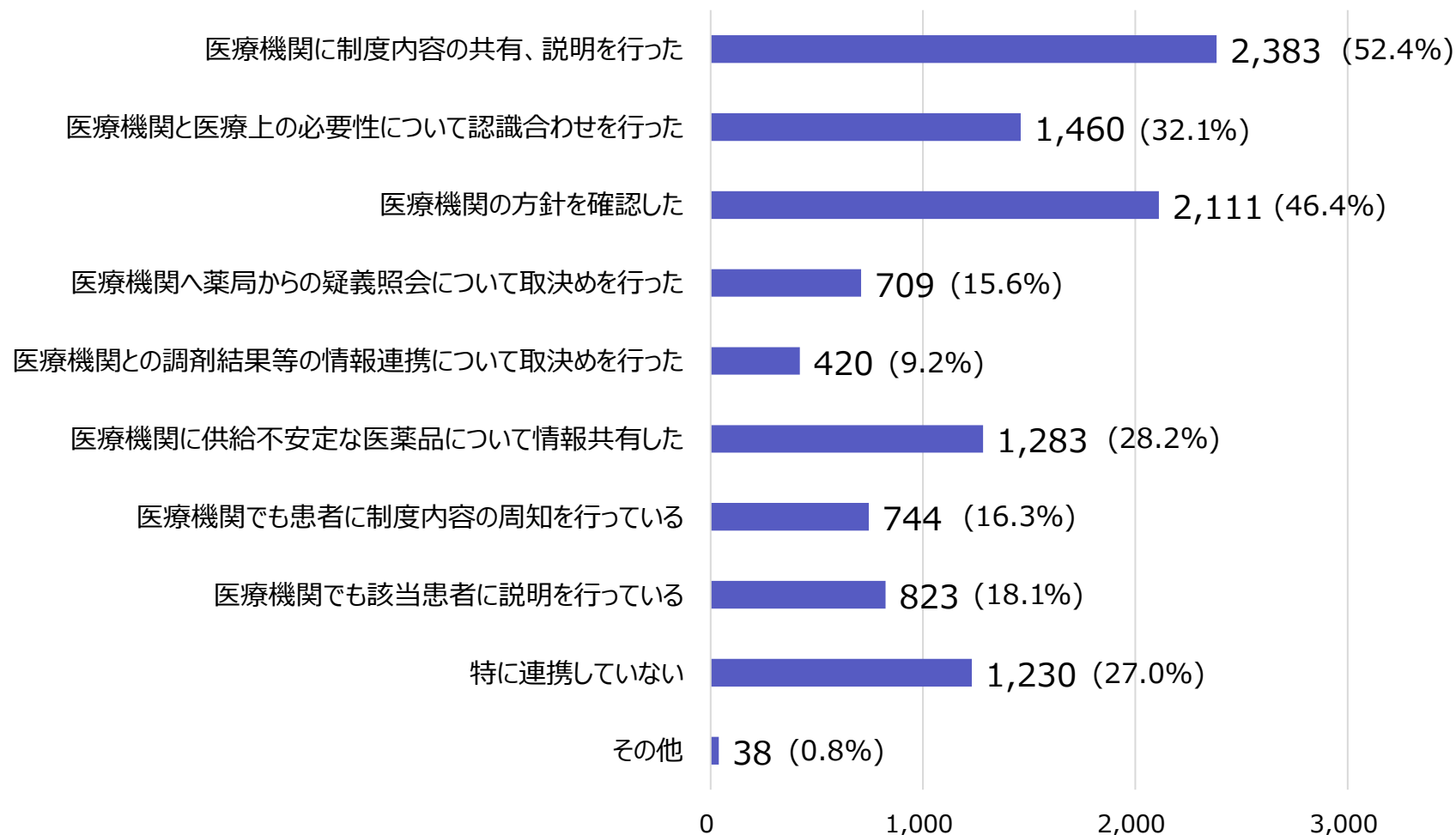


▶ 三つの理由の割合合計が10割（100%）にならない回答の場合は、合計が10割となるよう割り返して計算。

医療機関との連携

全4,551薬局のうち、長期収載品に係る選定療養に関して、医療機関と連携を取っている薬局は73.0%であった。

問. 長期収載品に係る選定療養に係る、応需先医療機関との連携について教えてください。(複数回答可)
※連携されている医療機関が複数ある場合は、応需実績が多い医療機関についてご回答ください。(N=4,551薬局)



医療機関との連携（その他のコメント）

問。「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。また、長期収載品の選定療養に係る、応需先医療機関との連携について特出すべき事例がありましたら教えてください。（任意回答、フリーコメント）（N=45薬局）

1. 一般名処方への変更（回答数: 18）

- 本制度をきっかけに一般名処方に変更された - 対象薬品は一般名処方になった
- 一般名処方が増えた - 後発品が存在しない医薬品でもすべて一般名で処方箋を発行するので、薬局で対応するように言われた

2. 特定患者に関する相談（回答数: 8）

- 特定の患者さんについて選定療養の対象になるかを相談した - 元々変更不可がっていた患者さんについて個別に相談した
- 生活保護などの選定療養対象外の方の先発品希望について相談した - 特定患者の処方について事前に情報提供を行った

3. 処方箋の記載方法に関する協議（回答数: 4）

- アリピプラゾールのような、先発品に適応があって大多数の後発品に適応のない病名がある際の処方箋の記載の仕方について協議した
- 処方箋への記載方法などについて相談した

4. 勉強会・説明会の実施（回答数: 4）

- 処方元の依頼で、選定療養対象の先発品を調剤している患者のリストを共有した
- 薬歴より選定療養対象患者のリスト化を行い、病院へ説明会を開催した
- メーカーを呼んで合同の勉強会を行い、大まかな取り決めをおこなった
- 9月中に選定療養の説明を行い、医療上の必要性がある患者についてはレポートで報告した

5. 課題や問題点の指摘（回答数: 5）

- 医師が選定療養について理解がなく、医師不可のコメントが入っていなかったり、患者に先発品で不可にしておくと話したが処方箋に反映されていないため疑義照会になるケースがあった
- 長期収載品と後発品の適応違いがある医薬品は、変更してよいかどうか処方箋からは正確に判断できないため、対象患者全員に疑義照会の必要があり、業務の負担が大きい
- 制度の説明を数回行ったが、患者希望の理由であろう医薬品についても医療上の理由でチェックされているため、都度疑義照会を行っており双方の負担が増えている。患者負担が増えてしまうのが病院側はネックに考えているようだ

6. その他（回答数: 6）

- 掲示物の作成を行い、近隣の医療機関に掲示してもらった - オースライズドジェネリック（AG）の有無について情報提供した
- ○○ローションのジェネリックの使用感が異なるため、応需医療機関と相談し複数の銘柄を採用した

特出すべき事例 – 好事例 –

制度説明に際して、患者意思の再確認や、意識変化につながり、後発医薬品使用率も向上している。

問. これまでの設問で回答されていない長期収載品に係る選定療養についての好事例、困った事例など、特出すべき事例があれば教えてください。(任意回答、フリーコメント) (N=722薬局)

1. 後発医薬品使用率の向上 (回答数: 約130)

- 後発医薬品使用率が上がった。 - 小児や、公費負担患者の後発品使用率が上昇した。

2. 患者の意識変化 (回答数: 約70)

- 今まで頑なにGE使用を拒否していた患者が、自己負担額の増額となったらGEを選択するようになった。
- 制度について説明すると、後発品へ変更してくださる患者様が意外に多かった。
- 先発医薬品であることを知らずにずっと継続していた患者様の意思再確認の機会になった。
- 患者自身が薬剤の選択について考えるきっかけとなった。

3. その他の好事例 (回答数: 約50)

- 処方の見直しにつながった。
- オーソライズドジェネリック (AG) の存在をお知らせすると変更してくれる場合がある。
- 薬剤師の説明スキルが向上した
- 患者とのコミュニケーションが増え、信頼関係が深まった。

特出すべき事例 – 困った事例 1 –

患者への説明だけでなく、医療機関や医師への説明や連携にも苦慮している状況が見られる。また、後発医薬品の品目数が増え、長期収載品が不動態在庫となる在庫管理上の課題が生じており、改定時の評価損の懸念も大きい。

問. これまでの設問で回答されていない長期収載品に係る選定療養についての好事例、困った事例など、特出すべき事例があれば教えてください。(任意回答、フリーコメント) (N=722薬局)

1. 患者への説明・対応の困難さ (回答数: 約180)

- 制度の複雑さにより説明に多くの時間を要する。 - 生活保護の患者で先発希望の方への説明に苦慮する。
- 公費負担で今まで自己負担がなかった先発希望の患者はなかなか納得が得られず特に説明に苦慮することがある。
- 外国人に対する説明が大変。 - 後発品ではなく先発品を希望かつ差額分の自費を支払いたくない患者への対応。
- 小児や高校生が薬を受け取りに来て、選定療養の話をしていても分からないと言われた。

2. 医療機関との連携の課題 (回答数: 約120)

- 「治療上必要の変更不可」の欄は「×」、備考の変更不可理由には「患者希望により変更不可」と記載、確認するため疑義照会した。
- 後発品変更不可について処方箋記載不備があり問い合わせが発生した。
- 薬局から制度を説明しても医師に理解してもらえず。
- 「医療上の必要性」の判断基準が不明確で疑義照会が増加している。

3. 在庫管理の問題 (回答数: 約100)

- 後発品への変更が進むことで長期収載品が不動態在庫となった。廃棄リスクが高まっている。
- 品目数が増えてしまい、在庫金額が上がり管理も大変になった。
- 後発品の安定供給に不安があり在庫確保に苦慮している。

4. 制度自体への疑問・課題 (回答数: 約80)

- 差額の計算が違っているとわれそう。 - 生活保護受給者は選定療養対象から外れていることが納得できない。
- 制度の複雑さにより現場の負担が増大している。 - 薬価差が小さい薬剤でも高額な負担が発生するケースがある。

特出すべき事例 – 困った事例 2 –

制度運用により他業務に影響が出ており、レセプト請求や薬歴記載の複雑化といった状況も報告された。また、適応症の違いや流通不安定といった後発医薬品に関する課題も生じている。

問. これまでの設問で回答されていない長期収載品に係る選定療養についての好事例、困った事例など、特出すべき事例があれば教えてください。(任意回答、フリーコメント) (N=722薬局)

5. 業務負担の増加 (回答数: 約80)

- 説明や算定に要する時間が増え、他の業務に影響が出ている。
- レセプト請求や薬歴記載の複雑化による負担増。
- 頻繁な制度変更への対応に追われている。
- 特定薬剤管理指導加算の算定漏れリスクが高まっている。

6. 特別な料金の発生に関する問題 (回答数: 約70)

- 特別な料金として5000円以上、1万円以上の支払いが発生したケースもある。高額な場合に経済的負担が大きい
- 小児や学生が来局した際に対応に苦慮する。 - 公費患者の自己負担発生に対する不満が多い。

7. 後発医薬品に関する問題 (回答数: 約60)

- 後発品の流通不安定による欠品や納期遅延増加。 - 長期収載品と後発品の適応症の違いによる混乱。
- 後発品使用で、コンプライアンス不良につながる主訴や効果減少、添付文書上にはない副作用様症状の訴え等あり。

8. その他 (回答数: 約60)

- 計算式を実際に見せてほしいとの患者様があり、とても負担。 - 特定薬剤管理指導加算 3 ー□の算定が難しい。
- 制度開始直後の混乱により、待ち時間が大幅に増加した。

重点的に丁寧な説明が必要となる場合の評価

- ▶ 服薬指導を行う際に、特に患者に対して重点的に丁寧な説明が必要となる場合における評価の新設
 - ①特に安全性に関する情報活用が必要となる、医薬品リスク管理計画に基づく説明資料を活用する場合及び緊急安全性情報等の医薬品の安全性に関する情報を提供する場合
 - ②長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして導入された選定療養の対象となる品目が処方された患者に対する制度の説明が必要な場合等

(新) 特定薬剤管理指導加算3 **5点**

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合

[主な算定要件]

- (1) 服薬管理指導料を算定するに当たって行った薬剤の管理及び指導等に加えて、処方された医薬品について、保険薬剤師が患者に重点的な服薬指導が必要と認め、必要な説明及び指導を行ったときに患者1人につき当該医薬品に関して最初に処方された1回に限り算定する。
- (2) 「イ」については、以下の場合をいう。
 - ・RMPの策定が義務づけられている医薬品について、当該医薬品を新たに処方された場合に限り患者又はその家族等に対し、RMPに基づきRMPに係る情報提供資料を活用し、副作用、併用禁忌等の当該医薬品の特性を踏まえ、適正使用や安全性等に関して十分な指導を行った場合
 - ・処方された薬剤について緊急安全性情報、安全性速報が新たに発出された場合に、安全性に係る情報について提供及び十分な指導を行った場合
- (3) 「ロ」については、以下の場合をいう。
 - ・後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合
 - ・医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合

参考) 処方箋様式

処 方 箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)										
公費負担者番号				保険者番号						
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (枝番)						
患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称						
	生年月日		明大昭平令 年 月 日	男・女	電話番号					
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名 ㊞						
				都道府県番号	点数表番号	医療機関コード				
交付年月日		令和 年 月 日		処方箋の使用期間		令和 年 月 日		特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。		
処方	変更不可 (医療上必要)	患者希望	個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。							
	<div style="text-align: center; padding: 10px;"> <h2 style="color: blue; margin: 0;">薬局現場にて目視で確認しなければならない項目が多い。</h2> </div>									
備考	リフィル可 <input type="checkbox"/> (回)									
	保険医署名		「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。							
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供									
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) <input type="checkbox"/> 1回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)										
調剤済年月日		令和 年 月 日		公費負担者番号						
保険薬局の所在地及び名称		保険薬剤師氏名 ㊞		公費負担医療の受給者番号						

様式第二号(第三十三条関係)

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
 2. この用紙は、A列5番を標準とする。
 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医師氏名」と読み替えるものとする。

調査内容

調査内容

2024年10月吉日

一般社団法人日本保険薬局協会
正会員各位

一般社団法人 日本保険薬局協会
医薬品流通・OTC 検討委員会
医療制度検討委員会

医薬品流通に係る業務実態把握アンケート（1薬局1回答）のご協力のお願い

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また平素は会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年3月に医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係が遵守すべきガイドラインが改訂、同月に発出された現下の医療用医薬品の供給状況におけるやむを得ない場合の変更調剤の取扱いについての事務連絡、同年10月より施行された長期収載品に係る選定療養など、医薬品流通に係る薬局の業務に影響を与える政策が施行されております。

このような環境変化を踏まえて、薬局の業務実態や、負担、課題、好事例を把握するための調査を企画いたしました。

本調査は、会員各社における薬局事業に貢献できる内容であること、また、今後の薬局、薬剤師に係る制度や評価に関して、行政や業界団体への要望活動等の基礎データとしたいと考えております。ご多用のところ恐縮ですが、ご協力のほどお願い申し上げます。

- 目的：医薬品流通に係る薬局の業務実態を把握するため
- 対象：保険調剤業務を取り扱う薬局 1薬局 1回答 回答所要時間約20分
- 内容：全54問
 - ・ 薬局機能及び体制（10問）
 - ・ 後発医薬品の自主回収や出荷調整の影響（5問）
 - ・ 卸が限定されている医療用医薬品の入手について（6問）
 - ・ 一社流通である理由の薬局への説明状況（7問）
 - ・ 医薬品卸の休日配送について（9問）
 - ・ 「変更調剤の取扱いについて」事務連絡の影響（3問）
 - ・ 長期収載品に係る選定療養について施行直後の対応状況（14問）
- 方法：会員企業窓口担当者より管轄薬局にWEBフォームをご案内ください。
WEBフォーム <https://forms.gle/adkTw5RB4V5hsWYo7>
- 回答期日：2024年11月1日（金）～2024年12月4日（水）
- 実施主体：一般社団法人日本保険薬局協会 医薬品流通・OTC 検討委員会/医療制度検討委員会
- 倫理審査：日本薬局学会倫理審査委員会 受付番号 24014

【アンケートポリシー】

調査に関して、WEBフォームの構築及び回答データの蓄積は、外部に委託し、当協会と受託者は秘密保持契約を締結しています。受託者は回答会社名や、回答薬局名、回答者名等、個社や個人が特定できる情報を削除し、それらが含まれていないことを確認したうえで、データが当協会事務局へ提供され分析が行われます。データ集計、分析、報告書の作成、情報発信の過程において、ご回答いただいた個社及び回答者の情報が当協会内外に漏れることはございません。また、本調査の報告書はNPhAホームページへの公開を予定し

ており、その他、学会発表等の学術活動、行政や医療業界団体への情報提供等の業界活動として活用される可能性がございます。

本調査の目的及びアンケートポリシーにご賛同いただける場合にご回答お願いいたします。回答後に回答データの削除を希望される場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。なお、ご回答いただけない場合であっても何ら不利益を被ることはございません。

【問い合わせ先】

一般社団法人 日本保険薬局協会 事務局 石井 僚
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング4階
TEL：03-3243-1075 メール：ryo.ishii.jg7@ainj.co.jp

以上

医薬品流通に係る業務実態把握アンケート（1薬局1回答）の内容

（回答はWEBフォーム <https://forms.gle/adkTw5RB4V5hsWYo7> にお願います。）

本調査の対象は保険調剤業務を取り扱う薬局であり、「★」は必須回答設定の設問となります。フリーコメントによる回答の場合は、個人情報は記載せず状況がわかるようできるだけ詳細にご記載ください。また、複数ある場合は箇条書きにてご記載ください。

■薬局機能及び体制についてお伺いします

★問1. 貴店の所在する都道府県を教えてください。

01北海道 02青森県 03岩手県 04宮城県 05秋田県 06山形県 07福島県 08茨城県 09栃木県 10群馬県 11埼玉県 12千葉県 13東京都 14神奈川県 15新潟県 16富山県 17石川県 18福井県 19山梨県 20長野県 21岐阜県 22静岡県 23愛知県 24三重県 25滋賀県 26京都府 27大阪府 28兵庫県 29奈良県 30和歌山県 31鳥取県 32島根県 33岡山県 34広島県 35山口県 36徳島県 37香川県 38愛媛県 39高知県 40福岡県 41佐賀県 42長崎県 43熊本県 44大分県 45宮崎県 46鹿児島県 47沖縄県

★問2. 貴店の立地形態について一番当てはまるものを選んでください。

病院前（500床以上） 病院前（200床以上500床未満） 病院前（200床未満）
 診療所前 病院敷地内 診療所敷地内 モール型（医療ビル含む） 面対応
 在宅医療特化型

★問3. 保険薬局開設と同一法人もしくは同一グループによりドラッグストア等の店舗販売業を併設されていますか？

併設あり 併設なし

★問4. 貴店が所属する薬局グループ全体の薬局数について教えてください。

1薬局 2～5薬局 6～19薬局 20～99薬局 100～299薬局 300薬局以上

★問5. 認定薬局取得や健康サポート薬局届出について教えてください（複数回答可）

地域連携薬局 専門医療機関連携薬局 健康サポート薬局 なし

調査内容

★問6. 調剤基本料を教えてください。

- 調剤基本料 1 調剤基本料 2 調剤基本料 3-イ 調剤基本料 3-ロ
調剤基本料 3-ハ 特別調剤基本料 A 特別調剤基本料 B

★問7. 下記の加算のうち、算定しているものをすべて選択してください。(複数回答可)

※「地域支援体制加算」「後発医薬品調剤体制加算」「医療 DX 推進体制整備加算」「在宅薬学総合体制加算」のそれぞれの加算においては複数選択しないようご注意ください。

- 地域支援体制加算 1 地域支援体制加算 2 地域支援体制加算 3 地域支援体制加算 4
後発医薬品調剤体制加算 1 (21 点) 後発医薬品調剤体制加算 2 (28 点)
後発医薬品調剤体制加算 3 (30 点)
連携強化加算 (5 点)
医療 DX 推進体制整備加算 1 (7 点) 医療 DX 推進体制整備加算 2 (6 点)
医療 DX 推進体制整備加算 3 (4 点)
在宅薬学総合体制加算 1 (15 点) 在宅薬学総合体制加算 2 (50 点)
該当するものなし

★問8. 2024年10月単月の月間処方せん受付回数を教えてください。(半角整数 単位:回) 例: 2345

●●●●

問9. 回答時点で在庫している医療用医薬品数について ※規格違いは1品目としてください。

★問9-1. 全医療用医薬品の在庫品目数を教えてください。※「地域支援体制加算」算定している場合は「1,200品目以上」が選択されるはずですのでご注意ください。

- 500 品目未満 500-600 品目未満 600-700 品目未満 700-800 品目未満
800-900 品目未満 900-1,000 品目未満 1,000-1,100 品目未満
1,100-1,200 品目未満 1,200-1,300 品目未満 1,300-1,400 品目未満
1,400-1,500 品目未満 1,500-1,600 品目未満 1,600-1,700 品目未満
1,700-1,800 品目未満 1,800-1,900 品目未満 1,900-2,000 品目未満
2,000-2,500 品目未満 2,500-3,000 品目未満 3,000-3,500 品目未満
3,500-4,000 品目未満 4,000-4,500 品目未満 4,500-5,000 品目未満 5,000 品目以上

★問9-2. 後発医薬品の在庫品目数を教えてください。※後発医薬品とは診療報酬点数における後発医薬品をさします。

- 50 品目未満 50-100 品目未満 100-200 品目未満 200-300 品目未満
300-400 品目未満 400-500 品目未満 500-600 品目未満 600-700 品目未満
700-800 品目未満 800-900 品目未満 900-1,000 品目未満 1,000-1,100 品目未満
1,100-1,200 品目未満 1,200-1,300 品目未満 1,300-1,400 品目未満
1,400-1,500 品目未満 1,500-1,600 品目未満 1,600-1,700 品目未満

3

- 1,700-1,800 品目未満 1,800-1,900 品目未満 1,900-2,000 品目未満 2,000 品目以上

医薬品流通・OTC 検討委員会

医療用医薬品の流通状況やそれに係る負担感を把握することを目的としています。

■問10. 後発医薬品の自主回収や出荷調整の影響についてお教えてください。

★問 10-1. 後発医薬品の使用割合の算出において後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱い(2024年9月24日事務連絡通知)によって後発医薬品調剤体制加算へ影響はありましたか?

- 加算ランクがアップした 加算ランクのダウンが回避された 加算ランクへの影響はなかった

★問 10-2. 前回調査時(2023年7月)と比較して現在の後発医薬品の流通状況についてお教えてください。

- 悪化している やや悪化している 変わらない やや改善された 改善された

★問 10-3. 現在の後発医薬品調剤割合を維持するための負担について教えてください。

- 大きな負担 負担 やや負担 負担でない

★問 10-4. 2020年12月に抗真菌剤に睡眠導入剤が混入する事件が発生し、その後、複数の医薬品メーカーにおいて多数の医薬品製造における製造管理問題、GMP(医薬品の製造管理及び品質管理の基準)違反等が発覚しました。これらの事件に感染症流行等の環境要因も加わり、幅広い医薬品の供給に支障が生じ、現在に至るまで医薬品供給が不安定な状況が続いています。このように顕著な医薬品供給不足となった2020年12月以前と比較した現在の医薬品の供給状況についてお教えてください。

※薬局勤務歴より2020年12月以前の状況がわからない場合は、「わからない」を選択ください。

- 2020年12月以前と比べてとても不安定である 2020年12月以前と比べてやや不安定である
2020年12月以前と比べてやや安定している 2020年12月以前と比べてとても安定している
わからない

★問 10-5. 医薬品の配送・納品予定、卸在庫状況、代替品情報の入手方法を教えてください。(複数回答可)

- 卸へ連絡(電話等) 卸のホームページやアプリ メーカーへ連絡(電話等)
メーカーのホームページやアプリ 業界団体や学会等からの情報 行政からの情報
貴店が所属する薬局グループの本部へ連絡(電話等)
周囲の他薬局へ連絡(電話等) 特になし その他(フリーコメント)

薬価改定や物価上昇等の影響を受けて医薬品の中で不採算品が増えていること等から、入手できる卸が限定されている医療用医薬品が増えており、そのことが薬局現場に与えている状況を把握することを目

4

調査内容

的としています。

■問 11. 卸が限定されている医療用医薬品の入手について教えてください

★問 11-1. 入手できる卸が限定されている医療用医薬品（供給不安とは関係なく今まで取り扱っていた卸が急に取引を停止した事例）について教えてください。卸が限定されることで困ったことや負担となることがありますか？

ある ない わからない

問 11-2. 「ある」を選択した場合は困っていること、負担となることを教えてください。（複数選択可）

発注先の卸変更 新規取引卸の口座開設 卸への納品時期の確認 取引卸数が増えた

発注先の卸がわからない 患者の継続服用が途切れる

患者への欠品対応（説明や郵送等） その他

問 11-3. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。（任意回答、フリーコメント）

例：発注先がわからないため取引卸にすべて問い合わせを行った。/取引卸への注文が増加し発注しても新規取引のため後回しにされて欠品が続いた。

★問 11-4. 貴店において、入手できる卸が一社に限定されている（以下、「一社流通」という）医療用医薬品の取り扱いがありますか？

ある ない わからない

問 11-5. 「ある」と回答された方にお聞きします。一社流通であるために医薬品の供給が遅れるなど、患者にご迷惑をかかったことがありますか？

ある ない わからない

問 11-6. 「ある」を選択した場合は、一社流通であるために患者にご迷惑がかかったなどの具体的な事例を教えてください。（任意回答、フリーコメント）

例：取引卸で欠品した場合に他に発注先がなくて困った。

入手できる卸が一社に限定されている（以下、「一社流通」という）医療用医薬品について、一社流通である理由の薬局への説明状況を把握することを目的としています。

■問 12. 「一社流通を行うメーカーは、自ら又は卸売業者と協力し、その理由について、保険薬局に対して丁寧に情報提供を行うこと。また、一社流通を行うメーカー及び卸売業者は、その医薬品の安定供給を行うこと。」と、2024年3月改訂の医薬品流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドラインに記されました。

★問 12-1. 貴店において、一社流通の理由をメーカーから説明をされたことはありますか？

報告及び理由の説明があった 報告はあったが理由の説明はなかった 報告もなかった
わからない

★問 12-2. 貴店において、一社流通の理由を卸から説明をされたことはありますか？

報告及び理由の説明があった 報告はあったが理由の説明はなかった 報告もなかった
わからない

問 12-3. 問 12-1 及び問 12-2 において「理由の説明があった」と回答された場合は、該当の医薬品名とメーカー名を教えてください。（任意回答、フリーコメント）

例：A 製薬の B 薬については希少疾病の患者数が少ないため安定供給を確保するために一社流通になると説明を受けた。

問 12-4. 「理由の説明があった」と回答された方にお聞きします。説明された一社流通の理由を教えてください。（複数回答可）

対象患者が限定されている医薬品のため 特殊な流通・保管が必要な医薬品のため

高薬価の医薬品のため トレーサビリティ管理が必要な医薬品のため その他

問 12-5. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。（任意回答、フリーコメント）

例：不採算品のために一社流通となったと言われた。

問 12-6. 「理由の説明があった」と回答された方にお聞きします。一社流通の理由に納得できましたか？

すべて納得できた 一部納得できなかった まったく納得できなかった

問 12-7. 一社流通の理由の説明がなかった、または、納得できなかった具体的な事例（医薬品名含む）を教えてください。（任意回答 フリーコメント）

例：A 製薬の B 薬について「流通経路の簡素化」と説明を受けたがどのようなメリットがあるのか疑問。
/「トレーサビリティ管理が必要なため」と説明されたが他の医薬品と比べて特にリスクが高いとは思えず過剰な規制ではないか。/「メーカーとの契約上の都合」と説明され具体的な理由はなかった。

薬局は夜間・休日対応が求められる中で医薬品調達は課題として大きいと推察されますが、その課題の現状を把握するため現在の土曜日、日曜日・祝日の医薬品卸の対応状況を伺います。

■問 13. 医薬品卸の休日配送について教えてください

★問 13-1. 土曜日、日曜日・祝日の営業について教えてください。※毎週、隔週、第4週目など、定期的に営業している場合を「あり」としてください。

調査内容

土曜日営業あり 日曜・祝日営業あり 土曜、日曜・祝日営業あり 土曜、日曜・祝日営業なし

問 13-2. 現在取引のある医薬品卸は土曜日の定期配送に対応いただいていますか？

すべての卸が対応 一部卸が対応 対応してくれる卸はない

問 13-3. 現在取引のある医薬品卸は土曜日の急配に対応いただいていますか？

すべての卸が対応 一部卸が対応 対応してくれる卸はない

問 13-4. 現在取引のある医薬品卸は日曜日・祝日の定期配送に対応いただいていますか？

すべての卸が対応 一部卸が対応 対応してくれる卸はない

問 13-5. 現在取引のある医薬品卸は日曜日・祝日の急配に対応いただいていますか？

すべての卸が対応 一部卸が対応 対応してくれる卸はない

問 13-6. 医薬品卸が土曜日配送に対応する場合、貴店の業務や患者により貢献できると思いますか？

とても貢献する 少し貢献する あまり変わらない 変わらない

問 13-7. 医薬品卸が日曜日・祝日配送に対応する場合、貴店の業務や患者により貢献できると思いますか？

とても貢献する 少し貢献する あまり変わらない 変わらない

問 13-8. 医薬品卸が土曜日、日曜日・祝日に対応することで、貴店の業務や患者にどのような貢献があるのか教えてください。(複数選択可)

夜間・休日の医薬品供給 欠品削減 患者の継続服用に貢献 在庫管理の精度向上
廃棄リスク低減 返品リスク低減 特になし その他

問 13-9. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。(任意回答、フリーコメント)

例：休日や夜間に体調が悪くなった場合でも迅速に薬を入手できるため患者の QOL 向上に繋がる。

医療制度検討委員会

「変更調剤の取扱いについて」の事務連絡は薬剤師の職能を広げたものであり、その影響を把握することを目的としています。

■問 14. 2024 年 3 月 15 日に厚生労働省保険局医療課より「変更調剤の取扱いについて」の事務連絡が発出され、現下の医療用医薬品の供給状況におけるやむを得ない場合に、

- ・後発医薬品の銘柄処方における先発医薬品への変更調剤
- ・後発医薬品から規格又は剤型違いの後発医薬品への変更調剤（薬剤料がアップする場合も含む）

が患者の同意が得られれば、変更調剤が可能となりました。※処方箋を発行した医療機関への事後の情報提供は必要。

★問 14-1. 「変更調剤の取扱いについて」の事務連絡は、貴店の業務や患者にとってメリットがあると思いますか？

大いにメリットがある 少しはメリットがある あまり変わらない 変わらない
事務連絡を知らなかった

★問 14-2. 「変更調剤の取扱いについて」の事務連絡は、現下の医療用医薬品の供給状況におけるやむを得ない場合の取扱いであるが、仮に本事務連絡の内容が恒常的に認められるとした場合に、貴店の業務や患者にとってどのようなメリットがあるのか教えてください。(複数選択可)

待ち時間削減 疑義照会に係る負担軽減 服薬状況に応じた薬剤選択 医薬品の安定供給
夜間・休日の医薬品供給 欠品削減 患者の継続服用に貢献 在庫管理の精度向上
廃棄リスク低減 返品リスク低減 特になし その他

問 14-3. 「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。(任意回答、フリーコメント)

例：患者自身の体質やライフスタイルに合わせた医薬品を選択でき服薬アドヒアランスの向上に繋がる。

2024 改定で新設された特定薬剤管理指導加算 3-1 の算定状況や、長期収載品に係る選定療養について施行直後の対応状況を把握することを目的としています。

★問 15-1. 特定薬剤管理指導加算 3-1 の 2024 年 10 月単月の算定実績を教えてください。(半角整数 単位：回)

〇〇〇

★問 15-2. 特定薬剤管理指導加算 3-1 の算定実績うち、「後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合」に該当する 2024 年 10 月単月の算定実績を教えてください（おおよその感覚でも構いません）。(半角整数 単位：回)

〇〇〇

★問 15-3. 長期収載品に係る選定療養に関する該当患者への対応について、その説明内容及び対応時間の観点で負担感について教えてください。

とても負担である 少し負担である あまり負担ではない 負担ではない 該当患者なし

★問 15-4. 長期収載品に係る選定療養に関する対応について、負担となる工程について教えてください。(複数回答可)

対象患者かどうかの判断 後発医薬品の在庫の確認 対象患者への制度説明 差額の算出

調査内容

対象患者からの意向聴取、相談対応 医師への疑義照会 薬学的な判断
変更に伴う医薬品調達 変更に伴う該当医薬品の新規採用 変更に伴う欠品発生及び対応
会計対応 特になし その他

★問 15-5、「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。(任意回答、フリーコメント)

例：レセコン、薬歴への患者ごとの意向の記録

問 15-6～問 15-8 に関してはおおよその実態をご回答ください。薬局全体のおおよその実態を捉えることが難しい場合は、回答者自身の感覚によるご回答でも構いません。

★問 15-6、長期収載品に係る選定療養に関する対応について、該当患者一人当たりのおおよその説明及び対応時間(問 15-4 の選択肢で示した工程)を教えてください。

30 秒以内 30 秒～1 分以内 1 分～3 分以内 3 分～5 分以内 5 分～10 分以内
10 分～20 分以内 20 分～30 分以内 30 分～1 時間以内 1 時間以上 該当患者なし

★問 15-7、説明を受けた患者の薬剤選択について教えてください。長期収載品に係る選定療養の説明を受けた患者のうち後発医薬品への変更を希望された患者のおおよその割合を教えてください。

0 割 (全員が長期収載品の選定療養を選択)
1 割 2 割 3 割 4 割 5 割 6 割 7 割 8 割 9 割
10 割 (全員が後発医薬品への変更を選択)
該当患者なし

★問 15-8、説明を受けた患者のうち、長期収載品の選定療養を選択された患者に支払いを求める「特別の料金」の平均金額を教えてください。(消費税抜きのおおよその金額でも構いません)。

0～50 円未満 50 円以上～100 円未満 100 円以上～200 円未満 200 円以上～400 円未満
400 円以上～600 円未満 600 円以上～800 円未満 800 円以上～1,000 円未満
1,000 円～1,500 円未満 1,500 円以上～2,000 円未満 2,000 円以上～2,500 円未満
2,500 円以上～3,000 円未満 3,000 円以上～3,500 円未満 3,500 円以上～4,000 円未満
4,000 円以上～4,500 円未満 4,500 円以上～5,000 円未満 5,000 円以上
該当患者なし

問 15-9～問 15-11 に関してはおおよその実態をご回答ください。薬局全体のおおよその実態を捉えることが難しい場合は、回答者自身の感覚によるご回答でも構いません。また、問 15-9～問 15-11 の 3 問の合計が「10 割」となるようご回答をお願いします。

★問 15-9、長期収載品を調剤した患者のうち、「医療上の必要性により長期収載品を調剤」したおおよその割合を教えてください。

0 割 1 割 2 割 3 割 4 割 5 割 6 割 7 割 8 割 9 割 10 割

★問 15-10、長期収載品を調剤した患者のうち、「保険薬局における後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難であったため長期収載品を調剤」したおおよその割合を教えてください。

0 割 1 割 2 割 3 割 4 割 5 割 6 割 7 割 8 割 9 割 10 割

★問 15-11、長期収載品を調剤した患者のうち、「患者ご本人の希望により長期収載品を調剤」したおおよその割合を教えてください。

0 割 1 割 2 割 3 割 4 割 5 割 6 割 7 割 8 割 9 割 10 割

★問 15-12、長期収載品に係る選定療養に係る、応需先医療機関との連携について教えてください。(複数回答可) ※連携されている医療機関が複数ある場合は、応需実績が多い医療機関についてご回答ください。

医療機関に制度内容の共有、説明を行った
医療機関と医療上の必要性について認識合わせを行った
医療機関の方針を確認した
医療機関へ薬局からの疑義照会について取決めを行った
医療機関との調剤結果等の情報連携について取決めを行った
医療機関に供給不安定な医薬品について情報共有した
医療機関でも患者に制度内容の周知を行っている
医療機関でも該当患者に説明を行っている
特に連携していない
その他

問 15-13、「その他」を選択した場合はその具体的な内容を教えてください。また、長期収載品の選定療養に係る、応需先医療機関との連携について特出すべき事例がありましたら教えてください。(任意回答、フリーコメント)

例：一般名処方記載に変更された。/特定患者の処方について相談した。

問 15-14、これまでの設問で回答されていない長期収載品に係る選定療養についての好事例、困った事例など、特出すべき事例があれば教えてください。(任意回答、フリーコメント)

例：小児は説明の対象患者となることが多い。/近隣の薬局と説明が違うと言われた。/特別な料金として 1 万円以上の支払いが発生したケースもある。/後発医薬品に変更したことで自己負担金が下がり感謝された。/後発医薬品使用率が上がった。

調査内容

★回答者情報

※ご回答、ご意見に関してお問い合わせさせていただくこともあり得ることから回答者情報の回答を求めています。会社名、薬局名が所属会社の許可なく、NPhA 内外に公開されることはありません。

問. 所属会社名

問. 薬局名

問. 薬局の電話番号（ハイフンなし）

以上となります。ご協力ありがとうございました。

以上



Nippon Pharmacy Association

日本保険薬局協会